

全 員 協 議 会

令和8年2月17日（火）

○ 議 題

- | | |
|---|------------------|
| 1. 監査委員の選任について（資料No.1） | 「監査委員事務局」 |
| 2. 功労者の選定について（資料No.2） | 「総務課」 |
| 3. 人権擁護委員候補者の推薦について（資料No.3） | 「人権啓発センター」 |
| 4. 専決処分報告について（1/30 専決3号）（資料No.4） | 「政策企画課」 |
| 5. 専決処分報告について（1/23 専決1号）（資料No.5） | 「財政課」 |
| 6. 専決処分報告について（1/30 専決2号）（資料No.6） | 「子育て支援課」 |
| 7. 条例議案について（資料No.7） | 「総務課」 |
| 8. 江津市過疎地域持続的発展計画を定めることについて（資料No.8） | 「財政課」 |
| 9. 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について（資料No.9） | 「財政課」 |
| 10. 工事請負契約の締結について（資料No.10-1, 10-2） | 「管財課」 |
| 11. 財産の無償譲渡について（資料No.11） | 「都市計画課」 |
| 12. 令和8年度当初予算の概要について（資料No.12-1, 12-2, 12-3） | 「財政課」「水道課」「下水道課」 |
| 13. カーボンニュートラル推進事業について（資料No.13） | 「政策企画課」 |
| 14. 定住促進総合対策事業について（資料No.14） | 「地域振興課」 |
| 15. 私立保育所施設整備補助金（資料No.15） | 「子育て支援課」 |
| 16. 地域医療支援対策事業について（資料No.16） | 「健康医療対策課」 |
| 17. 防災減災事業について（資料No.17） | 「農林水産課」 |
| 18. 地場産業振興センター運営事業について（資料No.18） | 「商工観光課」 |

19. 橋梁長寿命化事業について（資料No.19） 「土木建設課」
20. 都市公園改修整備事業・公園施設長寿命化事業（資料No.20） 「都市計画課」
21. 防災減災対策費について（資料No.21） 「総務課」
22. 仮称西部統合小学校建設事業（資料No.22） 「学校教育課」
23. 放課後児童クラブ事業について（資料No.23） 「社会教育課」
24. 物価高騰対策費について（資料No.24） 「子育て支援課、学校教育課」
25. 令和7年度補正予算の概要について（資料No.25-1, 25-2, 25-3）
「財政課」「水道課」「下水道課」
26. 物価高騰対策費について（資料No.26） 「商工観光課」
27. 通学路整備事業について（資料No.27） 「土木建設課」
28. 仮称西部統合小学校建設事業について（資料No.28） 「学校教育課」

監査委員（識見）の選任について

【候補者】

のうみ ゆたか
野海 豊

【経歴】

【現在の活動】

功労者の選定について

令和 8 年度功労者名簿

江津市表彰条例第 4 条第 1 号該当（1 名）

(市長又は市議会議員で、規定の在職年数に達した者)

氏名	住所	事績
かじ 鍛治 恵巳子		江津市議会議員として地方自治の振興に寄与

江津市表彰条例第 4 条第 2 号該当（1 名）

(副市長、固定資産評価員、教育長及び就任について公選又は議会の選挙若しくは同意によることを必要とする職にある者の在職年数が 15 年以上の者)

氏名	住所	事績
おおの 大野 康宏		固定資産評価審査委員として公平な税務行政の推進に寄与 (15 年以上)

江津市表彰条例第 4 条第 3 号該当（2 名）

(市の公益又は公共福祉の増進のため 100 万円以上の金品を寄附した者)

氏名	住所	事績
ふくだ 福田 市子		物品の寄附 (電子黒板 1,993,200 円)
かねだ 金田 朋子		高齢者福祉に対する寄附 (100 万円)

江津市表彰条例第4条第4号該当（8名）

(市の自治振興、産業文化の興隆、その他公共の福祉増進等についての功労が顕著で

ある者：議会の同意が必要)

氏 名	住 所	事 績
三上 良紀 みかみ よしのり		保護司として民生の安定に寄与（20年以上）
樽床 長司 たるとこ ながし		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）
徳田 晃 とくだ あきら		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）
重田 敏光 しげた としみつ		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）
寺戸 隆司 てらど たかし		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）
上手 弘行 かみて ひろゆき		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）
井上 洋一 いのうえ よういち		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）
工村 学 くむら まなぶ		消防団員として民生の安定に寄与（35年以上）

人権擁護委員候補者の推薦について

【候補者】

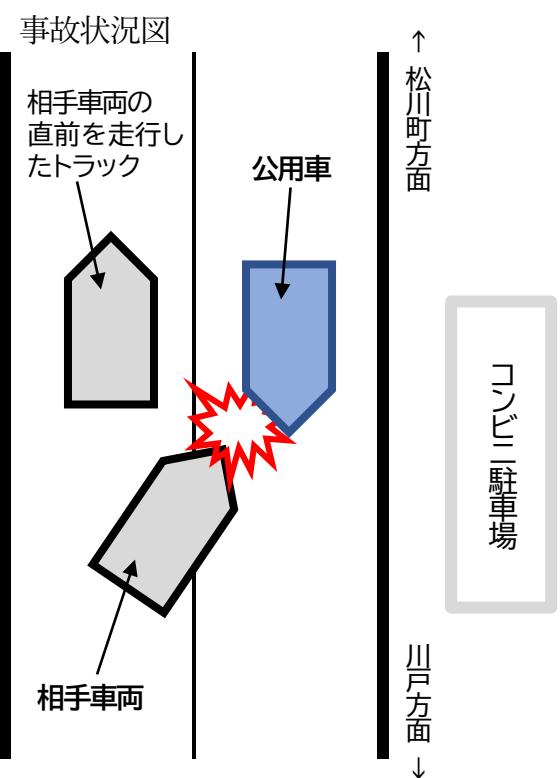
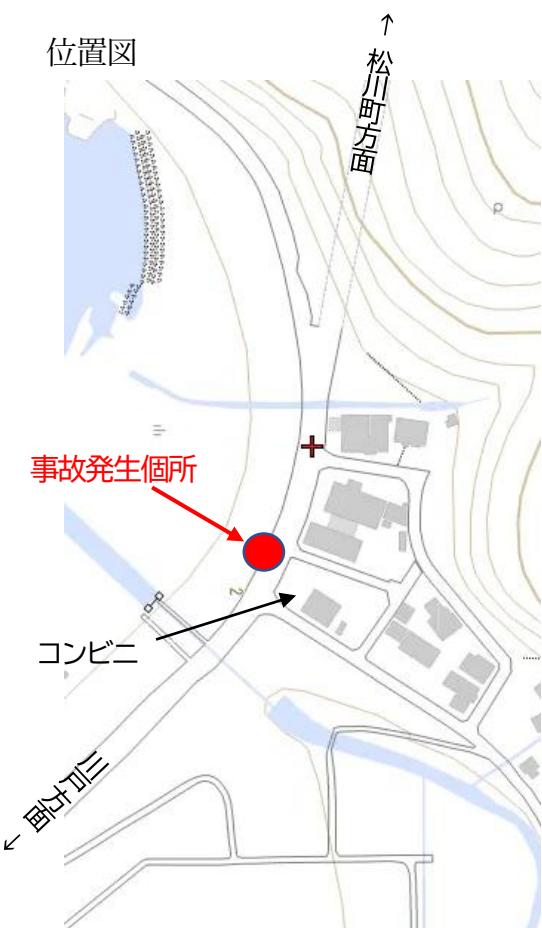
さいとう きみこ
齊藤 紀美子

【経歴】

【現在の活動】

専決処分について
(車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和7年2月27日午後0時頃
2. 事故発生場所	江津市桜江町谷住郷（国道261号コンビニ前付近）
3. 事故の状況	国道261号を川戸方面に走行中の公用車に対し、対向車線のトラックの直後を走行していた相手車が一時停止をせずにコンビニ方向へ右折したため、双方の車両が破損した。
4. 当方の過失率	10%
5. 損害賠償の額	49,910円
6. 示談日	令和8年1月28日
7. 専決処分日	令和8年1月30日



令 和 7 年 度

1月23日専決補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

1月23日専決補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		19,633,481	21,350	19,654,831	19,009,390	645,441	3.4
特別会計	国民健康保険事業	3,033,620		3,033,620	3,187,368	△ 153,748	△ 4.8
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,627	△ 80	△ 4.9
	後期高齢者医療事業	874,098		874,098	881,845	△ 7,747	△ 0.9
	小計	3,909,265	0	3,909,265	4,070,840	△ 161,575	△ 4.0
合計		23,542,746	21,350	23,564,096	23,080,230	483,866	2.1

令和7年度 一般会計補正予算(第8号)総括表

1月23日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,445,560		6,445,560	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	96,122		96,122	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,884,843		2,884,843	
15. 県支出金	1,257,635	21,342	1,278,977	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄 付 金	621,319		621,319	
18. 繰 入 金	1,170,236		1,170,236	
19. 繰 越 金	630,740		630,740	
20. 諸 収 入	768,341	8	768,349	
21. 市 債	1,901,200		1,901,200	
歳 入 合 計	19,633,481	21,350	19,654,831	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	140,669		140,669	
2. 総 務 費	3,469,336	21,350	3,490,686	
3. 民 生 費	5,977,713		5,977,713	
4. 衛 生 費	1,765,305		1,765,305	
5. 労 働 費	49,487		49,487	
6. 農林水産業費	728,682		728,682	
7. 商 工 費	364,574		364,574	
8. 土 木 費	2,393,419		2,393,419	
9. 消 防 費	727,729		727,729	
10. 教 育 費	1,904,433		1,904,433	
11. 災害復旧費	84,650		84,650	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,633,481	21,350	19,654,831	

令和7年度 1月23日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの		
15 県支出金	1,257,635	21,342	1,278,977	衆議院議員選挙執行経費 21,270	衆議院議員選挙啓発推進委託費	72
20 諸収入	768,341	8	768,349	雇用保険料納付金 8		
合 計		21,350				

令和7年度 1月23日専決補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
衆議院議員選挙費		21,350	21,350		21,342		8	
衆議院議員選挙費	衆議院議員選挙経費							

条例名	江津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	区分	新制定
制定の理由	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、令和7年11月13日付内閣府令第95号により定められた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、市が条例で定める基準について国の基準のとおりとする。 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等	江津市特定乳児等通園支援事業の確認に関する規則		
備考	令和8年1月30日専決処分		

江津市条例第1号

江津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

江津市規則第1号

江津市特定乳児等通園支援事業の確認に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認に関する手続等を行うことについて、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び江津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年江津市条例第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第54条の2第2項の規定により、乳児等通園支援事業の確認を受けようとする者は、事業開始1月前までに特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第3条 法第54条の2第3項の規定により、市長は、乳児等通園支援事業者の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(確認の通知)

第4条 市長は、第2条の申請に対し、確認を行ったときは、特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の申請)

第5条 法第54条の3において準用する同法第44条に規定する変更の申請は、あらかじめ市長に特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定は、変更後10日以内までに、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第4号）により、同条第2項の規定による届出は、利用定員の減少の日の3月前までに、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。

(辞退の届出)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の2第1項の確認を辞退しようとするときは、法第54条の3において準用する同法第48条の規定により、3月以上の予告期間を設けて特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(報告等)

第8条 法第54条の3において準用する同法第50条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、乳児等通園支援事業に係る報告等命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する同法第50条第1項の規定による出頭の求めは、乳児等通園支援事業に係る出頭要求書（様式第8号）により行うものとする。

(勧告、命令等)

第9条 法第54条の3において準用する同法第51条第1項の規定による勧告は、乳児等通園支援事業に係る措置勧告書（様式第9号）により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する同法第51条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 江津市役所及び江津市役所桜江庁舎の掲示場に掲示
- (2) 市広報等に掲載

3 法第54条の3において準用する同法第51条第3項の規定による命令は、乳児等通園支援事業に係る措置命令書（様式第10号）により行うものとする。

4 法第54条の3において準用する同法第51条第4項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 江津市役所及び江津市役所桜江庁舎の掲示場に掲示
- (2) 市広報等に掲載

(確認の取り消し等)

第10条 法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により法第54条の2第1項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(公示の方法)

第11条 第9条第4項の規定は、法第54条の3において準用する同法第53条の規定による公示について準用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 案 に つ い て

- 議案第 1 号 江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 3 号 江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 号 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 江津市立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 江津市集会施設及び研修施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 江津市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 江津市公的住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 江津市立小学校等設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 号			
条 例 名	江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徵収条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	防災行政用無線戸別受信機分担金の額の特例（設置費用に1/2を乗じて得た額の範囲内）の期限を令和10年度まで延長するため、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 附則第2項の分担金の額の特例期間を「令和7年度」から「令和10年度」に改める。 		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徴収条例（平成17年江津市条例第18号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>附 則</p> <p>1 [略] (分担金の額の特例)</p> <p>2 第3条に定める分担金の額は、<u>令和7年度</u>までの間に戸別受信機の貸与を受けることとなった者については、設置費用に2分の1を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略] (分担金の額の特例)</p> <p>2 第3条に定める分担金の額は、<u>令和10年度</u>までの間に戸別受信機の貸与を受けることとなった者については、設置費用に2分の1を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。</p>

議案第 2 号															
条 例 名	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正												
制定の理由	令和7年12月8日、江津市特別職報酬等審議会より答申のあった内容に基づき市長、副市長、教育長の給料月額を改定するもの。														
条例の内容	<p>○ 別表給料月額の改正</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市長の給料額</td><td>738,000円</td><td>830,000円</td></tr> <tr> <td>・副市長の給料額</td><td>603,000円</td><td>680,000円</td></tr> <tr> <td>・教育長の給料額</td><td>522,000円</td><td>600,000円</td></tr> </tbody> </table>				(改正前)	(改正後)	・市長の給料額	738,000円	830,000円	・副市長の給料額	603,000円	680,000円	・教育長の給料額	522,000円	600,000円
	(改正前)	(改正後)													
・市長の給料額	738,000円	830,000円													
・副市長の給料額	603,000円	680,000円													
・教育長の給料額	522,000円	600,000円													
施行期日	令和8年7月16日														
関連例規等															
備 考															

市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）新旧対照表

改正前（旧）			改正後（新）						
別表（第2条、第3条関係） 給料及び旅費額表			別表（第2条、第3条関係） 給料及び旅費額表						
区分	給料月額	旅費額							
		車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)					
市長	<u>738,000円</u>	37円	県内 1,700円 県外 2,600円	島根県 13,000円 島根県を除く各都道府県 職員等の旅費の支給に関する規則（昭和30年江津市規則第24号）別表の額	市長	<u>830,000円</u>	37円	県内 1,700円 県外 2,600円	島根県 13,000円 島根県を除く各都道府県 職員等の旅費の支給に関する規則（昭和30年江津市規則第24号）別表の額
副市長	<u>603,000円</u>				副市長	<u>680,000円</u>			
教育長	<u>522,000円</u>				教育長	<u>600,000円</u>			

議案第 3 号															
条 例 名	江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正												
制定の理由	令和7年12月8日、江津市特別職報酬等審議会より答申のあった内容に基づき議長、副議長、議員の報酬月額を改定するもの。														
条例の内容	<p>○ 第2条に規定する報酬の額の改正</p> <table> <thead> <tr> <th></th><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・議長の報酬月額</td><td>353,000円</td><td>420,000円</td></tr> <tr> <td>・副議長の報酬月額</td><td>312,000円</td><td>370,000円</td></tr> <tr> <td>・議員の報酬月額</td><td>294,000円</td><td>350,000円</td></tr> </tbody> </table>				(改正前)	(改正後)	・議長の報酬月額	353,000円	420,000円	・副議長の報酬月額	312,000円	370,000円	・議員の報酬月額	294,000円	350,000円
	(改正前)	(改正後)													
・議長の報酬月額	353,000円	420,000円													
・副議長の報酬月額	312,000円	370,000円													
・議員の報酬月額	294,000円	350,000円													
施行期日	令和8年6月1日														
関連例規等															
備 考															

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年江津市条例第97号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p><u>(議員報酬の額)</u></p> <p><u>第2条 議会の議員に支給する議員報酬の月額は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>議長 月額 353,000円</u></p> <p><u>副議長 月額 312,000円</u></p> <p><u>議員 月額 294,000円</u></p>	<p><u>(議員報酬の額)</u></p> <p><u>第2条 議会の議員に支給する議員報酬の月額は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 議長 月額 420,000円</u></p> <p><u>(2) 副議長 月額 370,000円</u></p> <p><u>(3) 議員 月額 350,000円</u></p>

議案第 4 号			
条 例 名	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>令和7年12月8日、江津市特別職報酬等審議会より答申のあった内容に基づき非常勤特別職の報酬額を改定する。</p> <p>また、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例にかかる江津市災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬等を定めるため、所要の改正を行う。</p>		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別表を次のように改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度以降減額のままとなっている報酬額について、減額前（5%程度引上げ）の報酬に戻す。 ・ 災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬（日額5,400円）を追加する。 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年江津市条例第98号）新旧対照表

改正前（旧）			改正後（新）		
別表（第1条、第3条関係） 非常勤特別職報酬及び費用弁償額表			別表（第1条、第3条関係） 非常勤特別職報酬及び費用弁償額表		
職名		報酬	職名		報酬
教育委員会委員会	教育委員会委員	月額 44,500円	市議会議員 の旅費相当額	教育委員会委員	月額 47,000円
	選挙管理委員会 委員長	月額 26,500円		選挙管理委員会 委員長	月額 28,000円
		月額 21,500円			月額 22,500円
	監査委員 識見経験者	月額 72,000円		監査委員 識見経験者	月額 75,500円
		月額 26,000円			月額 27,500円
	公平委員会 委員長	年額 37,500円		公平委員会 委員長	年額 40,000円
		年額 30,500円			年額 32,000円
	農業委員会 会長	月額 26,500円 に、農地利用の最 適化に係る活動 及び成果の実績 に応じ、予算の範 囲内において市 長の定める額を 加算した額		農業委員会 会長	月額 28,000円 に、農地利用の最 適化に係る活動 及び成果の実績 に応じ、予算の範 囲内において市 長の定める額を 加算した額
		月額 23,500円			月額 24,500円

	に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額		に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額
委員	月額 19,000円 に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額	委員	月額 20,000円 に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額
農地利用最適化推進委員	月額 19,000円 に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額	農地利用最適化推進委員	月額 20,000円 に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額

名誉市民選考審議会委員	日額 5,100円
特別職報酬等審議会委員	日額 5,100円
非常勤特別職公務災害補償等認定委員会委員	日額 5,100円
非常勤特別職公務災害補償等審查会委員	日額 5,100円
総合計画審議会委員	日額 5,100円
地域審議会委員 委員	日額 5,100円
江津市行政不服審査会 委員	日額 5,100円
江津市行政不服審査会 専門委員	日額 5,100円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 5,100円
固定資産評価審査委員会委員	日額 6,100円
総合市民センター運営協議会委員	日額 5,100円
江津ひと・まちプラザ運営協議会委員	日額 5,100円
商工業振興会議委員	日額 5,100円
地場産業振興センター運営協議会委員	日額 5,100円
図書館協議会委員	日額 5,100円
都市計画審議会委員	日額 5,100円
土地区画整理審議会委員	日額 5,100円

名誉市民選考審議会委員	日額 5,400円
特別職報酬等審議会委員	日額 5,400円
非常勤特別職公務災害補償等認定委員会委員	日額 5,400円
非常勤特別職公務災害補償等審査会委員	日額 5,400円
総合計画審議会委員	日額 5,400円
地域審議会委員 委員	日額 5,400円
江津市行政不服審査会 委員	日額 5,400円
江津市行政不服審査会 専門委員	日額 5,400円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 5,400円
固定資産評価審査委員会委員	日額 6,400円
総合市民センター運営協議会委員	日額 5,400円
江津ひと・まちプラザ運営協議会委員	日額 5,400円
商工業振興会議委員	日額 5,400円
地場産業振興センター運営協議会委員	日額 5,400円
図書館協議会委員	日額 5,400円
都市計画審議会委員	日額 5,400円
土地区画整理審議会委員	日額 5,400円

景観審議会委員	日額 5,100円
空家等対策協議会委員	日額 5,100円
環境審議会委員	日額 5,100円
国民健康保険運営協議会委員	日額 5,100円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 5,100円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,100円
〔新設〕	
民生委員推薦会委員	日額 5,100円
生活相談員	年額32,000円以内で市長が定める額
福祉事務所嘱託医	月額 32,500円
自立支援審査会委員	日額 15,000円
育成医療審査会委員	日額 15,000円
次世代育成支援推進協議会委員	日額 5,100円
子ども・子育て会議委員	日額 5,100円
保育所嘱託医	年額 受持1保育所当たり78,000円。ただし、4月1日における1所当たりの受持児童数が100人
保育所嘱託歯科医	

景観審議会委員	日額 5,400円
空家等対策協議会委員	日額 5,400円
環境審議会委員	日額 5,400円
国民健康保険運営協議会委員	日額 5,400円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 5,400円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,400円
災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 5,400円
民生委員推薦会委員	日額 5,400円
生活相談員	年額34,000円以内で市長が定める額
福祉事務所嘱託医	月額 34,000円
自立支援審査会委員	日額 15,000円
育成医療審査会委員	日額 15,000円
次世代育成支援推進協議会委員	日額 5,400円
子ども・子育て会議委員	日額 5,400円
保育所嘱託医	年額 受持1保育所当たり78,000円。ただし、4月1日における1所当たりの受持児童数が100人
保育所嘱託歯科医	

	を超える、1人増すごとに110円を加える。		を超える、1人増すごとに110円を加える。
予防接種嘱託医	日額 18,000円	予防接種嘱託医	日額 18,900円
社会教育委員	日額 5,100円	社会教育委員	日額 5,400円
スポーツ推進委員	日額 5,100円	スポーツ推進委員	日額 5,400円
スポーツ推進審議会委員	日額 5,100円	スポーツ推進審議会委員	日額 5,400円
文化財審議会委員	日額 5,100円	文化財審議会委員	日額 5,400円
就学支援委員会委員	日額 5,100円	就学支援委員会委員	日額 5,400円
人権・同和教育推進協議会委員	日額 5,100円	人権・同和教育推進協議会委員	日額 5,400円
学校医	年額 受持1校78,000円。ただし、5月1日における1校当たりの受持児童数が100人を超える、1人増すごとに10円を加える。	学校医	年額 受持1校78,000円。ただし、5月1日における1校当たりの受持児童生徒数が100人を超える、1人増すごとに10円を加える。
学校歯科医		学校歯科医	
学校薬剤師	年額 受持1校当たり42,000円	学校薬剤師	年額 受持1校当たり42,000円
消防委員会委員	日額 5,100円	消防委員会委員	日額 5,400円
消防団公務災害補償審査会委員	日額 5,100円	消防団公務災害補償審査会委員	日額 5,400円

消防賞じゅつ金補償審査会委員	<u>日額 5,100円</u>
産業医	月額 60,000円
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する費用の額に準ずる額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	
前各号に掲げる者を除く非常勤の職員	<u>日額 5,100円</u>

消防賞じゅつ金補償審査会委員	<u>日額 5,400円</u>
産業医	月額 60,000円
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する費用の額に準ずる額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	
前各号に掲げる者を除く非常勤の職員	<u>日額 5,400円</u>

議案第 5 号

条例名	職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例	区分	全部改正
制定の理由	物価上昇など社会情勢の変化に対応することを目的に、令和7年4月1日に「国家公務員等の旅費に関する法律」が改正されたことを契機として、本市においても、公務による旅行に対し確実な実費弁償を行う体制を整備するため、改正を行うもの。		
条例の内容	<p>○総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日当の廃止（第6条） ・旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする。（第3条） <p>○鉄道賃（第9条）、船賃（第10条）、航空賃（第11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限（片道100km以上）を廃止。 ・鉄軌道、船舶、航空機の利用に真に必要な費用を支給。 <p>○その他の交通費（第12条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「車賃」の呼称を廃止する。 ・バス、レンタカー、タクシー等に要する運賃を規定。 <p>○包括宿泊費（第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用（いわゆるパック料金）を新設する。 <p>○宿泊手当（第15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行に支給する。 <p>○転居費（第16条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離、扶養親族による定額支給から実費支給へ変更する。 <p>○着後滞在費（第17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離による定額支給から、上限付で宿泊した夜数に応じた宿泊費及び宿泊手当相当額を支給。 <p>○家族移転費（第18条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が扶養親族から同居の家族へ変更。 <p>○上記に伴う、関連条例の改正（附則第5項～第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 ・選挙管理委員会並びに議会及び監査委員の要求により出頭し又は参加した者に対する実費弁償支給条例の一部改正 ・市長等の給与に関する条例の一部改正 ・江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正 ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等	職員等の旅費の支給に関する規則		
備考			

江津市条例第　　号

職員等の旅費に関する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 旅費（第9条～第21条）

第3章 雜則（第22条～第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する常勤の特別職の職員及び一般職の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（住所又は居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡當時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合、その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対して旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定による旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認めるとときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録し、これを書面により通知するいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書きの規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合はできるだけ速やかに旅行命令簿等に動向に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の報告書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後直ちに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める

期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する所定の報告書及び必要な書類の種類、記載事項並びに様式は、市長が定める。

第2章 旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（常勤特別職が移動する場合にあっては、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 常勤特別職については、上級の運賃
 - イ その他の者については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運

賃

ア 常勤特別職については、一等の運賃

イ その他の者については、二等の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 前3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(7) 前各号に付随する費用

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

3 前2項の規定にかかわらず、島根県内の旅行の場合は、下級の運賃とする。

4 第1項第4号から第7号までに掲げる費用は、同項第1号から第3号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自

動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車(任命権者の定めるところにより承認を受けた自家用自動車に限る。)を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、路程に応じて支給するものとし、市長が定める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して各都道府県に応じた規則で定める額（次条において「宿泊基準額」という。）を上限とする実費額を支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の移転に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに同法に基づく政令及び省令の規定の例に準じて、そのつど市長が定める。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により退職者等に支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により遺族に支給する旅費は、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 雜則

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条から第18条まで（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、必要とする旅費を支給することができる。

(国等により旅費の支給を受けるとき)

第24条 国又は他の地方公共団体等により旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないとときは、その差額を支給することができる。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の

規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(国家公務員等の旅費に関する法律等の適用)

第26条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律並びに同法に基づく政令及び省令の定めるところによる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項、第20条及び第21条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項の規定は、同条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員等の旅費に関する条例第2条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）」に改める。

(選挙管理委員会並びに議会及び監査委員の要求により出頭し又は参加した者に対する実費弁償支給条例の一部改正)

- 6 選挙管理委員会並びに議会及び監査委員の要求により出頭し又は参加した者に対する実費弁償支給条例（昭和31年江津市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条中「実費弁償の額は、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）」を「実費弁償の額及び支給については、職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）」に改め、同条第2項を削る。

別表を削る。

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

- 7 市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）」に改め、同条ただし書きを削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	給料月額
市長	738,000円
副市長	603,000円
教育長	522,000円

(江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 8 江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年江津市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年江津

市条例第98号) の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年江津市条例第4号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(公務のための旅行に係る費用弁償) 第27条 [略] 2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）</u> の規定の適用を受ける職員の例による。	(公務のための旅行に係る費用弁償) 第27条 [略] 2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）</u> の規定の適用を受ける職員の例による。

選挙管理委員会並びに議会及び監査委員の要求により出頭し又は参加した者に対する実費弁償支給条例（昭和31年江津市条例第105号）新旧対

照表

改正前（旧）	改正後（新）						
<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 前条に掲げる者に支給する<u>実費弁償の額は、別表に定めるもの</u>のほか、職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）に定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるものほか、実費弁償の支給については、市の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <p><u>実費弁償額表</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>車賃（1キロメートルにつき）</th><th>日当（1日につき）</th><th>宿泊料（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>37円</td><td>5,100円</td><td>9,800円</td></tr></tbody></table>	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	37円	5,100円	9,800円	<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 前条に掲げる者に支給する<u>実費弁償の額及び支給について</u>は、職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）に定めるところによる。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>
車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）					
37円	5,100円	9,800円					

市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																	
<p>(旅費)</p> <p>第3条 市長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給し、その額は<u>別表に定めるもの</u>ほか、<u>職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）</u>に定めるところによる。<u>ただし、市内旅行については、その旅費額（日当を除く。）の範囲内で実費額を支給する。</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第3条 市長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給し、その額は<u>職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）</u>に定めるところによる。</p>																	
<p>第4条～第6条 [略]</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>給料及び旅費額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">給料月額</th> <th colspan="3">旅費額</th> </tr> <tr> <th>車賃 <u>(1キロメートルにつき)</u></th> <th>日当 <u>(1日につき)</u></th> <th>宿泊料 <u>(1夜につき)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>738,000円</td> <td>37円</td> <td>県内 1,700円 県外 2,600円</td> <td>島根県 13,000円 島根県を除く各都道府</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	旅費額			車賃 <u>(1キロメートルにつき)</u>	日当 <u>(1日につき)</u>	宿泊料 <u>(1夜につき)</u>	市長	738,000円	37円	県内 1,700円 県外 2,600円	島根県 13,000円 島根県を除く各都道府	<p>第4条～第6条 [略]</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>給料及び旅費額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>738,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	738,000円
区分			給料月額	旅費額														
	車賃 <u>(1キロメートルにつき)</u>	日当 <u>(1日につき)</u>		宿泊料 <u>(1夜につき)</u>														
市長	738,000円	37円	県内 1,700円 県外 2,600円	島根県 13,000円 島根県を除く各都道府														
区分	給料月額																	
市長	738,000円																	

副市長	603,000円		<u>県職員等の旅費の支給に関する規則(昭和30年江津市規則第24号)別表の額</u>	副市長	603,000円
教育長	522,000円			教育長	522,000円

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年江津市条例第97号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条　[略]</p> <p>2　[略]</p> <p>3　議会の議員が、議会又は委員会出席のため市内を旅行した場合において、居住地から目的地までの行程が2キロメートル以上に及ぶときは、それに要する鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u>_____の実費を支給する。</p> <p>4　[略]</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条　[略]</p> <p>2　[略]</p> <p>3　議会の議員が、議会又は委員会出席のため市内を旅行した場合において、居住地から目的地までの行程が2キロメートル以上に及ぶときは、それに要する鉄道賃、船賃及び<u>その他の交通費</u>の実費を支給する。</p> <p>4　[略]</p>

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年江津市条例第98号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条　[略]</p> <p>2　[略]</p> <p>3　特別職の職員が、委員会等出席のため市内を旅行した場合において、居住地から目的地までの行程が2キロメートル以上に及ぶときは、それに要する鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u>_____の実費を支給する。</p> <p>4　[略]</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条　[略]</p> <p>2　[略]</p> <p>3　特別職の職員が、委員会等出席のため市内を旅行した場合において、居住地から目的地までの行程が2キロメートル以上に及ぶときは、それに要する鉄道賃、船賃及び<u>その他の交通費</u>の実費を支給する。</p> <p>4　[略]</p>

江津市規則第 号

職員等の旅費に関する条例施行規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和30年江津市規則第24号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例 号。以下「条例」という。）に基づく旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(旅行業者等)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を經營する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行依頼に係る旅費)

第4条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費は、旅行者の職務の級を職員の職務の級に相当するものとして出張の例に準じて計算した旅費とする場合には、旅行命令権者が市長への協議を経たものとみなして定めることができる。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、同条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第23条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く）については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

3 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の同項に規定する者の責めに帰することができない事情とする。

4 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券

等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額
(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第6条 条例第4条第6項に規定する規則で定める事項は、出張先、出張者、用務、交通手段、旅行日、用務先及び宿泊の有無、その他の必要事項とする。

- 2 旅行命令簿は、出張者が作成し、前項に定める事項のほか、所属部署名、氏名及び旅費の請求者並びに旅費概算額を記載又は記録する。
- 3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項のほか、所属団体又は所属、住所、氏名及び旅費の請求者並びに旅費概算額を記載又は記録する。
(旅費の精算に係る期間)

第7条 条例第8条第3項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合のほか、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。
(鉄道賃に係る鉄道)

第8条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
(自家用車を使用する場合に支給する金額)

第9条 条例第12条第2項に規定する市長が別に定める額は、1キロメートルにつき37円とする。
(宿泊基準額)

第10条 条例第13条に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第13条ただし書きに規定する規則で定める場合は、宿泊料の額が各都道府県に応じた宿泊料の上限額を超える場合であって、人事課長が次の各号に該当すると認めるときとする。

(1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から

最も安価な宿泊施設を選択するとき。

- (2) 主催者側から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(宿泊手当の定額等)

第11条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、別表第2のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第12条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他

これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法

- 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費の細則)

第13条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第14条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(旅費の調整等)

第15条 条例に定めるもののほか、次に掲げる基準に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 在勤庁（旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次号において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、

在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額とを比較し、いずれか少ない額とする。

- (2) 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額とを比較し、いずれか少ない額とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 宿泊基準額（第10条関係）

区分	宿泊基準額（1夜につき）	
	市長、副市長、教育長	左記を除く職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円

山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,800円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円

沖縄県	15,000円	11,000円
-----	---------	---------

別表第2 宿泊手当（第11条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円

様式第1号（第6条関係） 旅行命令（依頼）簿 略

議案第 6 号

条例名	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例の内容	<p>○ 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための災害弔慰金等支給審査委員会の設置について、章及び条文を追加する。</p>		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年江津市条例第599号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>第1条～第15条 [略] 〔新設〕</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第16条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第1条～第15条 [略]</p> <p><u>第5章 雜則</u> <u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条</u> 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、江津市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。</p> <p><u>2 支給審査委員会の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。</u> (規則への委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第 7 号

条例名	江津市立保育所条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和8年4月1日から、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満の児童を対象とした乳児等通園支援事業が創設されるため、本市保育所において当該事業が実施できるよう、所要の改正を行うもの。</p>		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 保育所で実施する事業に乳児等通園支援事業を追加する。○ 乳児等通園支援事業の利用料に関する条文を追加する。○ その他文言の調整。		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市立保育所条例（昭和31年江津市条例第80号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） 第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置する。 第2条 [略]	(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号_____） 第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置する。 第2条 [略] <u>(実施事業)</u> 第3条 前条に規定する保育所は、保育のほか次の各号に掲げる事業 を行うことができる。 (1) 特別保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。 以下「法」という。）第59条の地域子ども・子育て支援事業で、 保育所において行う事業をいう。以下同じ。） (2) 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定す る乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）
(入所定員) 第3条 [略] (保育料) 第4条 [略]	(入所定員) 第4条 [略] (保育料) 第5条 [略]
2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65 号。以下「法」という。）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定 める基準（当該児童が受けた保育が <u>法第28条第1項第2号</u> の特別 利用保育であるときは、同条第2項第2号の内閣総理大臣が定める 基準）により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の	2 前項の保育料の額は、法 _____第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定 める基準（当該児童が受けた保育が <u>同法第28条第1項第2号</u> の特別 利用保育であるときは、同条第2項第2号の内閣総理大臣が定める 基準）により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の

額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

3 前項の保育料のうち、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項及び第3項の政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額については、市長が別に定める。ただし、江津市に住所を有しない児童が、江津市立保育所を利用する場合の保育料の額は、当該児童が住所を有する市区町村が定める額とする。

(特別保育事業の使用料)

第5条 特別保育事業(法第59条の地域子ども・子育て支援事業で、保育所において行う事業をいう。以下同じ。)を利用する児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 [略]

[新設]

(職員)

第6条 [略]

(その他)

第7条 [略]

額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

3 前項の保育料のうち、法第27条第3項第2号及び第28条第2項の政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額については、市長が別に定める。ただし、江津市に住所を有しない児童が、江津市立保育所を利用する場合の保育料の額は、当該児童が住所を有する市区町村が定める額とする。

(特別保育事業の使用料)

第6条 特別保育事業_____を利用する児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の利用料)

第7条 乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は、利用料を納付しなければならない。

2 乳児等通園支援事業の利用料の額は、市長が規則で定める額とする。

(職員)

第8条 [略]

(委任)

第9条 [略]

議案第 8 号

条例名	江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	区分	一部改正															
制定の理由	国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。																	
条例の内容	<p>○ 子ども・子育て支援納付金に係る改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援納付金分の保険料を令和8年度から賦課・徴収する。 ・賦課に関しては現行の3方式とし、均等割・平等割には低所得者への軽減措置を設ける。また、賦課額には一定の上限（賦課限度額:30,000円）を設ける。 ・18歳未満の被保険者の均等割は、全額軽減。 <p>○ 国民健康保険料に係る賦課限度額の改正</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> <tr> <td>基礎賦課額 に係る賦課限度額の改正</td> <td>660,000円</td> <td>670,000円</td> </tr> </table> <p>○ 保険料軽減基準額（被保険者数を乗じる部分の額）の改正</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> <tr> <td>・5割軽減</td> <td>305,000円</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>・2割軽減</td> <td>560,000円</td> <td>570,000円</td> </tr> </table>				(改正前)	(改正後)	基礎賦課額 に係る賦課限度額の改正	660,000円	670,000円		(改正前)	(改正後)	・5割軽減	305,000円	310,000円	・2割軽減	560,000円	570,000円
	(改正前)	(改正後)																
基礎賦課額 に係る賦課限度額の改正	660,000円	670,000円																
	(改正前)	(改正後)																
・5割軽減	305,000円	310,000円																
・2割軽減	560,000円	570,000円																
施行期日	令和8年4月1日																	
関連例規等																		
備 考																		

江津市国民健康保険条例（昭和34年江津市条例第159号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>	<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <hr/> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課</u></p>

(基礎賦課総額)

第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（1） [略]

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床

被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額
（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

（4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)

第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（1） [略]

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床

転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）_____

_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。) の額

ウ～オ [略]

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。)

(2) [略]

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）を除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事

転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」といふ。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」といふ。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。) の額

ウ～オ [略]

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。)

(2) [略]

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）を除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事

<p>業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。) の額 ウ・エ [略]</p> <p>第11条～第14条の5の2 [略]</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第14条の6 第11条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) _____</p> <p>(2) [略]</p>	<p>業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。) の額 ウ・エ [略]</p> <p>第11条～第14条の5の2 [略]</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第14条の6 第11条の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) <u>の額</u></p> <p>(2) [略]</p>
--	--

第14条の6の3～第14条の6の5 [略]

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ [略]

2・3 [略]

第14条の6の7～第14条の6の12 [略]

(介護納付金賦課総額)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条及び

第14条の6の3～第14条の6の5 [略]

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ [略]

2・3 [略]

第14条の6の7～第14条の6の12 [略]

(介護納付金賦課総額)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条及び

第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) _____
- (2) [略]

第14条の8～第14条の12 [略]

[新設]

第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額
- (2) [略]

第14条の8～第14条の12 [略]

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条、第18条の3、第18条の4及び第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

[新設]

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸しそうにされる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第14条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上

[新設]

被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第14条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の13第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の13第1号イに掲げる額

の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

[新設]

第15条・第16条 [略]

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3_____の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額_____、第18条の3第1項（同条第3項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条の基礎賦課額

第14条の17 第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条・第16条 [略]

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3若しくは第14条の14の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める_____

の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額

の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3の額若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号に定める額、第18条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号に定める額、第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合

額、同条第5項（同条第7項又は第8項）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第18条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の14の額又は第18条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第18条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第18条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合

においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。) の属する月の前月まで、月割一をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金

においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。) の属する月の前月まで、月割一をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金

額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1

額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1

項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世

項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世

帶所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用

帶所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用

する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「6万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

[新設]

する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「7万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

- 5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属

する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支

援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象と

[新設]

(特例対象被保険者等の特例)

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項

_____の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する

されるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第14条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第14条の16第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する

給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第4項に規定する場合を除き、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2・3 [略]

[新設]

給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第5項に規定する場合を除き、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2・3 [略]

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」と

4 [略]

5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第14条とあるのは「第14条の6の6」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

[新設]

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が

あるのは「第14条の16」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

5 [略]

6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が

66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」

67万円を超える場合には、67万円）とする（第6項に掲げる場合を除く）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」

と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

[新設]

5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) [略]

6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6

と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)・(2) [略]

7 [略]

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6

の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、_____
_____、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、_____、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

[新設]

の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

[新設]

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第18条第5項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の16第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

議案第 9 号			
条 例 名	江津市集会施設及び研修施設設置条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	谷住郷多目的集会施設の用途廃止により、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名称及び位置の表から谷住郷多目的集会施設を削除する。 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市集会施設及び研修施設設置条例（平成16年江津市条例第128号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越生活改善センター</td><td>江津市桜江町大貫445番地1</td></tr> <tr> <td>長谷生活改善センター</td><td>江津市桜江町長谷1585番地8</td></tr> <tr> <td>谷住郷多目的集会施設</td><td>江津市桜江町谷住郷1871番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	川越生活改善センター	江津市桜江町大貫445番地1	長谷生活改善センター	江津市桜江町長谷1585番地8	谷住郷多目的集会施設	江津市桜江町谷住郷1871番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越生活改善センター</td><td>江津市桜江町大貫445番地1</td></tr> <tr> <td>長谷生活改善センター</td><td>江津市桜江町長谷1585番地8</td></tr> <tr> <td>[削る]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	川越生活改善センター	江津市桜江町大貫445番地1	長谷生活改善センター	江津市桜江町長谷1585番地8	[削る]	
名称	位置																
川越生活改善センター	江津市桜江町大貫445番地1																
長谷生活改善センター	江津市桜江町長谷1585番地8																
谷住郷多目的集会施設	江津市桜江町谷住郷1871番地1																
名称	位置																
川越生活改善センター	江津市桜江町大貫445番地1																
長谷生活改善センター	江津市桜江町長谷1585番地8																
[削る]																	

議案第 10 号

条例名	江津市火入れに関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、江津邑智消防組合火災予防条例の一部改正に合わせ、火入れの中止に関する要件について、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 第14条第1項中「乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報が発せられた」に改める。○ 同条第2項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発せられた場合」に改める。○ 様式第1号中「印」を削る。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市火入れに関する条例（昭和59年江津市条例第16号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された _____場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき _____には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発せられた場合には、速やかに消火しなければならない。</p>
<p>第15条・第16条 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>_____ 火入許可申請書 _____</p>	<p>第15条・第16条 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>_____ 火入許可申請書 _____</p>

江津市長 様		年　月　日	江津市長 様		年　月　日
申請者　住 所 氏 名		印	申請者　住 所 氏 名		—
次のように火入れを行いたいので許可されたく「江津市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。					
火 入 地	所 在 地				
	所 有 者 (管理者)				
	地 種 区 分	保安林()、普通林、原野、その他()			
	所 有 区 分	国有地()、公有地()、私有地()			
	面 積	総面積	ヘクタール		
火 入 れ 期 間		年　月　日～　年　月　日(日間)			
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ　2 開墾準備　3 害虫駆除 4 焼畑　5 採草地改良			

火入れ方法		
防 火 体 制	火入従業者	男 人、 女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	
火入責任者		
備 考		(添付書類 通)

(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入、2 その他の()には土地現況を記入、3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

火入れ方法		
防 火 体 制	火入従業者	男 人、 女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	
火入責任者		
備 考		(添付書類 通)

(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入、2 その他の()には土地現況を記入、3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

議案第 11 号

条例名	江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正																																																																																				
制定の理由	江津市生活バス（江津川平線）におけるバス停留所の追加に伴い、料金のうち普通料金について所要の改正を行う。																																																																																						
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「本町第一自治会集会所前」を新設する。 ○ 上記バス停留所の変更に伴い、別表第1中「(11) 江津川平線」を下記のように改める。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">川平</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">八重山神社前</th> <th colspan="2">160</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">松平防災 拠点施設前</td> <td colspan="2">160 160</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">船津橋</td> <td colspan="2">160 160 160</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">田野村集会所前</td> <td colspan="2">180 230 230 230</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">旧金田ふれあい センター前</td> <td colspan="2">160 200 260 260 260</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">千金</td> <td colspan="2">160 200 260 330 330 330</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">江津本町</td> <td colspan="2">160 200 210 260 360 360</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">本町第一自治会 集会所前</td> <td colspan="2">160 160 200 210 260 360 360 360</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">旧市役所前</td> <td colspan="2">160 160 190 240 280 360 410 410</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">江津駅前</td> <td colspan="2">160 160 190 240 280 360 410 410</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">江津市役所</td> <td colspan="2">160 160 190 190 200 250 300 370 430 430 430</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">済生会病院</td> <td colspan="2">160 160 160 200 200 210 290 320 400 460 460 460</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>ゆめタウン江津 前</td> <td>160</td> <td>160 160 160 190 190 200 250 300 370 430 430 430</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					川平						八重山神社前		160				松平防災 拠点施設前		160 160				船津橋		160 160 160				田野村集会所前		180 230 230 230				旧金田ふれあい センター前		160 200 260 260 260				千金		160 200 260 330 330 330				江津本町		160 200 210 260 360 360				本町第一自治会 集会所前		160 160 200 210 260 360 360 360				旧市役所前		160 160 190 240 280 360 410 410				江津駅前		160 160 190 240 280 360 410 410				江津市役所		160 160 190 190 200 250 300 370 430 430 430				済生会病院		160 160 160 200 200 210 290 320 400 460 460 460				ゆめタウン江津 前	160	160 160 160 190 190 200 250 300 370 430 430 430	
		川平																																																																																					
		八重山神社前		160																																																																																			
		松平防災 拠点施設前		160 160																																																																																			
		船津橋		160 160 160																																																																																			
		田野村集会所前		180 230 230 230																																																																																			
		旧金田ふれあい センター前		160 200 260 260 260																																																																																			
		千金		160 200 260 330 330 330																																																																																			
		江津本町		160 200 210 260 360 360																																																																																			
		本町第一自治会 集会所前		160 160 200 210 260 360 360 360																																																																																			
		旧市役所前		160 160 190 240 280 360 410 410																																																																																			
		江津駅前		160 160 190 240 280 360 410 410																																																																																			
		江津市役所		160 160 190 190 200 250 300 370 430 430 430																																																																																			
		済生会病院		160 160 160 200 200 210 290 320 400 460 460 460																																																																																			
		ゆめタウン江津 前	160	160 160 160 190 190 200 250 300 370 430 430 430																																																																																			
施行期日	令和8年4月1日																																																																																						
関連例規等	江津市生活バス運行事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則																																																																																						
備考																																																																																							

江津市生活バス運行事業に関する条例（平成16年江津市条例第138号）新旧対照表

改正前（旧）		改正後（新）																																																			
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）																																																			
生活バス普通料金		生活バス普通料金																																																			
(1) 市山線	〔略〕	(1) 市山線	〔略〕																																																		
(3) 三田地線		(3) 三田地線																																																			
(4) 今田線		(4) 今田線																																																			
(5) 長戸路線		(5) 長戸路線																																																			
(6) 谷線		(6) 谷線																																																			
(7) 下の原線		(7) 下の原線																																																			
(8) 川平線		(8) 川平線																																																			
(9) 松川・波積線		(9) 松川・波積線																																																			
(10) 有福・千田線		(10) 有福・千田線																																																			
(13) 江尾線		(13) 江尾線																																																			
(2) 鹿賀線	〔略〕	(2) 鹿賀線	〔略〕																																																		
(11) 江津川平線	<table border="1"> <caption>川平</caption> <thead> <tr> <th>八重山神社前</th> <th>160</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松平防災拠点施設前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>船津橋</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>田舎町集合所前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>田舎町二番いわいセンター前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>千金</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>江津本町</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>旧市役所前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>江津駅前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>江津市役所</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>浜生会病院</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>ゆめタウン江津前</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>	八重山神社前	160	松平防災拠点施設前	160	船津橋	160	田舎町集合所前	160	田舎町二番いわいセンター前	160	千金	160	江津本町	160	旧市役所前	160	江津駅前	160	江津市役所	160	浜生会病院	160	ゆめタウン江津前	160	(11) 江津川平線	<table border="1"> <caption>川平</caption> <thead> <tr> <th>八重山神社前</th> <th>160</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松平防災拠点施設前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>船津橋</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>田舎町集合所前</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>田舎町二番いわいセンター前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>千金</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>江津本町</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>浜生会病院</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>旧市役所前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>江津駅前</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>江津市役所</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>浜生会病院</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>ゆめタウン江津前</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>	八重山神社前	160	松平防災拠点施設前	160	船津橋	160	田舎町集合所前	180	田舎町二番いわいセンター前	160	千金	160	江津本町	160	浜生会病院	160	旧市役所前	160	江津駅前	160	江津市役所	160	浜生会病院	160	ゆめタウン江津前	160
八重山神社前	160																																																				
松平防災拠点施設前	160																																																				
船津橋	160																																																				
田舎町集合所前	160																																																				
田舎町二番いわいセンター前	160																																																				
千金	160																																																				
江津本町	160																																																				
旧市役所前	160																																																				
江津駅前	160																																																				
江津市役所	160																																																				
浜生会病院	160																																																				
ゆめタウン江津前	160																																																				
八重山神社前	160																																																				
松平防災拠点施設前	160																																																				
船津橋	160																																																				
田舎町集合所前	180																																																				
田舎町二番いわいセンター前	160																																																				
千金	160																																																				
江津本町	160																																																				
浜生会病院	160																																																				
旧市役所前	160																																																				
江津駅前	160																																																				
江津市役所	160																																																				
浜生会病院	160																																																				
ゆめタウン江津前	160																																																				

(12) 長谷線	[略]
(14) 江津有福線	[略]

備考 [略]

(12) 長谷線	[略]
(14) 江津有福線	[略]

備考 [略]

江津市規則第 号

江津市生活バス運行事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江津市生活バス運行事業に関する条例施行規則（平成16年江津市規則第97号）の一部を次のように改正する。

別表中

「(8) 江津川平線 [川平一ゆめタウン江津前] 火、水、金曜日運行

※ 江津方面

停留所 便	川平	八重 山神 社前	松平 防災 拠点 施設 前	船津 橋	田野 村集 会所 前	旧金 田ふ れあ いセ ンタ ー前	千金	江津 本町	旧市 役所 前
1便	8:50	8:51	8:52	8:53	8:58	8:59	9:00	9:04	9:06
2便	12:55	12:56	12:57	12:58	13:03	13:04	13:05	13:09	13:11
停留所 便	江津 駅前	江津 市役 所	済生 会病 院	ゆめ タウ ン江 津前					
1便	9:08	9:11	9:14	9:17					
2便	13:13	13:16	13:19	13:22					

※ 川平方面

停留所 便	ゆめ タウ ン江 津前	江津 市役 所	済生 会病 院	江津 駅前	旧市 役所 前	江津 本町	千金	旧金 田ふ れあ いセ ンタ ー前	田野 村集 会所 前

1便	10:30	10:33	10:36	10:39	10:41	10:43	10:47	10:48	10:49
2便	14:10	14:13	14:16	14:19	14:21	14:23	14:27	14:28	14:29
停留所 便	船津 橋	松平 防災 拠点 施設 前	八重 山神 社前	川平					
1便	10:54	10:55	10:56	10:57					
2便	14:34	14:35	14:36	14:37					

」

を

「(8) 江津川平線 [川平一ゆめタウン江津前] 火、水、金曜日運行

※ 江津方面

停留所 便	川平	八重 山神 社前	松平 防災 拠点 施設 前	船津 橋	田野 村集 会所 前	旧金 田ふ れあ いセ ンタ ー前	千金	江津 本町	本町 第一 自治 会集 会所 前
1便	8:50	8:51	8:52	8:53	8:58	8:59	9:00	9:04	9:05
2便	12:55	12:56	12:57	12:58	13:03	13:04	13:05	13:09	13:10
停留所 便	旧市 役所 前	江津 駅前	江津 市役 所	済生 会病 院	ゆめ タウ ン江 津前				
1便	9:07	9:09	9:12	9:15	9:18				
2便	13:12	13:14	13:17	13:20	13:23				

※ 川平方面

停留所 便	ゆめ タウ ン江 津前	江津 市役 所	済生 会病 院	江津 駅前	旧市 役所 前	本町 第一 自治 会集 会所 前	江津 本町	千金	旧金 田ふ れあ いセ ンタ 一前	
1便	10:30	10:33	10:36	10:39	10:41	10:43	10:44	10:48	10:49	
2便	14:10	14:13	14:16	14:19	14:21	14:23	14:24	14:28	14:29	
停留所 便	田野 村集 会所 前	船津 橋	松平 防災 拠点 施設 前	八重 山神 社前	川平					
1便	10:50	10:55	10:56	10:57	10:58					
2便	14:30	14:35	14:36	14:37	14:38					

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号			
条 例 名	江津市手数料条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	島根県の労務単価等の見直しに伴い、租税特別措置法における優良住宅認定に係る所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2条第15号に規定する優良住宅新築認定申請手数料の額を改正する。 ○ 良質住宅新築認定申請の廃止に伴い、同条第16号に規定する良質住宅新築認定申請手数料を削る。 		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 租税特別措置法の規定による税制上の優遇措置を受ける者が納める優良住宅新築認定申請手数料</p> <p>新築床面積 100平方メートル以下 <u>6,200円</u></p> <p>〃 100平方メートルを超える500平方メートル以下 <u>8,600円</u></p> <p>〃 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下 <u>13,000円</u></p> <p>〃 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下 <u>35,000円</u></p> <p>〃 10,000平方メートルを超えるとき <u>43,000円</u></p> <p>(16) 租税特別措置法の規定による税制上の優遇措置を受ける者が納める良質住宅新築認定申請手数料</p> <p>新築床面積 100平方メートル以下 <u>6,200円</u></p> <p>〃 100平方メートルを超える500平方メートル以下 <u>8,600円</u></p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 租税特別措置法の規定による税制上の優遇措置を受ける者が納める優良住宅新築認定申請手数料</p> <p>新築床面積 100平方メートル以下 <u>6,670円</u></p> <p>〃 100平方メートルを超える500平方メートル以下 <u>9,060円</u></p> <p>〃 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下 <u>14,500円</u></p> <p>〃 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下 <u>35,000円</u></p> <p>〃 10,000平方メートルを超えるとき <u>46,800円</u></p> <p>[削る]</p>

" 500平方メートルを超えると 1
3,000円

" 2,000平方メートルを超えると 10,000平方メートル以下
35,000円

" 10,000平方メートルを超えるとき 43,000円

(17)～(35) [略]

(16)～(34) [略]

議案第 13 号			
条 例 名	江津市公的住宅管理条例の一部を改正する 条例	区分	一部改正
制定の理由	条例中文言に不足があったため。		
条例の内容	○ 第24条第3項中「第1項」を「第1項第1号」に改める。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市公的住宅管理条例（令和7年江津市条例第42号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第24条</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u> の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求日の翌日から公的住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>	<p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第24条</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>第1項第1号</u> の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求日の翌日から公的住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>

議案第 14 号

条例名	江津市立小学校等設置条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	小学校の統合に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○ 第2条の表中 「江津市立川波小学校 江津市立津宮小学校 江津市立青陵小学校 改める。</p> <p>江津市敬川町2251番地の2 江津市都野津町2110番地の1」を 「江津市二宮町神主イ1220番地」に</p>		
施行期日	令和10年4月1日		
関連例規等			
備 考			

仮称西部統合小学校の校名について

仮称西部統合小学校の校名については、津宮小学校及び川波小学校の児童、保護者及び教職員、地区住民などから募集を行い、応募のあった校名を仮称西部統合小学校統合準備委員会での協議で3件に絞り、その校名案を教育委員会定例会で審議した結果、「青陵小学校」とすることとし、市長に対し推薦することを決定した。

1. 募集期間 令和7年8月1日（金）～10月31日（金）
2. 募集結果 応募総数84件 校名案57件
3. 統合準備委員会での審議結果（令和7年12月3日開催）
（1）江津西小学校 （2）青陵小学校 （3）つぬの丘小学校
4. 教育委員会定例会での審議結果（令和8年1月8日開催）
校名を「青陵小学校」として市長に推薦することを決定。

【推薦理由】

（1）児童・地域住民からの高い支持と親しみやすさ

「青陵小」は応募数が多く、特に児童からの応募割合が高い。子どもたち自身が「親しみがある」「この名前で呼びたい」と感じていることは、新設校への愛着を育む上で最も重要な要素であると判断。

（2）小中一貫した教育環境と「青陵」ブランドの定着

校区に「青陵中学校」があり、小学校の卒業生がそのまま同名の中学校へ進学することから、「小中同じ名前がすっきりとしていて分かりやすい」、また、地域においても既に親しまれている「青陵」の名を冠することで、小中学校の連携をより深め、地域全体で子どもたちを見守る一体感を生み出すことができる。

（3）地域の風土を象徴する美しい情景の反映

「青陵」という二文字は、新設校の地理的・自然的な特徴を鮮やかに表現している。「青」：都野津から波子まで広がる美しい日本海の青を象徴。「陵」：跡市や有福温泉へと続く広大な丘の上に立つ学校の姿を象徴。また、西部の「せい」の響きも内包しており、新設校にふさわしい響きを持っている。

（4）総括

「青陵小学校」は、歴史的な背景や地理的特徴を網羅しつつ、子どもたちの願いと地域の馴染み深さが合致した名称。西部地区の新しいシンボルとして、末永く愛される校名として推薦する。

江津市立小学校等設置条例（昭和42年江津市条例第377号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
(小学校)	
第2条 江津市立小学校を次のとおり設置する。	
名称	位置
江津市立郷田小学校	江津市江津町536番地
〃 渡津小学校	〃 渡津町674番地の 1
〃 江津東小学校	〃 後地町1035番地
〃 <u>川波小学校</u>	〃 <u>敬川町2251番地の 2</u>
〃 <u>津宮小学校</u>	〃 <u>都野津町2110番地の 1</u>
〃 高角小学校	〃 嘉久志町イ645番地
〃 桜江小学校	〃 桜江町川戸1280番地
名称	位置
江津市立郷田小学校	江津市江津町536番地
〃 渡津小学校	〃 渡津町674番地の 1
〃 江津東小学校	〃 後地町1035番地
〃 <u>青陵小学校</u>	〃 <u>二宮町神主イ1220番地</u>
〃 高角小学校	〃 嘉久志町イ645番地
〃 桜江小学校	〃 桜江町川戸1280番地

議案第 15 号

条例名	江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	川越地区体育館の移管に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○ 川越地区体育館に関する項目を削る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1条の表中「川越地区体育館」の項を削る。・ 上記に伴い、施設利用料を規定している別表第2と別表第3を集約する。		
施行期日	令和8年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市桜江体育施設設置条例（平成17年江津市条例第33号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																
<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、江津市桜江体育施設（以下「体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長谷地区体育館</td><td>江津市桜江町長谷1877番地6</td></tr> <tr> <td>桜江B&G海洋センター</td><td>江津市桜江町川戸1264番地</td></tr> <tr> <td>川越地区体育館</td><td>江津市桜江町川越678番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6	桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地	川越地区体育館	江津市桜江町川越678番地	<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、江津市桜江体育施設（以下「体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長谷地区体育館</td><td>江津市桜江町長谷1877番地6</td></tr> <tr> <td>桜江B&G海洋センター</td><td>江津市桜江町川戸1264番地</td></tr> <tr> <td>[削る]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6	桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地	[削る]	
名称	位置																
長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6																
桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地																
川越地区体育館	江津市桜江町川越678番地																
名称	位置																
長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6																
桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地																
[削る]																	
<p>第2条～第7条 [略]</p> <p>(利用料)</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に施設等の利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の利用料金を利用許可のときに徴収し、自己の収入として收受するものとする。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p>	<p>第2条～第7条 [略]</p> <p>(利用料)</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に施設等の利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の利用料金を利用許可のときに徴収し、自己の収入として收受するものとする。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p>																

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けた基準に従い利用料金を減免することができる。

第9条～第16条 [略]

別表第1 [略]

別表第2 (第8条関係)

長谷地区体育館・川越地区体育館利用料

区分		4時間まで
小・中学生	体育室	300円
	ミーティングルーム	100円
	グラウンド	200円
一般、高校生	体育室	620円
	ミーティングルーム	200円
	グラウンド	300円
スポーツ以外の集会	体育室	1,030円
	ミーティングルーム	300円
	グラウンド	410円

備考

- 1 営業を目的として利用する場合、又は第1条の目的以外に利用する場合は、この表に定める利用料に1回6,270円を加算し

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けた基準に従い利用料金を減免することができる。

第9条～第16条 [略]

別表第1 [略]

[削る]

た額とする。

2 連続して4時間を超える利用については、さらに4時間ごとにこの表に定める額を加算する。

別表第3 (第8条関係)

桜江B&G海洋センタースポーツ館利用料

区分		4時間まで
小・中学生	体育室	300円
	ミーティングルーム	100円
一般、高校生	体育室	620円
	ミーティングルーム	200円
スポーツ以外の集会	体育室	1,030円
	ミーティングルーム	300円

備考 [略]

別表第2 (第8条関係)

施設利用料

区分		4時間まで
小・中学生	体育室	300円
	ミーティングルーム	100円
一般、高校生	体育室	620円
	ミーティングルーム	200円
スポーツ以外の集会	体育室	1,030円
	ミーティングルーム	300円

備考 [略]

江津市過疎地域持続的発展計画を定めることについて (令和8年度～令和12年度における後期計画)

1. 概要

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日施行）」に基づき策定した令和3年度から令和7年度までを期間とする江津市過疎地域持続的発展計画（前期計画）について、計画期間の終了を迎えることから、本市での過疎対策の取組に対し、引き続き国からの財政支援等を受けるため、令和8年度から令和12年度までの5箇年における後期計画を策定します。

2. 前期計画からの主な修正点（12月議会 情報交換会資料再掲）

別冊『江津市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）』のとおり。
後期計画では、現行法の期間内のため、前期計画をベースに下記の見直しを行う。

- ① 前期計画期間における実績を踏まえ、後期の事業内容に即して施策区分ごとに計画本文等を修正
- ② 過疎計画の【施策区分】について、新たに『(13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項』を追加
- ③ 令和8年度から令和12年度の5年間における過疎対策事業債の対象事業を掲載

3. パブリックコメントの実施について

○実施期間 令和7年12月26日から令和8年1月26日

○実施結果 5つの施策区分7つの分野に対し、意見等が提出
ホームページにて市の回答と併せて公表

4. 今後のスケジュールについて

2月中旬まで 県からの協議完了通知
3月末 国への提出、ホームページ公表

辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について

1. 計画策定の概要

○波積辺地

生活基盤である水道施設を更新し、安定して飲用水を供給する環境を維持することおよび、林業専用道高丸山線の整備により大規模造林地における木材生産の加速化を図る事業の財源に辺地対策事業債を対象とするため、計画を新たに策定する。

公共的施設の整備計画 令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間

(単位 : 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道施設	江津市	6, 528		6, 528	6, 500
林道高丸山線	江津市	240, 000		240, 000	240, 000
合 計		246, 528		246, 528	246, 500

○長谷東辺地

生活水準の維持を目的に、上水道の配水管を更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備する事業について辺地対策事業債の対象とするため、計画を新たに策定する。

公共的施設の整備計画 令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間

(単位 : 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道施設	江津市	68, 685		68, 685	65, 700
合 計		68, 685		68, 685	65, 700

○谷住郷辺地

市道長戸路線の未改良箇所について、緊急車両や福祉車両の安全な走行の妨げにもなっているため、改良し生活環境の改善を図る。また、水道施設を更新することにより、安定して飲用水を供給する環境を維持し、林業専用道高丸山線、上口下谷線の整備により大規模造林地における木材生産の加速化を図る。これら事業の財源に辺地対策事業債とするため、計画を新たに策定する。

公共的施設の整備計画 令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道長戸路線	島根県 江津市	210,000	108,000	102,000	102,000
水道施設	江津市	1,901		1,901	1,700
林道高丸山線	江津市	240,000		240,000	240,000
林道上口下谷線	江津市	120,000	66,000	54,000	54,000
合 計		571,901	174,000	397,901	397,700

2. 計画変更の概要

○川越辺地

老朽化した上水道施設の更新や、田津谷川の河川改修事業に伴う配水管の布設替えの事業の財源に、辺地対策事業債を対象とするため、計画に記載するもの。

公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで5年

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道整備	江津市	26,500		26,500	26,500
水道施設	江津市	179,350	44,266	135,084	98,800
消防施設	江津市	8,500	3,500	5,000	5,000
橋梁施設	江津市	30,450	17,820	12,630	12,600
合 計		244,800	65,586	179,214	142,400

【_____ : 変更箇所】

工事請負契約の締結について（仮契約）

1. 契約の目的	桜江高齢者生活福祉センター桜寿園外壁改修他工事
2. 契約の方法	簡易型一般競争入札
3. 契約金額	169,400,000円（税込） (うち消費税及び地方消費税の額 15,400,000円)
4. 契約の相手方	住所：江津市桜江町川戸472番地1 名称：今井産業株式会社 代表者名：代表取締役 今井久師
5. 仮契約締結日	令和8年1月29日
6. 工期	契約を成立させる意思表示を通知した日の翌日から 令和9年3月26日まで
7. 工事場所	江津市桜江町小田地内
8. 工事概要	・建築一式工事 【工事概要】 外壁改修工事、屋上防水改修工事、内部改修工事 【施設概要】 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建で (延床面積 1,859.23 m ²)

工事請負契約の締結について（変更仮契約）

1. 契約の目的	令和7年度仮称西部統合小学校敷地造成工事
2. 工事場所	江津市二宮町神主地内
3. 契約金額	変更前 金125,950,000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額11,450,000円） 変更後 金157,802,700円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額14,345,700円）
4. 契約の相手方	住 所：江津市敬川町1306番地3 名 称：株式会社原工務所 代表者名：代表取締役 原 諭
5. 変更仮契約締結日 (原契約成立日)	令和8年2月10日（令和7年9月18日）
6. 工期	変更前 令和7年9月19日から令和8年3月31日まで 変更後 令和7年9月19日から令和8年6月30日まで
7. 工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 <p>【変更概要】</p> <p>造成工事の数量変更による増額、駐車場整備工事の追加</p>

財産の無償譲渡について

1. 事業の目的

旧嘉戸団地集会所については、市営住宅嘉戸団地の付帯施設であったことから西玉江団地への新築移転に伴い解体する計画としていたが、地元自治会の維持管理による集会所として施設の存続・譲渡の要望書が提出され、地域活動の拠点として、引き続き有効に活用されることが見込まれることから、嘉戸団地自治会に対し無償で譲渡することとする。

2. 事業の内容

次の財産を譲渡する。

(1) 建物（付属する備品等の物品を含む。）

名 称 旧嘉戸団地集会所

建築年 昭和60年

所 在 江津市渡津町934番地19

構 造 木造瓦ぶき平家建

床面積 72m²

(2) 土 地

所 在 江津市渡津町

地 番 934番19

地 目 宅地

面 積 153.65m²

(3)譲渡の相手方

嘉戸団地自治会

代表者 江津市渡津町825番地8

嘉戸団地自治会 会長 湯谷 学

3. 事業の効果と目標

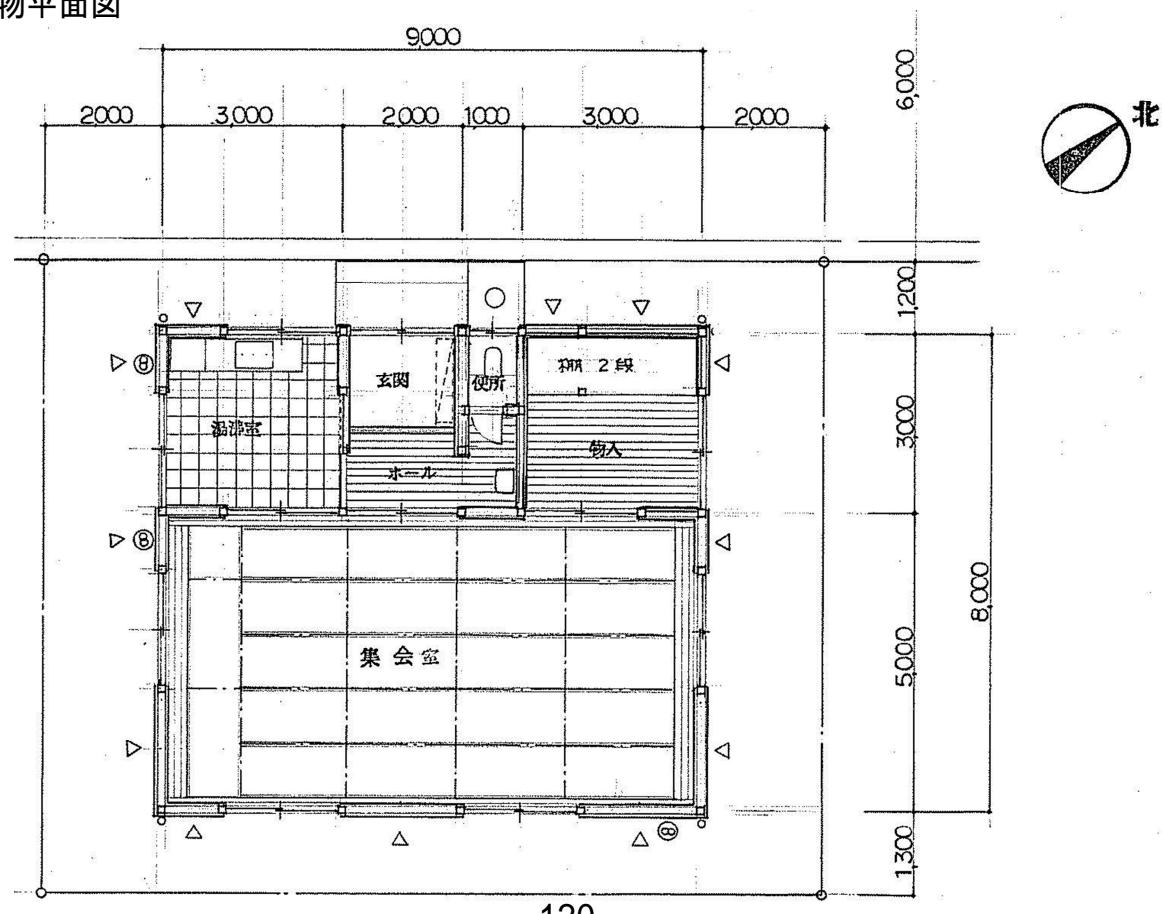
旧嘉戸団地集会所を地域住民の活動拠点として譲渡することで、移転世帯や今

後の分譲地の住民を含めた地域コミュニティの維持・活性化を図り、自治会の運営や活動の支援に寄与することができる。

位置図



建物平面図



令和8年度

当初予算

予算のあらまし
及び事業の概要



令和8年度当初予算編成方針

令和7年11月3日通知

1. 本市を取巻く状況

国は「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」において、我が国の経済は現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めていると認識している。

米国に対して関税措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続けるとし、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずるとしている。また、減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにするために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することとしている。

こうした状況を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、総務省の概算要求の中で、地方交付税については約19.3兆円（対前年比+3,792億円、+2.0%）の要求となっている。

一方、島根県は「第2期島根創生計画」に基づき、島根創生を着実に進めるため、令和7年度から令和11年度までを期間とする「第2期中期財政運営方針」の中で、スクラップ・アンド・ビルトの徹底、行政の効率化・最適化の推進、県有財産の売却などによる財源確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化を進めると同時に、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組むこととしている。

2. 本市の財政状況

令和6年度普通会計決算において、「財政健全化判断比率」の4指標はいずれも基準内数値となっており、現在抱える負債の大きさを示す将来負担比率は47.5%（前年比6.1ポイント減）となるなど一定の改善は見られるものの、類似団体と比較しても依然高い水準にある。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%（前年比2.3ポイント減）となり、硬直的な財政状況が続いている。

こうしたなか、令和4年度から8年度までを期間とする「第6次行財政改革」を「ス

マートシティ江津推進構想」と位置づけ、増大化・複雑化する自治体業務に対応するため、令和4年度よりDXの推進に重点を置き、対外的な事業・内部業務・組織体制のそれぞれにおいて不可逆的な転換に取り組んでいる。こうした取り組みを引き続き推進することで、持続可能な市政運営を実現することとしている。

今後、西部統合小学校建設事業や国民スポーツ大会推進事業などの投資的経費を伴う大型事業が続く中、限られた財源でより効率的な財政運営が行えるよう、事業精査についても着実に行わなければならない。

3. 令和8年度予算編成について

令和8年度は市長改選の年であるため、当初予算編成は「骨格的予算」となり、継続事業を除く政策的経費は改選後補正予算対応となるが、改選後補正予算対応となるものも含めて今回の当初予算において要求することとする。

予算配分については、本市の最重要課題である人口減少対策を推進するため、令和7年6月に改訂された「第6次江津市総合振興計画（後期基本計画）」の重点プロジェクトにおける基本目標（①産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり、②豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり、③いきいきとした人づくり・地域づくり）に重点をおくものとする。

なお、予算要求における基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ① 「第6次江津市総合振興計画」及び「第3期江津市版総合戦略」における重点施策、DXの着実な推進を図ること。また、必要に応じて「ふるさと寄付金」を有効に活用すること。
- ② BPR（業務改革）における改善提案結果を踏まえて予算要求を行うこと。
- ③ 歳入を適正に確保すること。
- ④ 年間の総合予算を要求することに留意するとともに、多額の不用額が生じないよう事業費を精査すること。
- ⑤ 新規事業については、企画会議等による詳細な検討後、中長期的に必要となる歳出一般財源総額の推移を踏まえて予算要求を行うこと。
- ⑥ 既存事業については、その目的と効果の検証を実施し、他事業へ代替又は内包できるものは、積極的に事業スクラップ（廃止又は規模の縮小）を行うこと。

令和8年度
江津市予算総括表

単位:千円

会計別		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		19,845,000	18,751,000	1,094,000	5.8
特別会計	国民健康保険事業	2,976,636	3,009,141	△ 32,505	△ 1.1
	国民健康保険診療所事業	1,544	1,547	△ 3	△ 0.2
	後期高齢者医療事業	932,202	866,523	65,679	7.6
	小計	3,910,382	3,877,211	33,171	0.9
合計		23,755,382	22,628,211	1,127,171	5.0

令和8年度 一般会計予算総括表

歳 入

(単位 : 千円)

款	令和8年度		令和7年度		比較増減	増減率%
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%		
1. 市 税	2,827,500	14.2	2,824,141	15.1	3,359	0.1
2. 地 方 譲 与 税	167,000	0.8	170,000	0.9	△ 3,000	△ 1.8
3. 利 子 割 交 付 金	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	45,000	0.2	45,000	0.2	0	0.0
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	530,000	2.7	530,000	2.8	0	0.0
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	9,000	0.0	9,000	0.0	0	0.0
9. 地 方 特 例 交 付 金	10,100	0.1	13,500	0.1	△ 3,400	△ 25.2
10. 地 方 交 付 税	6,600,000	33.3	6,280,000	33.5	320,000	5.1
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	90,599	0.5	95,416	0.5	△ 4,817	△ 5.0
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	213,698	1.1	206,023	1.1	7,675	3.7
14. 国 庫 支 出 金	2,636,717	13.3	2,709,075	14.4	△ 72,358	△ 2.7
15. 県 支 出 金	1,254,111	6.3	1,243,064	6.6	11,047	0.9
16. 財 産 収 入	46,016	0.2	35,821	0.2	10,195	28.5
17. 寄 付 金	613,000	3.1	613,351	3.3	△ 351	△ 0.1
18. 繰 入 金	1,464,263	7.4	1,471,443	7.8	△ 7,180	△ 0.5
19. 繰 越 金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
20. 諸 収 入	470,396	2.4	754,266	4.0	△ 283,870	△ 37.6
21. 市 債	2,833,600	14.3	1,716,900	9.2	1,116,700	65.0
歳 入 合 計	19,845,000	100.0	18,751,000	100.0	1,094,000	5.8

歳 出

(単位 : 千円)

款	令和8年度		令和7年度		比較増減	増減率%
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%		
1. 議 会 費	143,589	0.7	137,585	0.7	6,004	4.4
2. 総 務 費	3,328,687	16.8	3,199,425	17.1	129,262	4.0
3. 民 生 費	5,856,191	29.5	5,776,903	30.8	79,288	1.4
4. 衛 生 費	1,352,367	6.8	1,694,219	9.0	△ 341,852	△ 20.2
5. 労 働 費	43,892	0.2	49,294	0.3	△ 5,402	△ 11.0
6. 農 林 水 産 業 費	706,660	3.6	713,489	3.8	△ 6,829	△ 1.0
7. 商 工 費	273,481	1.4	366,534	2.0	△ 93,053	△ 25.4
8. 土 木 費	1,836,861	9.3	2,323,718	12.4	△ 486,857	△ 21.0
9. 消 防 費	750,888	3.8	726,229	3.9	24,659	3.4
10. 教 育 費	3,446,088	17.4	1,735,820	9.3	1,710,268	98.5
11. 災 害 復 旧 費	300	0.0	300	0.0	0	0.0
12. 公 債 費	2,095,996	10.6	2,017,484	10.8	78,512	3.9
13. 予 備 費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	19,845,000	100.0	18,751,000	100.0	1,094,000	5.8

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

《歳入について》 前年度比較と増減の主な理由

(単位 : 千円)

費目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較増減	増減率%
市税	2,827,500	2,824,141	3,359	0.1
	市民税（個人）33,551千円増、市民税（法人）19,859千円減、固定資産税 4,806千円減			
地方譲与税	167,000	170,000	△ 3,000	△ 1.8
	地方揮発油譲与税 3,000千円減			
利子割・配当割・ 株式譲渡所得割交付金	22,000	22,000	0	0.0
法人事業税交付金	45,000	45,000	0	0.0
地方消費税交付金	530,000	530,000	0	0.0
環境性能割交付金	9,000	9,000	0	0.0
地方特例交付金	10,100	13,500	△ 3,400	△ 25.2
	地方特例交付金 3,400千円減			
地方交付税	6,600,000	6,280,000	320,000	5.1
	普通交付税 220,000千円増、特別交付税 100,000千円増			
交通安全対策特別交付金	2,000	2,000	0	0.0
分担金及び負担金	90,599	95,416	△ 4,817	△ 5.0
	私立保育所保育料 1,890千円減、放課後児童クラブ利用負担金 2,910千円減			
使用料及び手数料	213,698	206,023	7,675	3.7
	有福温泉使用料 1,024千円増、住宅使用料 4,852千円増、一般廃棄物処理手数料 1,185千円増			
国庫支出金	2,636,717	2,709,075	△ 72,358	△ 2.7
	公立学校施設整備費負担金 167,825千円増、保育所施設整備事業補助金 22,295千円増 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 156,157千円減 防災集団移転促進事業費補助金 200,711千円減			
県支出金	1,254,111	1,243,064	11,047	0.9
	障害者自立支援給付費負担金（訓練等給付事業）10,357千円増、 団体営農地耕作条件改善事業交付金 13,650千円増 給食費負担軽減交付金 48,276千円増、県知事県議会議員選挙執行経費 17,112千円増 スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金 11,660千円減 公立学校情報機器整備事業費補助金 58,593千円減			
財産収入	46,016	35,821	10,195	28.5
	減債基金運用収入 2,700千円増、地域振興基金運用収入 2,990千円増			
寄付金	613,000	613,351	△ 351	△ 0.1
	ふるさとづくり寄付金 351千円減			
繰入金	1,464,263	1,471,443	△ 7,180	△ 0.5
	減債基金繰入金 100,000千円増、地域振興基金繰入金 20,233千円増 財政調整基金繰入金 33,820千円減、ふるさとづくり基金繰入金 41,341千円減 公共施設等整備管理基金繰入金 56,525千円減			
繰越金	10,000	10,000	0	0.0
諸収入	470,396	754,266	△ 283,870	△ 37.6
	福祉医療費高額療養費差額等返還金 20,721千円増、デジタル基盤改革支援補助金 249,006千円減			
市債	2,833,600	1,716,900	1,116,700	65.0
	道路補修事業 137,000千円増、学校建設事業 1,691,700千円増 エコクリーンセンター整備事業 346,500千円減、公園施設長寿命化事業 65,900千円減 緊急自動車等更新事業 51,600千円減、大規模改修事業 149,100千円減			
合計	19,845,000	18,751,000	1,094,000	5.8

『歳出について』 前年度比較と増減の主な理由

(単位:千円)

費目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較増減	増減率%
議会費	143,589	137,585	6,004	4.4
総務費	3,328,687	3,199,425	129,262	4.0
	カーボンニュートラル推進事業 149,991千円増、情報システム費 112,400千円増 市長・市議会議員選挙費 45,148千円増、地域再生計画推進事業 40,840千円増 定住促進総合対策事業 21,416千円増、県知事県議会議員選挙費 17,120千円増 自治体情報システム標準化・共通化事業 262,547千円減、地域コミュニティ活性化事業 60,229千円減			
民生費	5,856,191	5,776,903	79,288	1.4
	高齢者福祉施設等整備事業 35,627千円増、後期高齢者医療事業特別会計繰出金 21,972千円増 訓練等給付事業 41,429千円増、児童支援事業 32,412千円増 私立保育所施設整備補助事業 33,444千円増、私立保育所委託費 20,906千円増 国民健康保険事業特別会計繰出金 34,277千円減、定額減税調整給付金給付事業 81,629千円減			
衛生費	1,352,367	1,694,219	△ 341,852	△ 20.2
	火葬場費 8,049千円増、不燃物処理場費 11,779千円増、水道事業会計出資金 39,491千円増 地域医療支援対策事業 32,056千円減、浜田地区広域行政組合負担金 371,631千円減			
労働費	43,892	49,294	△ 5,402	△ 11.0
	地域雇用活性化推進事業 3,129千円減			
農林水産業費	706,660	713,489	△ 6,829	△ 1.0
	人・農地ビジョン推進事業 5,328千円増、中山間地域等直接支払事業 6,468千円増 農地耕作条件改善事業 8,416千円減、現年発生林地崩壊防止事業 8,000千円増 物価高騰対策費 12,239千円減、農地費 12,672千円減、水産振興対策事業 5,979千円減			
商工費	273,481	366,534	△ 93,053	△ 25.4
	観光費 7,241千円増、物価高騰対策費 60,000千円減			
土木費	1,836,861	2,323,718	△ 486,857	△ 21.0
	道路維持補修事業 63,050千円増、橋梁長寿命化事業 200,800千円増 道路ストック総点検事業 15,000千円増、道路冠水対策事業 52,000千円増 公園施設長寿命化事業 126,403千円減、防災集団移転促進事業 301,682千円減			
消防費	750,888	726,229	24,659	3.4
	広域消防事業 21,913千円増、防災減災対策費 27,702千円増 消防施設整備事業 19,896千円減			
教育費	3,446,088	1,735,820	1,710,268	98.5
	仮称西部統合小学校建設事業 1,977,930千円増、放課後児童クラブ事業 24,042千円増 学校給食費 55,191千円増、事務局費(ＩＣＴ環境整備) 86,982千円減 小学校教育施設整備事業 194,172千円減、物価高騰対策費 10,280千円減			
災害復旧費	300	300	0	0.0
公債費	2,095,996	2,017,484	78,512	3.9
	長期債元金 54,396千円増、長期債利子 24,116千円増			
予備費	10,000	10,000	0	0.0
合計	19,845,000	18,751,000	1,094,000	5.8

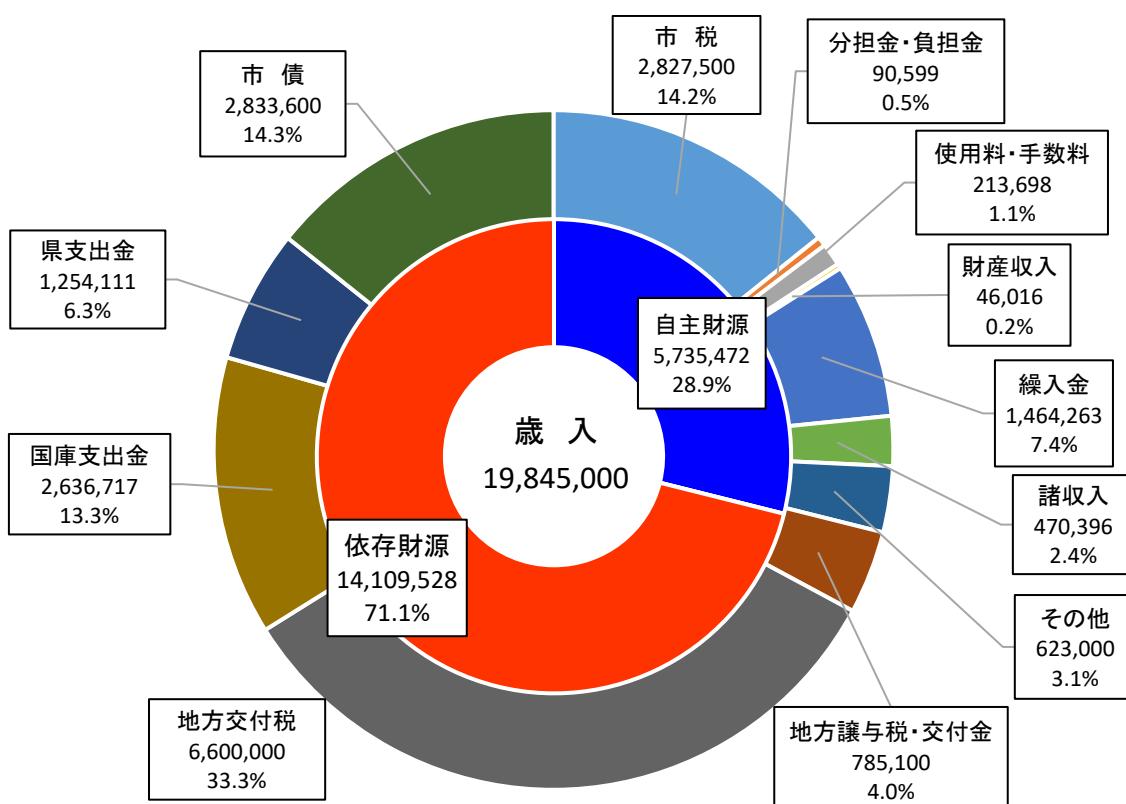
歳入の内訳

(単位:千円)

区分	令和8年度		令和7年度		比較増減	増減率%
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%		
自主財源	5,735,472	28.9	6,010,461	32.1	△ 274,989	△ 4.6
内訳	市税	2,827,500	14.2	2,824,141	15.1	3,359 0.1
	分担金及び負担金	90,599	0.5	95,416	0.5	△ 4,817 △ 5.0
	使用料及び手数料	213,698	1.1	206,023	1.1	7,675 3.7
	財産収入	46,016	0.2	35,821	0.2	10,195 28.5
	繰入金	1,464,263	7.4	1,471,443	7.8	△ 7,180 △ 0.5
	諸収入	470,396	2.4	754,266	4.0	△ 283,870 △ 37.6
	その他(繰越金・寄付金)	623,000	3.1	623,351	3.3	△ 351 △ 0.1
依存財源	14,109,528	71.1	12,740,539	67.9	1,368,989	10.7
内訳	地方譲与税	167,000	0.8	170,000	0.9	△ 3,000 △ 1.8
	利子割・配当割・株式譲渡所得割交付金	22,000	0.1	22,000	0.1	0 0.0
	法人事業税交付金	45,000	0.2	45,000	0.2	0 0.0
	地方消費税交付金	530,000	2.7	530,000	2.8	0 0.0
	環境性能割交付金	9,000	0.0	9,000	0.0	0 0.0
	地方特例交付金	10,100	0.1	13,500	0.1	△ 3,400 △ 25.2
	地方交付税	6,600,000	33.3	6,280,000	33.5	320,000 5.1
	交通安全対策特別交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	0 0.0
	国庫支出金	2,636,717	13.3	2,709,075	14.4	△ 72,358 △ 2.7
	県支出金	1,254,111	6.3	1,243,064	6.6	11,047 0.9
	市債	2,833,600	14.3	1,716,900	9.2	1,116,700 65.0
合計		19,845,000	100.0	18,751,000	100.0	1,094,000 5.8

*構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

(グラフ単位:千円)



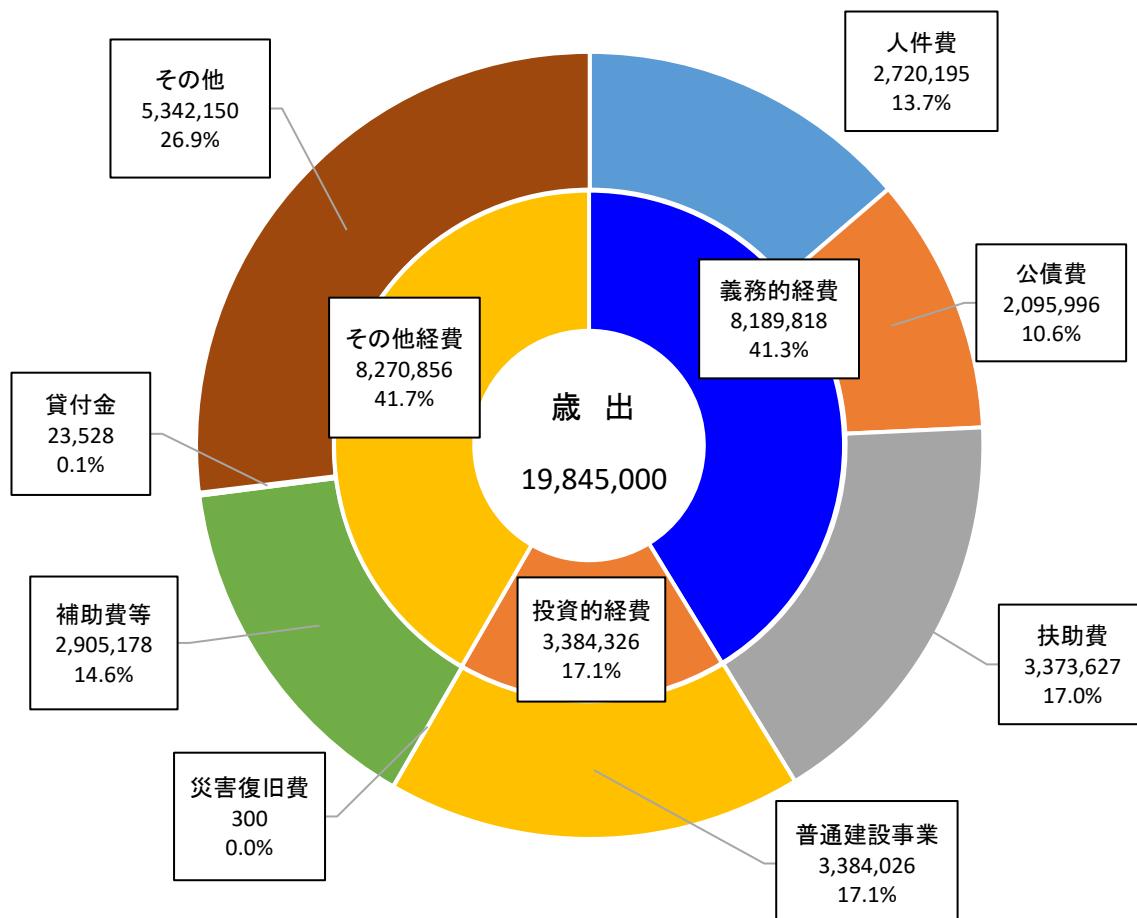
性質別経費の内訳

(単位:千円)

区分	令和8年度		令和7年度		比較増減	増減率%
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%		
義務的経費	8,189,818	41.3	7,959,094	42.4	230,724	2.9
内訳	人件費	2,720,195	13.7	2,623,398	14.0	96,797
	公債費	2,095,996	10.6	2,017,484	10.8	78,512
	扶助費	3,373,627	17.0	3,318,212	17.7	55,415
普通建設事業	3,384,026	17.1	2,154,348	11.5	1,229,678	57.1
内訳	補助事業等	2,968,629	15.0	1,489,526	7.9	1,479,103
	単独事業	415,397	2.1	664,822	3.5	△ 249,425
災害復旧費	300	0.0	300	0.0	0	0.0
内訳	補助事業		0.0		0.0	0.0
	単独事業	300	0.0	300	0.0	0.0
補助費等	2,905,178	14.6	3,024,561	16.1	△ 119,383	△ 3.9
貸付金	23,528	0.1	59,350	0.3	△ 35,822	△ 60.4
その他(物件費・繰出金ほか)	5,342,150	26.9	5,553,347	29.6	△ 211,197	△ 3.8
合計	19,845,000	100.0	18,751,000	100.0	1,094,000	5.8

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

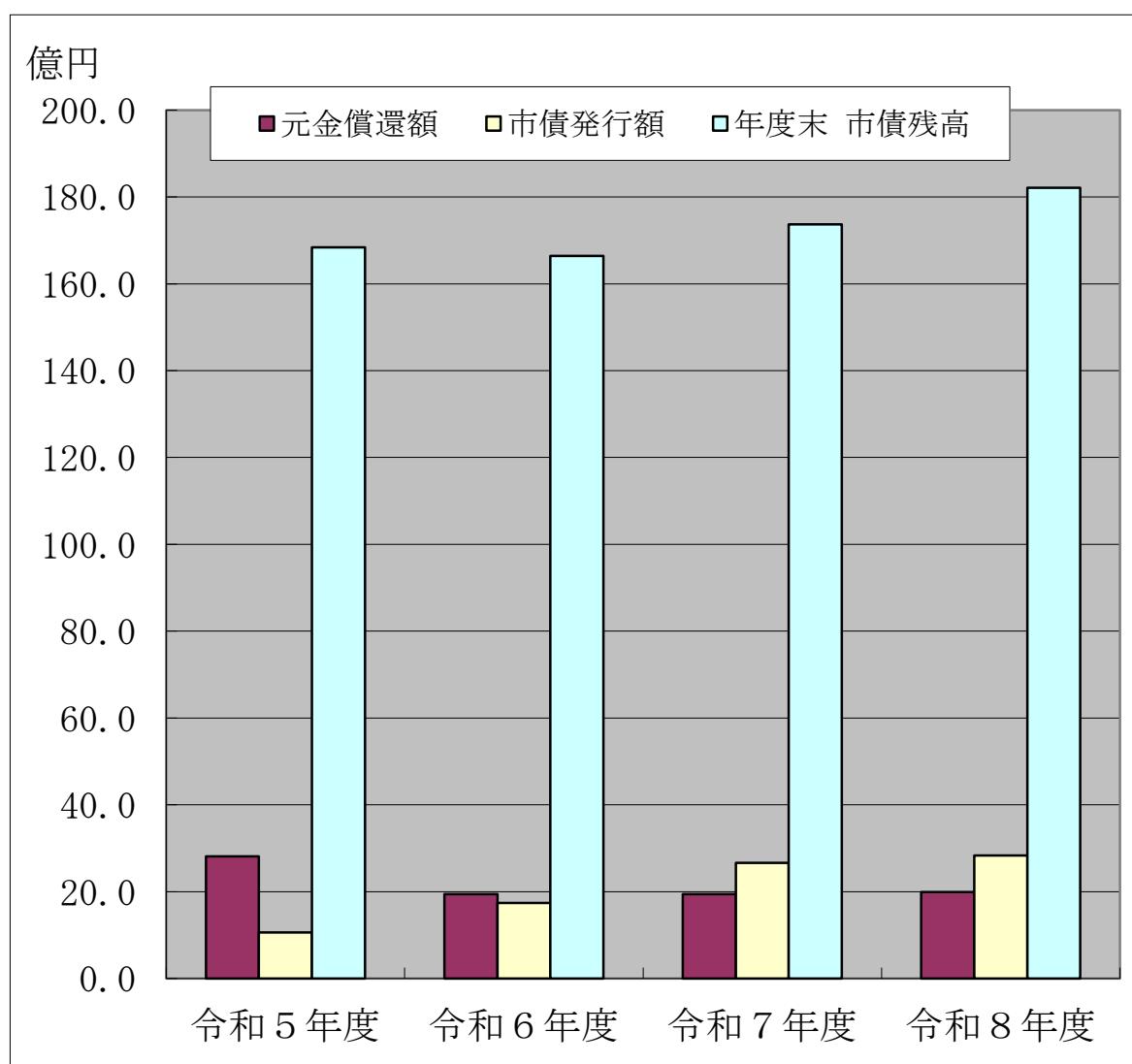
(グラフ単位:千円)



市債残高等の推移

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元金償還額	2,810,793	1,937,200	1,935,013	1,989,409
市債発行額	1,057,921	1,739,174	2,659,600	2,833,600
年度末市債残高(R6、7は見込)	16,838,720	16,640,694	17,365,281	18,209,472



令和8年度 引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途
引き上げ分の地方消費税交付金額 298,000千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県補助金	市債	その他	地方消費税 (引上分)	その他
社会福祉	自立支援医療費	31,992	15,860	7,930		8,202
	身体障害者補装具給付費	6,210	3,105	1,605		1,500
	福祉医療費助成事業	70,695		45,447	5,000	20,248
	特別障害者手当給付費	20,343	14,520			5,823
	障害児福祉手当給付費	2,038	1,491			547
	高齢者施設入所事業	158,752		46,351	35,000	77,401
	高齢者生活センター事業	21,353		1,780		19,573
	訓練等給付事業	402,999	201,500	100,749	25,000	75,750
	介護給付事業	531,791	265,895	132,948	35,000	97,948
	障がい福祉サービス事業	32,812	16,406	8,203	4,000	4,203
	療養介護医療費	18,884	9,442	4,721		4,721
	生活困窮者自立支援事業	38,709	25,372			13,337
	私立保育所運営費補助事業	18,401				18,401
	地域子育て支援センター費	29,372	9,790	9,790		9,792
	ファミリーサポートセンター事業	2,000	666	666		668
	地域子育て支援拠点事業	26,776	4,346	4,346		18,084
	児童支援事業	173,255	86,666	43,332	10,000	33,257
	保育施設等利用者支援事業	11,474	7,025	2,241		2,208
	児童扶養手当扶助費	88,505	29,501		12,000	47,004
	児童手当扶助費	359,280	291,335	33,971	8,000	25,974
	私立保育所委託費	668,866	341,873	157,978	40,000	129,015
	保育所費	38,308	297	1,602	5,000	31,409
	統合保育所運営委託事業	243,251	351	19,378	50,000	173,522
社会保障	母子福祉費	3,907		17		3,890
	母子生活支援施設措置事業	1,179	575	288		316
	子ども医療費助成事業	86,110		4,800	30,900	10,000
	生活保護費	269,420	202,065			15,000
中国残留邦人等生活支援事業	中国残留邦人等生活支援事業	8,500	6,515			1,985
	国民健康保険事業特別会計繰出金	271,619	21,633	65,178		184,808
	浜田地区広域行政組合負担金(介護)	598,286		21,459		576,827
	介護保険事業	17,832		326		17,506
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	542,436		95,813		446,623
保健衛生	高齢者健康診査事業	23,931		23,227		704
	地域医療確保対策事業	2,665		1,300		1,365
	精神障がい者医療援助費	1,713				1,713
	地域医療支援対策事業	225,760		25,300		200,460
	がん検診事業	22,440		1,304	3,000	18,136
	予防接種事業	134,512	269		37,000	97,243
	感染症対策事業	2,769				2,769
	母子保健事業	7,684	2,196	771		4,717
	母子健康診査等事業	18,265	1,345	275	4,000	12,645
	未熟児養育医療給付費	1,802	732	702		368
計		5,236,896	1,560,771	30,100	864,598	298,000
						2,483,427

令和8年度 入湯税の使途
令和8年度入湯税予算額 3,712千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県補助金	市債	その他	入湯税	その他
観光振興等	有福温泉公衆浴場管理費	33,065		1,400	24,647	430
	江津市観光協会助成事業	15,510				3,282
	計	48,575		1,400	24,647	3,712
						18,816

令和8年度当初予算 歳入の概要

単位:千円

款	予算額	歳入の主なもの		
1 市税	2,827,500	市民税個人	910,155	市民税法人 158,671
		固定資産税	1,433,721	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金 90,247
		軽自動車税種別割	86,613	たばこ税 138,136
2 地方譲与税	167,000	地方揮発油譲与税	27,000	自動車重量譲与税 107,000
		森林環境譲与税	33,000	
3 利子割交付金	2,000	利子割交付金	2,000	
4 配当割交付金	10,000	配当割交付金	10,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000	株式等譲渡所得割交付金	10,000	
6 法人事業税交付金	45,000	法人事業税交付金	45,000	
7 地方消費税交付金	530,000	地方消費税交付金	530,000	
8 環境性能割交付金	9,000	環境性能割交付金	9,000	
9 地方特例交付金	10,100	地方特例交付金	10,000	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 100
10 地方交付税	6,600,000	普通交付税	5,500,000	特別交付税 1,100,000
11 交通安全対策特別交付金	2,000	交通安全対策特別交付金	2,000	
12 分担金及び負担金	90,599	現年発生林地崩壊防止事業	1,450	急傾斜地崩壊対策事業 2,462
		老人福祉施設入所者負担金	46,351	私立保育所保育料 6,419
		公立保育所保育料	14,471	放課後児童クラブ利用負担金 16,601
13 使用料及び手数料	213,698	庁舎使用料	5,343	生活バス使用料 3,110
		駐車場使用料(職員等)	12,178	有福温泉使用料 24,219
		火葬場使用料	7,848	風の国温泉使用料 1,848
		道路橋梁使用料	10,000	公園使用料 3,600
		住宅使用料	64,385	社会体育施設使用料 7,370
		戸籍手数料	7,364	住民基本台帳手数料 1,860
		衛生処理施設手数料	12,500	一般廃棄物処理手数料 40,000

単位:千円

款	予算額	歳入の主なもの			
14 国庫支出金	2,636,717	「歳出の概要（事業別）」の財源内訳のとおり			
15 県支出金	1,254,111	「歳出の概要（事業別）」の財源内訳のとおり			
16 財産収入	46,016	土地建物貸付収入	11,381	減債基金運用収入	9,700
		地域振興基金運用収入	8,200	立木売払収入	5,128
17 寄付金	613,000	ふるさとづくり寄付金	600,000	まち・ひと・しごと創生寄付金	13,000
18 繰入金	1,464,263	財政調整基金繰入金	287,266	減債基金繰入金	1,000,000
		地域振興基金繰入金	97,992	元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金繰入金	70,945
19 繰越金	10,000	前年度繰越金	10,000		
20 諸収入	470,396	小規模企業育成資金	20,000	駅前ホテル整備事業貸付金収入	22,000
		地域医療対策資金貸付金収入	40,000	高齢者免許返納促進対策効果実証調査委託金	20,000
		浜田地区広域行政組合納付金	30,935	一般コミュニティ事業助成金	5,000
		デジタル基盤改革支援補助金	21,710	タクシー利用助成券売上料	15,000
		浜田地区広域行政組合交付金	128,068	新予防給付ケアプラン作成料	17,332
		後期高齢者医療広域連合委託金	35,843	農地中間管理事業業務委託金	5,834
		消防団員退職報償金受入金	15,000		
21 市債	2,833,600	その他「歳出の概要（事業別）」の財源内訳のとおり			
合 計	19,845,000				

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
議会費	議会費	17,780	16,677				1	17,779
	議会運営費	普通旅費・行政観察旅費 4,516千円、議会だより印刷等 3,742千円 委託料(会議録作成等) 5,873千円、ペーパーレス会議システム使用料等 1,112千円 中国市議会議長会負担金等 857千円、市政調査研究費補助 1,680千円						
総務費	一般管理費	21,263	20,109				56	21,207
	一般管理費	当直員人件費 13,024千円、電話料等通信運搬費 3,897千円 顧問弁護士委託料・事務費等 4,342千円						
桜江庁舎一般管理費	一般管理費	11,541	8,982				2	11,539
	旅費・消耗品等	1,625千円、電話・郵券料 385千円、施設警備委託料 9,531千円						
広報広聴費	広報広聴費	25,796	23,844		40		6,049	19,707
	広報等印刷代等	9,189千円、広報配達費等 5,813千円、ホームページ保守業務 1,556千円 ケーブルテレビ行政情報放送業務委託料 4,763千円 LINE公式アカウントシステム使用料 2,772千円、事務費等 1,703千円						
会計管理費	会計管理費	14,291	13,558				363	13,928
	決算書等印刷製本費	550千円、指定金融機関事務手数料等 12,754千円、キャッシュレス決済業務委託料 197千円、事務費等 790千円						
財産管理費	財産管理費	58,549	56,919				1,021	57,528
	財産管理費	庁舎等光熱水費 27,590千円、庁舎包括管理業務委託料等 23,419千円 その他庁舎管理経費 7,540千円						
財産管理費	財産管理費	50,807	18,966				500	50,307
	普通財産管理費	旧人権センターほか光熱水費・修繕料 4,789千円、低濃度PCB調査管理委託料 31,100千円 草刈ほか施設管理委託料 5,138千円、施設修繕工事費 7,810千円 事務費等 1,970千円						
財産管理費	財産管理費	33,065	29,262				1,400	24,647
	有福温泉公衆浴場管理費	浴場監視員・事務員人件費 19,550千円、光熱水費等需用費 7,471千円 維持補修工事費 1,496千円、施設管理・機器保守等委託料 2,556千円、入湯税 448千円 その他管理費 1,544千円						
企画費	企画費	12,515	31,219				6,074	6,441
	企画費	創造力特区アドバイザー謝金 600千円 県人会、アドバイザー招致旅費 1,500千円 シティプロモーション事業等委託料 8,200千円 関東・関西等江津会補助金 1,130千円 その他事務費 1,085千円						
多文化共生・国際交流事業	企画費	1,186	5,787				1,186	
	江津市デジタルノマド・ファミリー多文化共生事業委託料	1,000千円 国際交流事業事務費 186千円						
企画費	企画費	5,935	5,300				5,935	
	ピクニックラン桜江事業	ピクニックラン実行委員会委託料						

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
企画費	305,373	301,717				305,373	
元気！勇気！感動！ごうつ ふるさと基金積立金	ふるさと基金積立金 300,673千円、運用収入 4,700千円						
企画費	299,327	301,634				299,327	
ふるさとづくり寄付金事業	ふるさと寄付業務委託料(返礼品含む)247,780千円、専用サイト・フォーム利用料 51,422千円 その他事務費 125千円						
主要事業	企画費	93,044	52,204	44,322		4,400	44,322
地域再生計画推進事業		<p>●事業概要 本市の地域再生計画に基づき、企業版ふるさと納税による寄附金を活用した分野横断的な取組みを推進する。主な取組みである市外向けのシティプロモーションでは、大手メディアを活用した菰沢公園リブランディング事業や民間企業および他自治体との連携によるメタバース事業などを実施し、市の知名度向上や関係人口の拡大を目指す。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菰沢公園リブランディング事業 メディアミックスのプロモーション委託料 27,500千円、ソーシャルメディア活用委託料 5,942千円、イベント来場者への情報発信委託料 1,000千円 企業向けアウトドア研修委託料 2,000千円、菰沢公園屋外Wi-Fi利用料 202千円 企業向けアウトドア研修用備品購入費 2,000千円 ・デジタルプロモーション事業 デジタル石見神楽開発委託料 9,900千円、江津ワールド開発委託料 6,380千円 メタバース自治体連合リアルイベント委託料 5,020千円 メタバース運営等委託料 2,200千円、キャラクターIP商品開発委託料 16,500千円 デジタル人材育成講師料 3,800千円、デジタル人材育成機材借上料 2,000千円 デジタル人材育成用ソフトウェアライセンス料 4,200千円 ・創造力特区デザイナー活動費 プロモーション活動委託料 2,300千円、普通旅費 1,200千円、消耗品費等 900千円 					
		176,325	26,334	72,950		11,000	92,375
カーボンニュートラル推進事業		<p>●事業概要 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すため、中間支援組織の立ち上げ、52未来プロジェクト実行委員会への補助等を行うことによって、市民の脱炭素に対する意識向上を推進する。加えて、脱炭素の取組みを契機とする関係人口や交流人口の創出・拡大を目指す。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・52未来プロジェクト実行委員会への補助金 137,900千円 ・中間支援組織の設立 中間支援組織設立運営支援業務委託料 9,900千円、設立時の法人登記委託料 300千円 組織運営委託料 5,500千円、出捐金 1,000千円、中間支援組織への補助金 7,600千円 ・地域活性化企業人負担金 11,800千円 ・再エネ最大限導入計画実績ローリング委託料 424千円 ・カーボンニュートラル推進事業事務費等 普通旅費 1,471千円、消耗品費等 430千円 					
		171,508	231,737			28,899	142,609
地域コミュニティ活性化事業		<p>●事業の目的 過疎化や少子高齢化により地域活動の衰退が進行し、地域の維持が困難な状況となっていることから、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援し、住民と行政との協働による地域づくりを推進する。(地域コミュニティ数20組織、地域コミュニティ交流センター数20施設)</p> <p>○事業概要及び事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ交流センターの運営 144,946千円 ・地域コミュニティ実践事業交付金 26,562千円 					

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	地域振興費	37,451	16,035	12,000	8,115		17	17,319	
	定住促進総合対策事業	<p>●事業概要 定住相談員を配置し、移住・定住に関する細やかな支援を行うほか、定住相談フェア等へ参加し、UIターンを促進する。また、女性の再就業支援や結婚支援等により、女性や若者の定住を促進する。</p> <p>○事業費 •定住相談等 4,817千円 定住相談員を配置し、空き家紹介、定住フェア参加等、UIターンを促進する。 •結婚対策 3,081千円 結婚支援イベント等の運営を委託。恋活応援団等による婚活イベント等を支援する。 •結婚等新生活ごうつ暮らし応援事業 21,337千円 新婚夫婦等に対し、婚姻に伴う費用の一部を補助又はお祝い金を交付する。 •女性のブチ起業支援補助金 800千円 女性が起業等をする経費の一部を補助する。 •地方創生移住支援補助金、学生就職支援事業 7,416千円 東京圏から本市へ移住・就職する人への補助金を交付する。 </p>							
	地域振興費	4,576	4,363		800			3,776	
	定住促進空き家活用事業	空家バンク運営事務費 776千円、空家残置物処理費補助 1,300千円 UIターン空家修繕費補助 2,500千円							
主要事業	地域振興費	6,080	4,080				5,000	1,080	
	地域の活力創出事業	<p>●事業概要 地域の活力やまちの魅力を創出する活動や事業を推進し、交流人口や関係人口、定住人口を確保する。</p> <p>○事業費 •江津市地域の担い手受入促進助成金 1,080千円 農林水産業、伝統工芸、介護等の産業体験を契機にUIターンした者の定住を促進する。 •江津市地域活性化支援事業補助金 2,000千円 地域団体等が自主的・主体的に実施する地域活性化に資する活動を支援する。 •江津市まち・ひと結び事業費補助金 3,000千円 地域活動団体等が移住・交流の促進に関する活動を実施する際の費用を助成する。 </p>							
主要事業	地域振興費	8,647	7,047				1,300	7,347	
	シティプロモーション推進事業	<p>●事業概要 本市の特色ある取組やまちづくり、活躍する人や企業などを多様な媒体や手法で情報発信することで、挑戦したい若者やふれあいを求める都市住民の移住・交流を促進する。</p> <p>○事業費 •シティプロモーションのためのイベント参加等 1,500千円 市内向けプロモーションの展開や地域で活動する人材をSNSで紹介する。 •ブランドサイトの運営 547千円 GO►GOTSU！サイトに起業家や実業家等を掲載し、起業人材等のUIターンを促進する。 •人材誘致活動 6,600千円 地域おこし協力隊の活動費及び外部人材誘致イベントに係る経費。 </p>							
	地域振興費	13,000	11,000	4,750	3,500			4,750	
	ごうつを創る人づくりプロジェクト事業	都市部での交流イベント委託費 2,000千円、 地域採用支援コーディネーター配置委託費 7,000千円 大人のための江津塾委託費 4,000千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳													
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源									
事業名	事業概要（主な歳出項目）															
主要事業	地域振興費	8,000			6,500		1,500									
	持続可能なコミュニティづくり推進事業	<p>●事業概要 各地域において、これからも安心して暮らし続けることができるよう、市内地域コミュニティ交流センター配置エリアを基本として、住民同士の話し合いを通じた地域運営の仕組みづくりを推進し、生活機能の維持・確保を図ることを目的にまちづくり協議会等が実施する事業の経費等について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>○事業費 都治地区コミュニティ協議会：「つる工房」改修費 8,000千円</p>														
	地域開発費	41,132	40,050		2,939		38,193									
	地方バス路線維持対策事業	石見交通バス路線運行費補助金														
主要事業	地域開発費	35,180	50,020	3,866	3,615		3,160	24,539								
	生活交通バス事業	<p>●事業概要 地域住民の交通手段を確保することにより、市内の公共交通不便地域を縮小・解消し、もって公共の福祉に資することを目的としてコミュニティバスの運行を行う。</p> <p>【運行路線】（※の路線は当面の間運休）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江津市生活路線代替バス(井沢峠～跡市) ・江津市生活バス 桜江地域9路線(鹿賀線[三江線代替交通]、今田線、三田地線、市山線、谷線、長戸路線※、下の原線、江尾線、長谷線) 江津川平線[三江線代替交通] 松川波積線※(デマンド型)、川平線(デマンド型)、有福千田線(デマンド型) 江津有福線(有福温泉～江津駅前) ・長谷相乗りタクシー ・AI乗合交通 <p>○事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・運行経費</td> <td style="text-align: right;">31,134千円</td> </tr> <tr> <td>・燃料費、修繕料、消耗品費等</td> <td style="text-align: right;">4,046千円</td> </tr> </table>							・運行経費	31,134千円	・燃料費、修繕料、消耗品費等	4,046千円				
・運行経費	31,134千円															
・燃料費、修繕料、消耗品費等	4,046千円															
主要事業	地域開発費	45,349	43,589		2,959		36,244	6,146								
	地域公共交通推進事業	<p>●事業概要 公共交通に係る協議会及び地域公共交通会議などにより地域公共交通政策を推進するとともに公共交通に係る地域課題の解決に向けた施策を展開する。</p> <p>○事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・施設管理・公共交通会議開催費等に係る経費</td> <td style="text-align: right;">4,148千円</td> </tr> <tr> <td>・公共交通に係る会議・協議会の負担金</td> <td style="text-align: right;">629千円</td> </tr> <tr> <td>・タクシー利用助成事業</td> <td style="text-align: right;">34,954千円</td> </tr> <tr> <td>・地域公共交通計画策定調査業務</td> <td style="text-align: right;">5,618千円</td> </tr> </table>							・施設管理・公共交通会議開催費等に係る経費	4,148千円	・公共交通に係る会議・協議会の負担金	629千円	・タクシー利用助成事業	34,954千円	・地域公共交通計画策定調査業務	5,618千円
・施設管理・公共交通会議開催費等に係る経費	4,148千円															
・公共交通に係る会議・協議会の負担金	629千円															
・タクシー利用助成事業	34,954千円															
・地域公共交通計画策定調査業務	5,618千円															
	情報システム費	189,896	77,496					189,896								
	情報システム費	基幹系システム機器借上料 4,390千円、基幹系システム機器更新等業務委託料 10,427千円 システム保守等業務委託料 62,115千円、システム修正業務委託料 13,121千円 基幹系システムクラウドサービス利用料 90,000千円、その他事務費 9,843千円														

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
情報システム費	80,541	94,257				1,000	79,541	
DX推進事業	<p>●事業概要 第6次江津市総合振興計画に基づき制定・推進される「スマートシティ江津推進構想」実現に向け、DXを推進する。</p> <p>○事業費 CDO補佐官及び講師謝金 1,195千円、先進地視察等旅費 2,000千円 DX推進支援業務委託料 20,930千円、オンライン窓口業務運営委託費 14,916千円 セキュリティ研修 330千円、DX推進リーダー育成研修 4,389千円 DX推進全体研修 935千円、RPA・AI・OCR活用研修 4,620千円 RPA・AI・OCR利用料 5,448千円、窓口DXaaS利用料等 11,825千円 デジタルワークフロー運用保守業務委託料 3,300千円、デジタルツール等 10,653千円</p>							
情報システム費	251	262,798				251		
自治体情報システム標準化・共通化事業	自治体情報システム標準化・共通化業務委託料(経過措置対応分)							
地籍調査事業費	46,634	46,563		34,200		49	12,385	
地籍調査事業	会計年度任用職員報酬等 4,366千円、調査消耗品等 1,772千円 図面作成手数料等 1,304千円、調査委託費 37,928千円、電算機等リース料 1,264千円							
諸費	5,000	10,300				5,000		
江津市コミュニティ助成事業	江津市コミュニティ助成事業補助金(2地区)							
戸籍住民基本台帳費	13,091	8,498	13,038			52	1	
個人番号カード関連事務費	会計年度任用職員報酬等(交付事務3人) 11,153千円 システム機器借上料・保守料 1,003千円、消耗品等事務費 935千円							
戸籍住民基本台帳費	10,508	8,374				945	9,563	
コンビニ交付システム管理費	コンビニクラウドサービス利用料 4,554千円、コンビニ交付負担金 2,219千円、 システム保守料 1,030千円、システム改修委託料 2,118千円、発行手数料等事務費 587千円							
県知事県議会議員選挙費	17,120			17,112		8		
県知事県議会議員選挙費	選挙從事者等人件費 5,797千円、入場券等郵送事務費 3,487千円、 ポスター掲示板設置費 4,558千円、開票集計システム購入費 3,278千円							
市長・市議會議員選挙費	45,148					12	45,136	
市長・市議會議員選挙費	選挙從事者等人件費 12,870千円、入場券印刷・郵送等事務費 8,098千円、 ポスター掲示板設置費 6,380千円、選挙公営費負担金 17,800千円							
委託統計調査費	3,969	18,888		3,965		4		
委託統計調査費	経済センサス活動調査員他報酬等 2,957千円 事務費 1,012千円							
民生費								
社会福祉総務費	7,934	6,922		37			7,897	
社会福祉総務費	生活相談員等報酬 3,535千円、避難行動要支援者台帳システム保守委託料 528千円 被災者支援システム利用料 398千円、民生児童委員協議会・保護司会等補助金 1,280千円 その他事務費 2,193千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
社会福祉総務費	271,619	305,896	21,633	65,178			184,808	
国民健康保険事業特別会計繰出金	保険基盤安定分 115,258千円、未就学児の均等割軽減分 376千円 職員人件費等事務費分 91,703千円、産前産後保険料分 114千円 出産育児一時金分 4,000千円、財政安定化支援事業分等 42,109千円 福祉医療等対策分 18,059千円							
社会福祉総務費	11,050	9,822		1,266			9,784	
社会参加促進事業	シルバー人材センター運営費補助 9,150千円、老人クラブ活動費補助 1,900千円							
身体障がい者福祉費	31,992	32,166	15,860	7,930			8,202	
自立支援医療費	更生医療費 30,786千円、育成医療費 934千円、審査手数料等事務費 272千円							
福祉医療費	70,695	72,519		24,726		20,721	25,248	
福祉医療費助成事業	福祉医療費助成金 69,496千円、審査支払手数料等事務費 1,199千円							
老人福祉費	158,752	157,930				46,351	112,401	
高齢者施設入所事業	養護老人ホーム措置費 158,700千円、入所判定委員会経費 52千円							
老人福祉費	4,138	4,554			4,000		138	
福祉タクシー利用料金助成事業	福祉タクシー利用料助成 4,050千円、利用券印刷費 88千円							
主要事業	老人福祉費	121,027	85,400			121,000		27
高齢者福祉施設等整備事業	<p>●事業概要 高齢者生活福祉センター桜寿園について、老朽化により支障が出ている部分を改修することで、建物の長寿命化を図る。また、バリアフリー未対応場所の改修を行う。</p> <p>[内容] 施設の外部及び内部の改修工事(屋上防水改修、外壁改修、施設内の段差改修など)</p> <p>○事業費 工事請負費 121,027千円</p>							
老人福祉費	22,673	22,409				22,673		
高齢者福祉サービス事業	緊急通報体制整備 4,056千円、住宅改修支援 47千円、シルバーハウジング 2,277千円 配食サービス 13,640千円、家族介護用品支給 400千円、 はつらつ介護者ふれあい事業 85千円、成年後見制度利用支援 2,168千円							
老人福祉費	598,286	613,954				21,459	576,827	
浜田地区広域行政組合負担金	民生費分 8,141千円、管理費負担金 138,760千円、給付費負担金 414,595千円 地域支援事業負担金 36,790千円							
老人福祉費	17,832	17,203				326	17,506	
介護保険事業	介護保険管理事業 973千円、介護保険認定調査事業 16,609千円 介護人材確保対策事業 250千円							
老人福祉費	30,332	28,694				30,323	9	
包括的支援事業	認知症対策 7,962千円、在宅医療・介護連携 4,730千円、地域ケア会議 100千円 生活支援体制整備 17,540千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
老人福祉費	45,429	45,759				45,421	8
地域包括支援センター運営事業	介護支援専門員人件費 21,447千円、プランチ型総合窓口業務委託料 10,800千円 介護ケアプラン作成委託費 9,305千円、事務室・駐車場借上料 1,278千円 センター運営事務費 2,599千円						
老人福祉費	21,353	20,622				1,780	19,573
高齢者生活福祉センター事業	桜寿園指定管理料 20,742千円、修繕費 330千円、事務費 281千円						
主要事業	老人福祉費	23,931	24,944			23,227	704
高齢者健康診査事業	<p>●事業概要 後期高齢者医療の被保険者を対象に生活習慣病の早期発見や重病化・低栄養防止のために健診査及び歯科口腔健診を行う。</p> <p>○事業費 ・健康診査事業 23,601千円 ・歯科口腔健診事業 330千円</p>						
老人福祉費	18,621	18,591				18,621	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防把握事業 4,730千円、介護予防普及啓発事業 1,919千円 通所サービス事業 6,059千円、地域介護予防活動支援事業 5,263千円 地域リハビリテーション活動支援事業 650千円						
老人医療費	542,436	520,464		95,813			446,623
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	保険基盤安定費分 127,751千円、療養給付費負担分 387,729千円 事務費分 26,956千円						
障がい者福祉費	6,700	6,312	3,350	1,675			1,675
日中一時支援事業	日中一時支援事業委託料						
障がい者福祉費	2,934	2,559	1,467	733			734
移動支援事業	移動支援事業委託料						
障がい者福祉費	6,288	6,324	3,144	1,572			1,572
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付費(畜便袋・紙おむつ等)						
障がい者福祉費	1,411	1,405	615	307			489
社会参加支援事業	広報音訳・点字業務委託費 344千円、身体障がい者用自動車改造・操作訓練補助 200千円 自立支援活動委託費 450千円、手話奉仕員等養成委託費 300千円、事務費 117千円						
障がい者福祉費	1,133	4,468	288	144			701
コミュニケーション支援事業	手話奉仕員等活動謝礼・旅費 509千円、点字プリンター借上料 544千円、事務費 80千円						
障がい者福祉費	1,035	1,300			1,000		35
通院交通費助成事業	人工透析通院交通費助成 525千円、精神障がい者通院交通費助成 510千円						
障がい者福祉費	402,999	361,570	201,500	100,749			100,750
訓練等給付事業	共同生活援助費(グループホーム) 128,526千円 就労移行等支援費(就労訓練等) 260,978千円 自立訓練費(機能訓練等) 13,142千円、自立生活援助費 353千円						

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
障がい者福祉費	531,791	531,070	265,895	132,948			132,948	
介護給付事業	居宅介護費 9,178千円、生活介護費 315,945千円 短期入所費 14,798千円、行動援護・同行援護費 846千円、療養介護費 66,202千円 施設入所支援費 124,822千円							
障がい者福祉費	18,884	18,905	9,442	4,721			4,721	
療養介護医療費	療養介護医療費							
主要事業	生活困窮者自立支援費	38,709	37,060	25,372			13,337	
生活困窮者自立支援事業	<p>●事業概要 生活困窮者自立支援事業について労働者組合法人ワーカーズコープと江津市社会福祉協議会と組織する共同事業体に委託し、生活困窮者及び被保護者の自立支援を行うもの。</p> <p>〔実施事業〕 ・自立相談支援事業　・被保護者就労支援事業　・家計改善支援事業 ・被保護者就労準備支援事業　・生活困窮者就労準備支援事業</p> <p>○事業費 ・委託料 38,709千円 　人件費 30,962千円(専任職員5人及び指導スタッフ)、運営経費 7,747千円</p>							
児童福祉総務費	7,028	6,936	302	2,551			4,175	
保育料等軽減事業	一時保育利用者負担軽減補助 1,008千円、第3子以降保育料軽減補助 6,020千円							
児童福祉総務費	25,447	29,367		20,604			4,843	
保育対策総合支援事業	保育体制強化事業補助 7,220千円(5所)、保育補助者雇用強化費補助 18,227千円(6所)							
児童福祉総務費	29,372	27,106	9,790	9,790			9,792	
地域子育て支援センター費	地域子育て支援センター運営補助(保育所併設型2か所)							
児童福祉総務費	1,782	1,697				1,782		
次世代育成支援推進事業	こどもまつり、おやこキラキラコンサート実施委託料(子育てサポートセンターへ委託)							
児童福祉総務費	26,776	21,832	4,346	4,346			18,084	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業委託料(子育てサポートセンターへ委託) 25,265千円、 光熱水費 1,073千円、清掃業務委託料 438千円							
児童福祉総務費	1,320			660			660	
小規模私立保育所運営対策事業	小規模私立保育所運営対策補助金(1所)							
児童福祉総務費	173,255	140,843	86,666	43,332			43,257	
児童支援事業	障がい児通所支援 166,839千円、児童相談支援 6,361千円 医療的ケア児支援事務費等 55千円							
児童福祉総務費	11,474	11,265	7,025	2,224		17	2,208	
保育施設等利用者支援事業	相談員報酬等 3,744千円 利用者支援事業委託料(子育てサポートセンターへ委託) 7,730千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	児童福祉総務費	9,924	10,207	5,000				4,924	
	物価高騰対策費	<p>●事業概要 市内の保育施設に対し、給食の実施に必要な経費として、園児1人当たり月額1,400円を助成し、物価高騰の影響の軽減と施設の運営の安定を図る。</p> <p>○事業費 公設民営保育所:2,646千円 私立保育施設:7,278千円</p>							
主要事業	児童福祉総務費	6,081	6,496				6,081		
	ベイビーボックスプレゼント事業	<p>●事業概要 子育て家庭の経済的支援及び子育て世帯との接点拡充を目的として、市内在住の出生した子どもを養育する者に対して、出生時のお祝い「ごうつベイビーボックス」を交付する。 「ごうつベイビーボックス」は、ベビー服、おもちゃ、マザーバッグなどの現物ギフト、カードタイプのデジタルギフトを詰め合わせたもので、出生届の手続きに来庁された際、直接お渡しをする。</p> <p>○事業費 ベイビーボックス配送等業務委託料 6,016千円(ギフト4,234千円、配送関係費 1,342千円、デザイン料等事務費 440千円)、事務費等 65千円</p>							
主要事業	児童福祉総務費	10,069	10,427	9,641	104			324	
	妊婦のための支援給付交付金事業	<p>●事業概要 妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦包括等相談支援を効果的に組み合わせ、本事業で給付を行うことにより、妊婦の経済的支援を実施する。</p> <p>○事業費 妊婦支援給付金 9,000千円、システム改修委託料649千円、その他事務費等420千円</p>							
主要事業	児童福祉総務費	33,444		22,295		11,100		49	
	私立保育所施設整備補助事業	<p>●事業概要 老朽化した施設等の施設整備に対し補助金を交付し、安心して保育ができる環境の整備を促進する。</p> <p>○事業費 さくらこども園 22,471千円 認定こども園のぞみ保育園 10,973千円</p>							
	児童福祉総務費	375		125	125			125	
	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員派遣委託料 332千円、事務費等 43千円							
	児童福祉総務費	1,560		1,170	195			195	
	乳児等のための支援給付交付金(私立)	乳児等のための支援給付交付金(私立)							
	児童措置費	88,505	85,832	29,501				59,004	
	児童扶養手当扶助費	児童扶養手当給付費(18歳までの児童を養育する、ひとり親世帯等に給付)							
	児童措置費	359,280	362,100	291,335	33,971			33,974	
	児童手当扶助費	児童手当給付費(18歳までの全児童対象、世帯に給付)							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
児童措置費	668,866	647,960	341,873	151,559		6,419	169,015		
私立保育所委託費	市内私立保育所運営委託料(8所) 633,905千円、市外私立保育所委託料 34,961千円								
保育所費	243,251	231,508	351	8,219		11,159	223,522		
統合保育所運営委託事業	公設民営保育所運営委託料(めぐみ保育園 172,219千円、さくらえ保育園 71,032千円)								
保育所費	822	822		411			411		
地域子育て支援センター事業	保育所併設型子育て支援センター委託料(さくらえ保育園)								
主要事業	子ども医療費	86,110	87,084		28,066	4,800	2,834	50,410	
	子ども医療費助成事業	<p>●事業概要 医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図る。 令和7年度より小学生～18歳までの医療費の無償化を実施。 [対象者] 0～18歳(18歳に到達した年度の末日まで) [助成内容] 自己負担額 未就学児～18歳:通院・入院・薬代等の自己負担額…無料</p> <p>○事業費 ・事務費等 98千円 ・医療費助成 83,917千円 未就学児 23,380千円、小学生 29,256千円、中学生 15,679千円、高校生 15,602千円 ・審査支払手数料等 2,095千円</p>							
	扶助費	269,420	265,970	202,065				67,355	
	生活保護費	生活扶助等 99,420千円、医療扶助 145,000千円、救護施設入所費 25,000千円							
衛生費									
主要事業	保健衛生総務費	2,665	2,551		1,100		200	1,365	
	地域医療確保対策事業	<p>●事業概要 大学医学部等との連携強化による常勤医師等の確保並びに看護学生の修学資金貸付制度等による看護師の確保を図る。また、地域医療を守り育てるための啓発活動に取り組む。</p> <p>○事業費 ・大学医学部等との連携強化事業 154千円 ・地域医療を守り育てる啓発事業等 1,695千円 ・奨学基金積立金(看護学生等修学資金貸付事業) 816千円</p>							
主要事業	保健衛生総務費	225,760	257,816			25,300		200,460	
	地域医療支援対策事業	<p>●事業概要 本市における地域医療拠点病院である済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センターが行う経営安定化や医療従事者確保等に対する取り組みに対し、財政支援することにより地域医療の維持、確保を図る。</p> <p>○事業費 公的病院支援事業 185,458千円 産科医等確保対策支援事業 10,320千円 地域医療拠点病院支援事業 29,982千円</p>							
	健康推進費	22,440	22,221				1,304	21,136	
	がん検診事業	がん検診委託料 21,492千円、印刷費等事務費 948千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
予防費	134,512	133,391	269				134,243		
予防接種事業	【健康医療対策課】 インフルエンザ・肺炎球菌等 100,769千円、消耗品・印刷費・通信費等・償還払い等 1,449千円 【子育て支援課】 日本脳炎予防接種等 31,347千円、消耗品・印刷費・通信費等・償還払い等 947千円								
母子保健事業費	7,684	7,415	2,196	771			4,717		
母子保健事業	産後ケア事業委託料 2,700千円、フッ化物事業委託料 400千円、 マタニティーサポート事業委託料 60千円、子育てアプリ利用料 396千円、 不妊治療費助成事業 2,950千円、母子保健事業事務費等 1,178千円								
母子保健事業費	18,265	18,219	1,345	275			16,645		
母子健康診査等事業	乳幼児・妊娠婦健診等委託料 16,825千円、看護師報酬等 290千円、 健診事務費等・償還払い費 1,150千円								
主要事業	火葬場費	33,809	25,760			10,600	7,848	15,361	
	火葬場費	<p>●事業概要 江津斎場の効率的かつ安定的な管理運営を行う。</p> <p>○事業費 ・指定管理料 22,666千円 ・経年劣化による火葬炉設備更新工事費 10,670千円 ・修繕費(軽微なもの)など 473千円 </p>							
	清掃総務費	132,805	129,132				12,520	120,285	
	清掃総務費	汚泥共同処理施設下水道使用料 22,965千円、 汚泥共同処理施設負担金(施設管理費、公債費負担分) 109,413千円、 共同作業場負担金 99千円、事務費等 328千円							
	清掃総務費	217,209	588,840					217,209	
	浜田地区広域行政組合負担金	清掃総務費負担金 4,230千円、清掃総務費特別負担金 32千円 ごみ処理費負担金 211,260千円、ごみ処理特別負担金 1,687千円							
	不燃物処理費	84,158	72,379			16,100	5,382	62,676	
	不燃物処理場費	会計年度任用職員報酬等 7,321千円、施設運営管理業務委託料 29,346千円、 機械等修繕料 26,032千円、光熱水費 6,467千円、廃棄物処理等手数料 4,600千円、 施設維持管理委託料等 5,942千円 不燃物処理場管理事務費等 4,450千円							
	上水道施設費	159,368	166,476					159,368	
	水道事業会計補助金	<p>【基準内】統合前簡易水道建設改良費等 68,242千円</p> <p>【基準外】水道事業経営安定化対策等 91,126千円</p>							
	上水道施設費	39,491				39,400		91	
	水道事業会計出資金	水道管路耐震化事業一般会計出資金 39,491千円							
労働費									
	労働諸費	4,383	4,133				18	4,365	
	ワークステーション江津事業	受付業務職員人件費 4,240千円、事務費等 143千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	労働諸費	21,925	25,054					21,925	
	地域雇用活性化推進事業	<p>●事業概要 雇用機会の創出、環境改善に向けた取り組みを、行政や経済団体などの関係機関で構成する『江津地域雇用創造協議会』に委託して実施する。 ・魅力ある雇用を創出するための《地域内事業所》を対象としたセミナーの実施 ・人材育成の視点に立った《地域求職者》を対象としたセミナーの実施 ・就職マッチングを図るための合同企業説明会などの開催</p> <p>○事業費 委託料 21,925千円</p>							
農林水産業費									
	農業振興費	18,550	16,837		4,700		19	13,831	
	有害鳥獣被害対策事業	補助員人件費 4,249千円、有害鳥獣捕獲奨励金 10,090千円 鳥獣被害対策協議会補助金 801千円、 捕獲事業、防護柵設置及び射撃訓練補助金2,514千円 事務費等 896千円							
	農業振興費	7,650	10,392				17	7,633	
	みんなでつなげる有機の郷事業	オーガニックイベント外有機農業推進事業委託費 5,000千円 学校給食用有機米購入費等 2,050千円、その他事務費 600千円							
	農業振興費	2,400						2,400	
	ライスセンター利用助成事業	江津市乾燥調製施設利用料激変緩和対策事業補助金							
	農業振興費	3,870	3,870		3,800			70	
	地産地消支援事業	地産地消営農コーディネーター業務委託料							
主要事業	農業振興費	56,762	51,434		32,928		2,880	20,954	
	人・農地ビジョン推進事業	<p>●事業概要 江津市人・農地ビジョン(地域計画)を推進するため、担い手の確保・育成に向けた支援(ソフト・ハード)及び農地の利用促進に向けた地域の話し合いの場や実証事業(ソフト)、整備事業(ハード)等を実施する。</p> <p>○事業費 ・人・農地ビジョン推進事業(ソフト) 23,341千円 ・人・農地ビジョン推進事業(ハード) 33,421千円</p>							
	農業振興費	23,014	16,546		17,002			6,012	
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等直接支払交付金 22,113千円、事務費 901千円							
	農業振興費	24,512	24,578		18,273			6,239	
	多面的機能支払事業	多面的機能支払交付金 24,075千円、事務費 437千円							
	農業振興費	9,980	9,243		2,749		3,548	3,683	
	水田農業構造改革対策推進事業	補助員人件費 3,571千円、江津市農業再生協議会補助金 5,810千円 玉ねぎ収穫機レンタル助成金 254千円、出荷米色彩選別機利用助成金 300千円 事務費 45千円							
	農業振興費	2,731	8,056				2,147	584	
	農林水産振興総合事業	江津市6次産業創造戦略会議等補助金 2,000千円 江津苔生産者の会補助金 134千円、その他事務費 597千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
主要事業	農業振興費	13,753	14,378			2,073	11,680	
	農林水産物直売所支援事業	<p>●事業概要 「道の駅」の管理運営及び販売拡大により、直売所を有効活用した農業振興と地域活性化を図る。</p> <p>○事業費 ・指定管理料 6,780千円 ・維持管理費 5,927千円 ・販売促進費 706千円 ・地産地消啓発活動費 72千円 ・道の駅連絡協議会負担金 70千円 ・消耗品等事務費 198千円 </p>						
	農業振興費	9,102	7,824		6,741		2,361	
	環境保全型農業直接支払事業	環境保全型農業直接支援交付金 8,920千円、ハーブ米種子助成金 131千円、事務費 51千円						
	農地費	2,000	3,567		1,000		500	500
	農地有効利用支援事業	排水路設置工事費(長谷地区)						
	農地費	13,650	5,234				13,650	
	農地耕作条件改善事業	県単農地集積事業補助金(松川町市村)						
	農地費	2,900			2,500		400	
	計画策定等事業	農道橋点検・診断業務委託料(4橋)						
主要事業	農地費	10,100	4,000		6,000		4,100	
	防災減災事業	<p>●事業概要～1 波積町北にある防災重点農業用ため池について、受益農地の扱い手が確保できず遊休化しており、加えて今後の農地利用が見込めないことから、地域防災上のリスク除去のため廃止を行うもの。</p> <p>○事業費 ・市営 廃止工事費:6,600千円(国補助:6,000千円 工期:R7～R8) </p> <p>●事業概要～2 那賀東部広域農道に架かる神主橋において、耐震診断・評価を実施し、必要な対策について計画を策定するもの。</p> <p>○事業費 ・県営 県営事業負担金:3,500千円(事業費:7,000千円の1/2) </p>						
	土地改良事業費	149,100	145,520				149,100	
	下水道事業会計補助金	農業集落排水事業運営費補助金 【基準内】高資本費対策に要する経費等 88,920千円 【基準外】交付金以外等 60,180千円						

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	林業振興費	38,625	38,008					38,625	
	地域林業循環創造事業	<p>●事業概要 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、地域林業が抱える諸課題に対応し、伐って、使って、植えて、育てる循環型林業の創造により、林業事業体の雇用の創出や地域の森林の適切な管理を推進する。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度の運用 2,345千円 新たな森林経営管理制度を活用して、適切な管理が行われていない人工林のうち、将来的に経営林として期待できる森林を集約し、森林の経営管理の促進を行う。 ・林業事業体の担い手確保対策 250千円 林業事業体の担い手確保のための各種相談会への参加等。 ・自伐林業者等の育成 374千円 自伐林業者等を対象としたチェーンソー等の研修会開催。 ・森林情報の高度化・共有化 8,116千円 林地台帳システムの更新。 ・森林作業路網の修繕・改良 3,000千円 被災や経年の劣化等により、収穫伐採や保育時の支障となっている森林作業路網の修繕や改良を実施する。 ・循環型林業促進 24,540千円 林内路網整備、下刈・除伐・保育間伐、高性能林業機械導入、間伐材買取り、担い手確保等支援、地域の森林整備の支援を行い、循環型林業の促進を推進する。 							
主要事業	林業振興費	65,200	68,000		33,000	32,200			
	林業専用道開設事業	<p>●事業概要 路網がないため、木材生産が進んでいない森林に林業専用道を開設し、木材生産を加速させる。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営 林業専用道上口下谷線 開設工事費(R8事業分) : 60,000千円 ※全体計画延長L=903m(事業期間:R5~R9) ・県営 林業専用道高丸山線 R8計画延長L=600m 県営事業負担金:5,000千円 ※全体計画延長L=6,050m(うちR7年度末時点完成延長L=2,419m) ・事務費等 200千円 							
	林業振興費	6,222	6,082		2,234			3,988	
	森林病害虫等防除事業	伐倒・駆除委託料 5,722千円、枯松等撤去手数料 500千円							
	治山費	13,004	14,834		13,000			4	
	治山事業	治山流路改良工事費(桜江町今田 金尻山地区) 13,000千円、事務費 4千円							
	水産業振興費	5,465	11,444		1,600	1,000		2,865	
	水産振興対策事業	<p>水産振興対策アワビ稚貝購入 891千円、アユ親漁育成事業負担金 1,017千円</p> <p>回遊性資源増大パイロット事業負担金(ヒラメ放流) 234千円</p> <p>島根県内水面等地域協議会負担金 123千円、自営漁業促進事業補助金 3,200千円</p>							
商工費									
	商工振興費	8,401	8,398					8,401	
	商工振興費	中小企業信用保証料補助等 4,350千円、浜田港振興会負担金 4,000千円 江津市商工業振興会議委員報酬等 51千円							
	商工振興費	5,232	7,700					5,232	
	企業立地推進事業	企業立地促進奨励金(ソフト産業) 2,431千円、江津工業団地環境整備費 1,023千円 企業訪問旅費等事務費 1,778千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
商工振興費	17,166	15,948			9,100		8,066
商工団体振興事業	中小企業相談所補助金 9,175千円、江津商工会議所補助金 1,150千円 桜江町商工会補助金 6,841千円						
商工振興費	4,000	7,600				3,400	600
産業振興支援事業	石州瓦産業経営基盤強化支援事業補助金（異分野参入・生産性向上設備導入）3,000千円 石州瓦販路開拓支援事業補助金 400千円、その他事務費 600千円						
主要事業	商工振興費	88,228	109,926		64,700		23,528
	<p>●事業概要 地場産業振興センターの運営と管理を行う。非常用自家発電設備と自動火災報知設備の老朽化に伴う設備更新工事を行う。</p> <p>○事業費 • 指定管理料 20,751千円 • 非常用自家発電設備更新工事費 61,600千円 • 工事監理業務委託料 3,146千円 • 自動火災報知設備更新工事費 2,000千円 • 修繕料 600千円 • 備品購入費 100千円 • 火災保険料 31千円 </p>						
主要事業	観光費	34,192	26,951			3,408	30,784
	<p>●事業概要 本市の観光振興に関する事業を行う。主に神楽振興を図る取り組みや、観光施設の維持管理、観光PRを行う。</p> <p>○事業費 パレットごうつ石見神楽公演経費 2,167千円、観光施設維持管理費 6,349千円 観光連盟等負担金 680千円、しまねふるさとフェア出展費用 619千円、 神楽団体支援事業補助金 21,500千円、椿の里公衆便所解体費用 1,265千円 その他経費（観光リーフレット、旅費等） 1,612千円 </p>						
	観光費	8,613	8,450			8,613	
	江の川祭り事業	島の星火文字整備委託料 913千円、江の川祭補助金 7,700千円					
土木費							
	道路橋梁総務費	36,719	27,866				3 36,716
	施設管理費	街路灯電気料等 4,718千円、市民一斉清掃・街路灯他修繕料 7,662千円 道路橋梁台帳修正・道路占用申請情報データ化等業務委託料 19,845千円 システム保守委託料 2,723千円、消耗品等管理費 1,771千円					
	道路維持費	237,972	174,922		137,000		100,972
	道路維持補修事業	市道等草刈自治会謝礼等 2,622千円、道路補修工事費・修繕料 155,000千円 補修用資材費等 2,500千円、道路改良測量設計業務委託料（波来浜高丸線） 20,000千円 除草等維持管理業務委託料 50,700千円、用地取得費（波来浜高丸線） 7,000千円 事務費 150千円					

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	公共道路事業費	269,000	68,200	157,410		101,800		9,790	
	橋梁長寿命化事業	<p>●事業概要 「江津市橋梁長寿命化修繕計画」により、定期点検及び橋梁補修を行う。 ・新江川橋補修工事(国土交通省委託)(渡津町) ・大浜橋補修工事(二宮町神主) ・エビス橋補修工事(浅利町) ・水尻橋補修設計業務(都野津町) ・橋梁定期点検 24橋</p> <p>○事業費(交付金+過疎債) 橋梁補修工事費71,000千円、測量設計委託費10,000千円、橋梁点検委託費24,000千円、工事委託負担金160,000千円、事務費一式4,000千円</p>							
主要事業	公共道路事業費	321,600	429,600	186,219		135,300		81	
	通学路整備事業	<p>●事業概要 「江津市通学路交通安全プログラム」により、通学児童・生徒の安全確保のための対策を行う。 ・市道神主敬川境線踏切改良工事(JR委託) (敬川町) ・市道神主敬川境線道路改良工事 (敬川町) ・市道赤羽根団地8号線道路改良(2期)工事 (二宮町神主) ・市道青山2号線側溝改良測量設計業務 (二宮町神主)</p> <p>○事業費(交付金+過疎債) 工事請負費155,000千円、工事委託費150,000千円、測量設計委託費8,500千円、事務費一式8,100千円</p>							
	公共道路事業費	20,000	5,000	10,800				9,200	
	道路ストック総点検事業	道路付属施設点検業務委託料(標識・照明柱等)							
	公共道路事業費	57,700	80,800	29,700		25,200		2,800	
	落石対策事業	市道落石対策工事費(川平平床線) 55,000千円、事務費一式 2,700千円							
主要事業	公共道路事業費	52,000		28,080		23,900		20	
	道路冠水対策事業	<p>●事業概要 市道沿いの宅地化や頻発化している豪雨により、既設側溝への流入量が増加したことでオーバーフローが発生し、沿線の民地が冠水する被害が発生している。 このような状況を改善するため側溝改良により排水能力を向上し、沿線の冠水対策を図る。 ・市道敬川東沖の浜3号線ほか側溝改良工事(敬川町)</p> <p>○事業費(交付金+過疎債) 工事請負費52,000千円</p>							
	河川維持費	28,280	28,280			20,000		8,280	
	河川維持補修事業	河川浚渫等工事費(波来浜川・明智谷川) 20,000千円、河口閉塞撤去等修繕料 8,000千円、河川浚渫謝礼金 280千円							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	都市計画総務費	39,044	7,210	7,250				31,794	
	都市計画総務費	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画全般に関する経常経費 ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 35,671千円 <ul style="list-style-type: none"> シビックセンターバス待合所管理運営委託料 江津市立地適正化計画改定業務 江津地区都市再生整備計画改定業務ほか ・使用料及び賃借料 1,181千円 <ul style="list-style-type: none"> システム利用料 ライセンス料ほか ・負担金補助及び交付金 572千円 <ul style="list-style-type: none"> 島根県土木協会ほか負担金 研修会受講負担金ほか ・事務費 1,620千円 							
	都市計画総務費	14,775	12,203	1,350			380	13,045	
	地域景観形成促進事業	<ul style="list-style-type: none"> シビックセンターアーンほか中心市街地植栽管理委託費 8,505千円 石州瓦利用促進補助 3,000千円、赤瓦絵画コンクール運営委託費 200千円 景観計画改定委託費等 3,070千円 							
主要事業	都市計画総務費	15,968	8,551	7,925	2,662			5,381	
	住宅・建築物安全ストック形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 住宅・建築物の最低限の安全性を確保するため、旧耐震基準の住宅・建築物の耐震対策、および通学路に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等の除却、改修の促進を図る。 ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断費補助 : 60千円 × 10件 600千円 ・木造住宅耐震改修費補助 : 1000千円 × 2件 2,000千円 ・木造住宅解体費補助 : 400千円 × 8件 3,200千円 ・ブロック塀等安全確保補助 : 264千円 × 10件 2,640千円 ・要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業 2,210千円 ・江津市耐震改修促進計画策定業務 5,203千円 ・事務費等 115千円 							
主要事業	都市計画総務費	13,793	18,048	5,000	2,500			6,293	
	空家対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 防災・衛生・景観などの観点から、市民の良好な生活環境の保全と安全・安心な生活の確保を目的とし、空家等の発生予防や適正な管理の啓発、老朽危険空家の解消の促進を図る。 ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> 老朽危険空家除却補助金 10,000千円 空家等実態調査業務委託料 3,500千円 報酬 87千円 事務費等 206千円 							
	都市公園管理費	24,921	25,685				3,700	21,221	
	都市公園管理事業	<ul style="list-style-type: none"> オートキャンプ場管理費等 5,375千円、都市公園植栽管理費等 17,888千円 中央公園等管理費 1,658千円 							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
主要事業	都市公園管理費	35,180	25,260	5,720	1,920	25,400		2,140	
	●事業概要 市内の都市公園施設等について、利用者が安全・安心に利用するための施設設備の改修・維持補修を行う。 また、島根かみあり国スポ開催に向けた江津中央公園施設の改修・整備を実施する。								
	○事業費 ・修繕料 4,000千円 市民球場芝生張替 緑地雑木伐採・防草処理 公園設備修繕 ほか ・委託料 26,080千円 江津中央公園多目的広場測量設計業務(国スポ) 江津中央公園多目的広場器具庫増設設計業務(国スポ) 江津中央公園休養広場測量設計業務(国スポ) 江津中央公園市民プールハウス改修設計業務(国スポ) 江津中央公園市民プール槽外老朽箇所修繕設計業務(国スポ) ・工事請負費 5,100千円 市民球場鋼製建具取替工事 中央公園園路集水柵設置工事								
主要事業	都市公園管理費	27,527	153,930	9,300		18,200		27	
	●事業概要 江津中央公園施設等の長寿命化のため、公園施設長寿命化計画に基づき施設・設備の更新を実施する。								
	○事業費 ・委託料 26,300千円 江津中央公園市民プールサイド床面改修設計業務(国スポ) 江津中央公園市民プール濾過設備改修実施設計業務(国スポ) 江津中央公園屋外便益施設改修設計業務 江津市民球場スコアボードシステム改修業務 ・使用料及び賃借料 748千円 公用車リース料 ・事務費等 479千円								
	都市公園管理費	2,873	678		900			1,973	
	国民スポーツ大会推進事業	観察旅費等 613千円、江津市準備委員会運営負担金 1,260千円 浜田市競技場整備費分負担金 1,000千円							
	公共下水道事業費	250,900	254,480					250,900	
	下水道事業会計補助金	公共下水道事業運営費補助金 【基準内】高資本費対策に要する経費等 205,935千円 【基準外】生活排水処理普及対策交付金相当分等 44,965千円							
主要事業	防災集団移転促進事業費	30,000	331,682	1,250		27,100		1,650	
	●事業概要 江の川流域において、浸水灾害ハザードエリアから安全な地域へ早期移転することで協議が整った川平町田野地区および松川町長良地区について、市が事業主体となる国土交通省の防災集団移転促進事業を活用し、都市計画施策と連携して江の川治水対策を促進させる。								
	○事業費 ・委託料 4,000千円 田野地区防災集団移転促進事業 事業計画策定業務 給水管撤去業務委託(長良地区) ・工事請負費 26,000千円 嘉戸団地幹線道路改良工事								

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
住宅管理費	48,262	185,948	21,628	22		26,612	
住宅改修整備事業	市営住宅草刈・遊具修繕等 3,282千円、空室改修設計委託費 1300千円 長尾団地外壁改修工事等 13,200千円、老朽修繕工事費(市住全体) 24,500千円 空室修繕工事費 5,000千円、市山団地移転補償費 980千円						
消防費							
主要事業	常備消防費	605,673	583,760		811	27,600	577,262
	広域消防事業	<p>●事業概要 常備消防を担う江津邑智消防組合への負担金</p> <p>○事業費 ・江津邑智消防組合負担金 605,673千円 (江津邑智消防組合本部庁舎及び訓練棟改修工事(144,837千円)等)</p>					
主要事業	消防施設費	13,694	33,590		7,700	300	5,694
	消防施設整備事業	<p>●事業概要 非常備消防の設備・機材の充実により、市民の安全・安心な暮らしを守る。</p> <p>○事業費 ・消火栓設置等負担金 7,703千円 ・器具購入費(消火ホース) 1,078千円 ・本町消防ポンプ庫解体工事費 4,913千円</p>					
主要事業	災害対策費	34,168	6,466	200		3,200	30,768
	防災減災対策費	<p>●事業概要 近年、激甚化・頻発化する災害について、防災減災の取組、地域防災力の強化促進を図ることで、市民の生命・身体・財産を守る。</p> <p>○事業費 ・防災マップ更新関連経費(作製業務委託料 19,217千円、印刷製本費 5,720千円) ・消耗品費(備蓄品等購入) 3,300千円、分田谷集会所解体工事費 2,396千円 ・備品購入費 770千円、燃料費等事務費 2,765千円</p>					
	災害対策費	23,714	28,284			267	23,447
	防災情報伝達システム管理費	防災無線(同報系・移動系)設備保守委託料 17,727千円 防災無線自動起動発電機交換委託料 509千円 防災情報伝達システム管理事務費等 5,478千円					
教育費							
	事務局費	19,219	18,419			46	19,173
	不登校等支援事業	指導員等人事費 16,237千円、施設管理等事務費 2,982千円					
主要事業	事務局費	71,154	158,136		3,300		67,854
	事務局費(ICT環境整備)	<p>●事業概要 GIGAスクール構想の推進のため、教職員や子どもたちが安心して活用できるようICT環境の整備を行う。</p> <p>○事業費 暗号化ソフトウェア・メールセキュリティソフトウェアライセンス更新業務委託料19,566千円、 暗号化サーバ更新業務委託料9,707千円、 教育ネットワークシステムライセンス更新等業務委託料6,556千円、 資産管理マスタサーバ更新委託料7,428千円、電子黒板他備品購入費4,164千円、 ドリルソフト更新委託料2,695千円、ICT教育支援委託料2,896千円、 通信運搬費2,057千円、PC等修繕料2,000千円、 その他教育ネットワーク保守・運用管理経費等14,085千円</p>					

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
事務局費	18,190	17,320			18,000	24	166		
指導主事配置事業	市単指導主事人件費 6,692千円、県派遣指導主事負担金 10,700千円 時間外手当・事務費 798千円								
学校管理費	129,041	140,521		4,173		4,579	120,289		
小学校管理費	用務員人件費 25,658千円、教育業務等支援員人件費 4,610千円 燃料費・光熱水費 34,407千円、修繕料 10,698千円、施設維持工事費 3,000千円 検査等手数料 3,539千円、検診等報酬・謝礼金 2,415千円 施設維持管理・保守点検等委託料 10,962千円、検診業務委託料 2,955千円 器具購入費 8,899千円、事務費等 21,898千円								
主要事業	学校管理費	4,734	198,906		4,700		34		
	小学校教育施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備として、次の事業を実施する。 ○事業費 渡津小学校トイレ洋式化工事 2,754千円 高角小学校職員トイレ洋式化工事 1,980千円 							
主要事業	学校管理費	2,115,619	137,689	289,632	1,822,400		3,587		
	仮称西部統合小学校建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 第2次学校整備再編基本計画に基づき、津宮小学校及び川波小学校を統合する。 ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎及び屋内運動場の建設費 2,038,160千円 ・工事監理委託 32,019千円 ・上下水道配管工事 15,000千円 ・ZEB化支援業務委託費 5,819千円 ・校歌作詞・作曲等謝礼金 1,200千円 ・その他事務費等 23,421千円 							
	教育振興費	11,216	15,102	31			11,185		
	要保護・準要保護児童就学援助費(小学校)	要保護準要保護児童就学援助費(給食費、学校用品、新入学用品等)							
	学校管理費	87,932	92,930		15,874	260	71,798		
	中学校管理費	用務員人件費 11,186千円、教育業務等支援員人件費 2,583千円 部活動指導員人件費 7,719千円、燃料費・光熱水費 23,516千円 修繕料 7,600千円、検査等手数料 2,473千円、検診報酬・謝礼金 1,368千円 部活動・地域クラブ指導謝礼金 3,877千円、部活動地域連携検討協議会経費 120千円 施設維持管理・保守点検等委託料 8,754千円、検診業務委託料 2,045千円 器具購入費 3,111千円、事務費等 13,580千円							
主要事業	学校管理費	11,175	24,730		11,100		75		
	中学校教育施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備として、次の事業を実施する。 ・江津中学校舞台設備改修工事 6,780千円 ・江東中学校多目的教室エアコン更新工事 935千円 ・青陵中学校技術室遮熱塗装工事 660千円 ・桜江中学校体育館暗幕取替工事 2,000千円 ・青陵中学校多目的教室アコーディオンカーテン設置工事 800千円 							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳						
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
事業名	事業概要（主な歳出項目）								
教育振興費	14,752	13,153	90				14,662		
要保護・準要保護就学援助費(中学校)	要保護準要保護生徒就学援助費(給食費、学校用品、新入学用品等)								
社会教育総務費	2,858	3,370				2,000	858		
文化活動支援事業	市内美術展覧会開催補助等 2,128千円、小中学校絵画教室講師謝礼等 230千円 江津市文化協会活動委託費 500千円								
図書館費	37,004	35,519				3,000	34,004		
図書館運営事業	指定管理料 32,130千円、図書館協議会運営費 196千円、消耗品・光熱水費 1,678千円 図書購入費 3,000千円								
主要事業	社会教育活動費	5,163	6,697		3,442		1,721		
	放課後子ども教室推進事業	<p>●事業概要 学校、家庭、地域の連携事業のなかで、放課後の子ども居場所を開設して、地域での交流活動や、自由遊びの場を提供して子ども同士、子どもと大人のつながりをつくる地域活動を支援する。</p> <p>○事業費 ・スタッフ活動謝金 4,945千円 ・事務費等 218千円</p>							
主要事業	社会教育活動費	126,894	102,852	24,877	25,877	9,400	16,601	50,139	
	放課後児童クラブ事業	<p>●事業概要 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図る。</p> <p>○事業費 ・放課後児童クラブ運営委託料(市内7クラブ計) 103,400千円 ・修繕・施設設備品1,200千円、学童保育支援システム保守委託費 1,043千円 ・長期休業一時預かり実施支援事業補助金 2,000千円、事務費等 263千円 ・仮移転先施設借上げ料3,036千円、施設管理費 1,189千円、通所支援謝金320千円 ・新設工事設計関係 14,443千円</p>							
主要事業	社会教育活動費	4,930	4,800				4,930		
	ふるさとキャリア教育推進事業	<p>●事業概要 地域の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動をとおして、ふるさとへの愛着を育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、子どもたちの自立をめざす教育を推進する。</p> <p>○事業費 ・コーディネート委託料 4,930千円</p>							
	社会教育活動費	4,625	4,500		2,312			2,313	
	教育の魅力化推進事業	魅力化コンソーシアム事業委託費 4,625千円							
主要事業	社会教育活動費	10,683	11,128	2,020	2,158		17	6,488	
	子ども・若者総合相談窓口事業	<p>●事業概要 青少年を中心に取り巻く社会環境が複雑化する中、貧困、ひきこもり、ニート、発達障害などの問題は深刻化しており、従来の個別分野における縦割り的な対応ではなく、総合的な支援につなげるための総合相談窓口の設置をおこなう。 また、青少年の居場所を確保するとともに、地域・社会との繋がりをきっかけに社会参画につなげる取り組みを行う。</p> <p>○事業費 ・相談窓口 報酬等 3,705千円、その他237千円 ・居場所・社会体験(第3の居場所) 委託料 4,200千円 ・地域づくり事業委託(第3の居場所) 委託料 2,541千円</p>							

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
文化財保護費	6,536	6,152				512	6,024	
文化財保護費	文化財審議会委員等報酬 138千円、事務費・光熱水費(分室) 1,417千円 発掘報告書印刷 825千円、文化財看板修繕 400千円、発掘調査システム費 3,056千円 ボリテク共同事業材料費 200千円、文化財保存補助 500千円							
文化財保護費	7,426	7,026	3,713			25	3,688	
埋蔵文化財発掘調査事業	試掘調査補助員・作業員人件費 7,348千円、消耗品・燃料費 78千円							
生涯学習施設管理費	75,493	82,129				22,790	52,703	
社会体育施設管理費	B&Gセンター指定管理料 13,204千円、中央公園指定管理料 61,144千円 消耗品等事務費 402千円、第1柔剣道場PCB廃棄委託費 743千円							
主要事業	学校給食費	245,736	190,545		48,276	11,100	1,017	
	学校給食費	学校給食会運営費補助金 167,826千円、給食車運転業務委託料 9,852千円 修繕料・改修工事費 8,850千円、設備点検・保守業務委託料 2,907千円 燃料費・光熱水費 26,950千円、アレルギー連絡アプリ利用料 1,017千円 備品購入費 11,797千円、消耗品費・設備維持管理手数料等 16,537千円						
主要事業	学校給食費	9,720	20,000	5,000				4,720
	物価高騰対策費	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 物価高騰対策として保護者負担の軽減を図るもの ○事業費 学校給食会補助金 9,720千円 						
公債費								
	元金	1,989,409	1,935,013				67,027	1,922,382
	長期債元金	長期債元金償還金						

令和8年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
国民健康保険事業特別会計	2,976,636	3,009,141		2,265,165		1,157	710,314

●事業概要

平成30年度から国民健康保険事業は、島根県も共同保険者となり財政運営の責任主体となった。市は、島根県が算定した納付金を納めることで療養諸費、高額療養費、移送費の費用を県に請求している。

被保険者が納める保険料については、市町村が県に納める納付金、保険給付費、保健事業等を勘案し保険料率を決定している。

また、被保険者の医療費水準は、納付金の算定に影響することから医療費を抑制するため特定保健指導などの保健事業を実施している。

◆加入者数等(令和7年12月末現在)

- 世帯数 2,777世帯(前年比△16世帯)
- 被保険者数 3,668人 (前年比△102人)

◆事業費(主なもの)

○国民健康保険事業納付金

- | | |
|--------------|-----------|
| ・医療給付分 | 412,270千円 |
| ・後期高齢者支援金等分 | 108,795千円 |
| ・介護納付金分 | 34,299千円 |
| ・子ども・子育て支援金分 | 10,014千円 |

○保険給付費

- | | | |
|---------|-------------|----------------|
| ・療養諸費 | 1,911,971千円 | (1人当 521,257円) |
| ・高額療養費 | 340,500千円 | (1人当 92,830円) |
| ・出産育児諸費 | 6,000千円 | (1件当 500,000円) |
| ・葬祭諸費 | 1,800千円 | (1件当 30,000円) |

○保健事業(主なもの)

- | | |
|---------------------|----------|
| ・保健衛生普及費 | 19,070千円 |
| 人間ドック助成事業 | 14,827千円 |
| 1日外来ドック | 200人 |
| 脳ドック | 200人 |
| がん検診助成事業(自己負担部分を助成) | 777千円 |
| ・特定健康診査等事業費 | 22,669千円 |
| 健診業務委託料 | 14,974千円 |
| 特定保健指導委託料 | 269千円 |
| 受診率向上事業 | 4,769千円 |

国民健康保険事業

後期高齢者医療事業特別会計

	932,202	866,523				904,720	27,482
--	---------	---------	--	--	--	---------	--------

75歳以上の人（島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から認定を受けた一定の障がいのある65歳以上の人を含む。）を被保険者とする後期高齢者医療事業に関する経費である。

この制度の運営主体は、広域連合で、県内全ての市町村が加入しており、広域連合が保険証発行、保険料賦課、医療給付等を行い、市は保険証交付、保険料徴収、申請・届出等の受付事務を行っている。

◆被保険者数(令和7年12月末現在) 5,024人(広域全体 133,337人)

◆事業費

- | | |
|--------|----------|
| ○一般管理費 | 22,829千円 |
| ・人件費 | 21,511千円 |
| ・事務費 | 1,318千円 |

○ 徴収費

 3,650千円
 保険料納付書の発送等に要する経費

- | | |
|-----------|-----------|
| ○ 広域連合納付金 | 904,722千円 |
| ・保険料等収入分 | 389,241千円 |
| ・保険基盤安定費分 | 127,751千円 |
| ・療養給付費分 | 387,730千円 |

○その他

- | | |
|------|-------|
| ・償還金 | 501千円 |
| ・予備費 | 500千円 |

後期高齢者医療事業

令和8年度 当初予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳			予算額の内訳										
	説明名称 分類番号	分類番号	当初予算	1.公共事業等	4-2.一般補助施設整備等	5.一般単独 (5-3~6は内書き)					6.デジタル活用推進債	7.辺地対策	8.過疎対策	9.水道事業債(一般会計出資債)
総務債						5.一般単独計	5-3.内緊急防災	5-4.内公共施設等	5-5.内緊急自然灾害	5-6.内緊急凍済				
過疎対策事業(ソフト事業) (別記参照)	8	95,300										95,300		
有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,400									1,400			
社会福祉債	デジタル推進事業債	6	3,700									3,700		
	高齢者生活福祉センター整備事業	8	121,000										121,000	
児童福祉債	保育所等整備事業	8	11,100										11,100	
衛生債	火葬場整備事業	8	10,600										10,600	
	不燃物処理場整備事業	8	16,100										16,100	
上水道債	上水道事業	9	39,400											39,400
林業債	災害関連緊急治山事業	5	13,000			13,000			13,000					
	現年発生林地崩壊防止事業	5	3,000			3,000			3,000					
	林業専用道開設事業	7	32,200									32,200		
商工債	地場産業振興センター改修事業	8	64,700										64,700	
道路橋梁債	道路補修事業	5	137,000			110,000			110,000			27,000		
	道路冠水対策事業	8	23,900										23,900	
	橋梁維持補修事業	5	3,000			3,000			3,000					
土木債	橋梁長寿命化事業	8	101,800										101,800	
	通学路整備事業	8	135,300										135,300	
	落石対策事業	1	25,200	25,200										
河川債	河川維持補修事業	5	20,000			20,000			10,000	10,000				
都市計画債	公園施設長寿命化事業	8	18,200										18,200	
	石見海浜公園整備事業(県営)	8	3,700										3,700	
	防災集団移転促進事業	8	27,100		1,100								26,000	
	中央公園整備事業	8	25,400										25,400	
	都市下水路管理費	5	7,500			7,500			7,500					
消防債	消防施設整備事業	5	25,500			25,500	25,500							
	緊急自動車等更新事業	8	2,100										2,100	
	消火栓整備事業	5	7,700			7,700	7,700							
小学校債	大規模改修事業	8	4,700										4,700	
	学校建設事業	8	1,822,400			92,000	92,000						1,730,400	
中学校債	大規模改修事業	8	11,100										11,100	
	学校給食費	8	11,100										11,100	
社会教育債	児童クラブ整備事業	8	9,400										9,400	
市債・現年分合計				2,833,600	25,200	1,100	281,700	125,200		146,500	10,000	3,700	60,600	2,421,900
														39,400

令和8年度当初予算 過疎対策事業(ソフト事業)の内訳

(単位:千円)

款名称	目名称	充当事業名称	過疎債充当額
			当初予算
総務費	賦課徴収費	賦課徴収費	5,400
民生費	老人福祉費	福祉タクシー利用料金助成事業	4,000
	障がい者福祉費	通院交通費助成事業	1,000
	子ども医療費	子ども医療費助成事業	4,800
衛生費	保健衛生総務費	地域医療支援対策事業	25,300
農林水産業費	農業振興費	地産地消支援事業	3,800
	水産業振興費	水産振興対策事業	1,000
商工費	商工振興費	商工団体振興事業	9,100
教育費	事務局費	江津市教育研究会助成事業	5,600
		指導主事配置事業	18,000
	学校管理費(小学校費)	学校支援員等配置事業(小学校)	9,300
	学校管理費(中学校費)	学校支援員等配置事業(中学校)	8,000
市債・現年分合計			95,300

令和8年度 江津市水道事業会計予算概要書

全員協議会 資料No.12-2
R8.2.17 水道課

1. 収益的収入及び支出(税込、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和8年度	令和7年度	比較増減	予算の主な内容	
収入	1. 営業収益	524,716	529,342	△ 4,626	○業務の予定量	
	給水収益	522,236	527,429	△ 5,193		給水戸数
	その他営業収益	2,480	1,913	567		給水量
	2. 営業外収益	261,845	279,491	△ 17,646	R8	10,250 戸 2,005,000 m³
	預金利息	27	27	0	R7	10,300 戸 2,010,000 m³
	分担金	4,488	6,600	△ 2,112	増減	△ 50 戸 △ 5,000 m³
	他会計補助金	83,428	92,809	△ 9,381	比率	99.5% 99.8%
	長期前受金戻入	155,307	163,295	△ 7,988	○他会計補助金の内訳	
	退職給付引当金戻入益	7,317	7,280	37	統合前簡水建設改良費(簡水債利息)	7,217
	賞与等引当金戻入益	4,497	4,103	394	統合前簡水高料金対策	4,416
支出	貸倒引当金戻入益	102	75	27	損益勘定職員に係る児童手当	936
	その他営業外収益	6,679	5,302	1,377	統合後簡水建設改良費(利息)	1,151
	3. 特別利益	0	0	0	経営安定化対策	19,000
	収入合計	786,561	808,833	△ 22,272	水道施設整備費(辺地債・過疎債等利息)	1,258
	1. 営業費用	709,301	722,420	△ 13,119	簡水未普及緊急対策事業	738
	職員給与費	55,969	51,524	4,445	未普及地域解消事業企業債等利息	3,692
	動力費	10,268	10,390	△ 122	未普及地域解消事業減価償却費補填	14,552
	材料費	1,400	1,400	0	簡水統合・法適化推進経費(公営企業適用債元金・利息)	1,205
	薬品費	383	396	△ 13	災害復旧事業費(災害復旧事業債利息)	1
	路面復旧費	2,310	2,310	0	資本勘定職員給与費繰入	29,262
支出	修繕費	33,019	36,913	△ 3,894	○職員給与費	
	受水費	198,196	213,074	△ 14,878	7名分(4名分は資本的支出予算に計上)	
	委託料	65,212	64,007	1,205	給料 27,111 法定福利費 8,425	
	減価償却費	281,356	281,504	△ 148	手当等 15,654 賞与等引当金繰入額 4,779	
	その他営業費用	61,188	60,902	286	○修繕費の内訳	
	2. 営業外費用	51,411	46,523	4,888	消防栓修繕 1,375	
	支払利息	41,343	41,491	△ 148	配水管維持補修 13,640	
	その他営業外費用	10,068	5,032	5,036	量水器取替 13,671	
	3. 特別損失	1	1	0	機械設備維持補修 2,200	
	4. 予備費	2,500	2,500	0	その他の修繕 2,133	
支出合計		763,213	771,444	△ 8,231	○受水費(R8年4月改定予定)	
收支差引 (税込)		23,348	37,389	△ 14,041	使用料金(資本費) 73,445	
経常利益 (△損失) (税抜)		17,455	27,565	△ 10,110	使用料金(運転管理費) 124,255	
純利益 (△損失) (税抜)		17,454	27,564	△ 10,110	超過料金 496	

2. 資本的収入及び支出(税込、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和8年度	令和7年度	比較増減	予算の主な内容	
収入	1. 国庫補助金	11,666	14,000	△ 2,334		
	2. 他会計補助金	75,940	73,667	2,273	統合前簡水建設改良費補助(簡水債元金) 51,803 統合後簡水建設改良費補助(上水債元金) 2,719 水道施設整備費補助(辺地債・過疎債等元金) 16,718 災害復旧事業費補助(災害復旧事業債元金) 4,700	
	3. 他会計負担金	3,740	6,160	△ 2,420	消火栓設置工事(一般会計)	
	4. 工事負担金	97,300	77,850	19,450	配水管支障移転(国) 8,000 配水管支障移転(県) 55,100 配水管支障移転(下水道事業会計) 33,300 配水管支障移転(一般会計) 900	
	5. 企業債	146,800	183,400	△ 36,600	上水道事業債 94,400 辺地対策事業債 12,600 過疎対策事業債 39,800	
	6. 他会計出資金	39,491	0	39,491	水道管路耐震化事業一般会計出資金	
収入合計		374,937	355,077	19,860		
支出	1. 建設改良費	342,399	342,271	128		
	(1)原水及び浄水施設整備費	8,818	0	8,818	設備更新工事	
	(2)送配水施設整備費	298,260	308,219	△ 9,959	配水管布設・布設替工事 90,134 配水管支障移転工事 170,903 消火栓設置工事 3,850 設備更新工事等 31,456 管路台帳システム構築業務 1,917	
	(3)営業設備費	318	355	△ 37	量水器設置	
	(4)資本勘定職員給与費	35,003	33,697	1,306	給料 18,235 手当等 10,888 法定福利費 5,880	
	2. 災害復旧事業費	100	100	0	災害復旧事業費	
	3. 企業債償還金	234,405	237,067	△ 2,662	上水道事業債 111,238 簡易水道事業債 99,195 過疎対策事業債 7,157 辺地対策事業債 9,715 公営企業会計適用債 2,400 災害復旧事業債 4,700	
	4. 予備費	1,500	1,500	0		
	支出合計	578,404	580,938	△ 2,534		
收支差引		△ 203,467	△ 225,861	22,394	補填財源	当年度分消費税等 資本的取支調整額 17,706 当年度分及び過年度分 損益勘定留保資金 185,761

令和8年度 江津市下水道事業会計予算概要書

1. 収益的収入及び支出(税込み、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和8年度	令和7年度	比較増減	予算の主な内容	
収入	1. 営業収益	158,871	159,719	△ 848	○業務の予定量	
	下水道使用料	158,840	159,653	△ 813	接続戸数	
	下水道手数料	31	66	△ 35	R8	2,846 戸
	2. 営業外収益	715,587	725,506	△ 9,919	R7	2,743 戸
	預金利息	0	0	0	増減	103 戸
	負担金及び分担金	500	500	0	比率	103.8%
	他会計補助金	183,845	169,821	14,024		99.7%
	他会計負担金(汚泥共同処理施設運営負担金)	94,684	91,437	3,247		
	長期前受金戻入	430,558	449,668	△ 19,110		
	退職給付引当金戻入益	0	8,243	△ 8,243		
	賞与等引当金戻入益	2,924	2,761	163		
	貸倒引当金戻入益	5	5	0		
	雑収益	3,070	3,070	0		
	消費税還付金	1	1	0		
支出	3. 特別利益	8	8	0	○他会計補助金の内訳	
	収入合計	874,466	885,233	△ 10,767	下水道債償還金(利息)繰入	
	1. 営業費用	798,015	816,743	△ 18,728		58,463
	職員給与費	40,151	34,205	5,946		過疎債償還金(利息)繰入
	退職手当組合負担金	4,721	4,527	194		8,215
	報償費(受益者負担金前納報償金)	3,798	2,051	1,747		災害復旧事業債償還金(利息)繰入
	修繕費	73,419	67,348	6,071		20
	通信運搬費	4,179	3,403	776		資本費平準化債償還金(元金・利息)繰入
	賃借料	1,700	1,067	633		12,228
	委託料	176,126	194,260	△ 18,134		公営企業適用債償還金(元金・利息)繰入
	減価償却費	440,052	460,066	△ 20,014		1,158
	その他営業費用	53,869	49,816	4,053		減価償却費相当額補填
				0		8,872
	2. 営業外費用	72,352	69,785	2,567		職員給与費繰入
	支払利息	72,302	69,735	2,567		6,213
	その他営業外費用	50	50	0		職員児童手当繰入
	3. 特別損失	0	0	0		1,220
	4. 予備費	1,300	1,300	0		その他事務費繰入
	支出合計	871,667	887,828	△ 16,161		87,456
収支差引 (税込み)		2,799	△ 2,595	5,394	○職員給与費	
経常利益 (△損失) (税抜き)		16,417	11,552	4,865	4名分(3名分は資本的支出予算に計上)	
純利益 (△損失) (税抜き)		16,425	11,560	4,865	給料	17,073

2. 資本的収入及び支出(税込み、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和8年度	令和7年度	比較増減	予算の主な内容		
收 入	1. 国庫補助金	169,453	156,150	13,303	公共下水道事業国庫補助金 169,453		
					集落排水事業国庫補助金 0		
	2. 工事負担金	77,873	58,541	19,332	公共下水道受益者加入負担金 49,772		
					集落排水事業支障移転補償費 28,101		
	3. 他会計補助金	216,155	230,179	△ 14,024	公共 農集 下水道債元金償還金繰入 99,378 過疎債元金償還金繰入 38,566 災害復旧事業債元金償還金繰入 0		
支 出	4. 企業債	354,900	310,600	44,300	公共 農集 下水道債 116,900 過疎債 116,800 資本費平準化債 81,900		
	5. 他会計負担金	16,229	13,667	2,562	都市下水路事業負担金 1,500 下水道債元金償還金繰入(MICS事業分) 6,782 過疎債元金償還金繰入(MICS事業分) 7,947		
	収入合計	834,610	769,137	65,473			
	1. 建設改良費	511,853	481,437	30,416			
	(1) 公共下水道施設整備費	450,087	423,033	27,054	汚水管渠布設等工事 350,500 設計業務等委託料 31,800 計画策定業務委託料 29,400 補償費 35,000 諸経費等 3,387		
支 出	(2) 集落排水施設整備費	40,200	38,500	1,700	支障移転工事 40,200 設計業務等委託料 0		
	(3) 資本勘定職員給与費	21,566	19,904	1,662	公共 農集 給料 10,928 手当等 7,190 法定福利費 3,448		
	2. 企業債償還金	349,736	331,006	18,730	公共 農集 下水道債 188,060 過疎債 46,514 災害復旧事業債 0 資本費平準化債 7,589 公営企業適用債 1,150		
	3. 予備費	500	500	0			
	支出合計	862,089	812,943	49,146			
収支差引		△ 27,479	△ 43,806	16,327	補填財源	当年度分消費税等 資本的収支調整額 27,479	
						当年度分及び過年度分 損益勘定留保資金 0	

カーボンニュートラル推進事業 (52 未来プロジェクト実行委員会への補助金交付)

1. 事業の目的

脱炭素の啓発を主な目的とする市内での取組みに対し、補助金を交付することによって、2050年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」実現の促進を目的とする。

2. 事業の内容

(1) 補助内容

脱炭素の普及啓発を図るために 52 未来プロジェクト実行委員会が実施する事業に対して、予算の範囲内で江津市GX普及啓発事業費補助金を交付する。

(2) 令和8年度補助対象イベント

①名称 52 未来プロジェクト（仮称）

②開催日 令和8年12月12日（土）～13日（日）

③会場 JR江津駅前周辺道路、パレットごうつ、江津市総合市民センター

④主な内容 カーボンを排出しないカートによる公道を会場とするレースの実施、脱炭素をテーマとする展示・体験ブースの開設、イベントの事前PR活動 など

3. 事業の効果

脱炭素をテーマとした公道カートレースをはじめとする多彩なコンテンツを提供するイベント開催を支援することによって、本市の脱炭素の方針や取組みに関する市内への啓発促進や全国的なPRによる知名度向上等を図る。

4. 事業費

52 未来プロジェクト実行委員会等への補助金 137,900千円

【財源】

国庫交付金（地域未来交付金） 68,950千円

一般財源（企業版ふるさと納税等） 68,950千円

定住促進総合対策事業について (結婚等新生活ごうつ暮らし応援事業)

1. 事業の目的

本市において婚姻をした新婚夫婦及び島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をした者に対し、婚姻に伴う費用の一部を補助又はお祝い金を交付することにより、新婚夫婦及びパートナーシップを宣誓した者の経済的な負担を軽減するとともに、少子化対策及び定住対策の推進を図る。

2. 事業の内容

(1) 補助金

国（こども家庭庁）が実施する「地域少子化対策重点推進交付金」の結婚・妊娠・共育て（ともそだて）の相談機会提供・支援プログラムを活用し、ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚夫婦（世帯所得が500万円未満且つ夫婦双方が本市の住民基本台帳に記録されており、申請日から継続して5年以上、定住する見込みがある）を対象に、新生活に係る費用（住宅購入費・家賃・引越し費用等）を補助する。

①夫婦双方がいずれも29歳以下の場合、最大60万円を補助

②夫婦双方がいずれも39歳以下で上記の夫婦以外の場合、最大30万円を補助

(2) お祝い金

「地域少子化対策重点推進交付金」において補助対象外となる新婚夫婦等（夫婦の双方もしくはいずれかが40歳以上、パートナーシップを宣誓した者、世帯所得が500万円以上の夫婦等）で夫婦等の双方が本市の住民基本台帳に記録されており、申請日から継続して5年以上、定住する見込みがある場合にお祝い金を支給する。

①夫婦等につき10万円を支給

(3) 委託費

市内で実施するライフプランセミナー等の実施に係る運営補助及び集客支援を外部業者に委託する。

3. 事業の効果と目標

結婚等で新生活を始められる全世代を対象に、二段構えでお祝い金または住居費及び引越し費用等の必要経費を支援することで定住を促進する。

4. 事業費及び予算額

21,337 千円

【内訳】

(1) 補助金	18,000 千円
(2) お祝い金	2,300 千円
(3) 委託費	1,037 千円

5. 財源

地域少子化対策重点推進交付金（国・県）	12,000 千円
市町村結婚支援強化交付金（県）	518 千円
一般財源	8,819 千円

私立保育所施設整備補助金について

1. 事業の目的

民間保育施設が行う老朽化した施設等の施設整備に対し補助金を交付することで、安心して保育ができる環境の整備を促進する。

2. 事業の内容

(1) さくらこども園

- ・施設の改修（壁、床、天井の張替え、トイレ、LED 交換）、屋根漆喰修繕、浄化槽プロアー交換、給湯器取替

(2) 認定こども園のぞみ保育園

- ・屋根の雨漏り修繕、外壁の修繕、トイレ等の改修、LED 交換

3. 事業の効果と目標

施設の修繕・改修を行うことにより、教育・保育を必要とする子どもが安心して保育施設での生活を送ることができる。

4. 事業費

(1) さくらこども園 22,471 千円

(国 14,980 千円、市 7,491 千円)

(2) 認定こども園のぞみ保育園 10,973 千円

(国 7,315 千円、市 3,658 千円)

5. 予算額

33,444 千円

【財源】 国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金） 22,295 千円

市債（過疎債） 11,100 千円

一般財源 49 千円

地域医療支援対策事業について

1. 事業の目的

本市における地域医療拠点病院である済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センターが行う経営安定化や医療従事者確保等に対する取り組みに対し、財政支援することにより地域医療の維持、確保を図る。

2. 事業の内容

(1) 公的病院支援事業／済生会江津総合病院 185,458 千円

①救急病床及び小児医療病床の施設維持及び運営支援

(不採算部門に係る診療経費で、交付税措置されるものの補助)

②医療情報ネットワーク支援 (まめネット接続に係る経費を補助)

③公的病院運営費支援 (運営に要する経費補助)

(2) 産科医等確保対策支援事業／済生会江津総合病院 10,320 千円

(非常勤の産科医師及び小児科医師の雇用に係る経費を補助)

(3) 地域医療拠点病院支援事業／

済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センター 29,982 千円

①医師・看護師等確保対策支援

(スキルアップを図るための研修等参加経費、確保～定着の取り組みに対する経費を補助)

②医療従事者確保対策支援

(人材紹介会社に対する成功報酬、勧誘活動の経費を補助)

3. 事業の効果と目標

本市の地域医療拠点病院の経営安定化、医療従事者確保等の一助となり、地域医療の維持、確保が図られる。

4. 事業費及び予算額

225,760 千円 (過疎債 25,300 千円 一般財源 200,460 千円)

防災減災事業について

1. 事業の目的

農業基盤施設(ため池、農道橋)の災害時等のリスクを未然に防止する

2. 事業の内容

(1) 波積ため池廃止工事

決壊した場合に、浸水区域内に家屋等が存在し、人的被害を与える恐れのある防災重点ため池（波積町北地内）の撤去工事を行い、地域防災上のリスクを除去する

(2) 那賀東部広域農道神主橋耐震計画策定事業

耐震診断・評価を実施し、必要な対策について計画策定を行う

3. 事業の効果と目標

(1) 波積ため池廃止工事

決壊リスクの解消により、周辺の農地、住宅等の安全性の向上を図る

(2) 那賀東部広域農道神主橋耐震計画策定事業

神主橋は、農業生産や生活交通を支える重要な農道橋であり、国の耐震基準等に基づき、最適な耐震補強計画を策定することで、橋梁の安全確保を図る

4. 事業費及び予算額

10,100 千円

【内訳】

(1) 波積ため池廃止工事	6,600 千円
(2) 那賀東部広域農道神主橋耐震計画策定事業	3,500 千円（県営事業負担金）

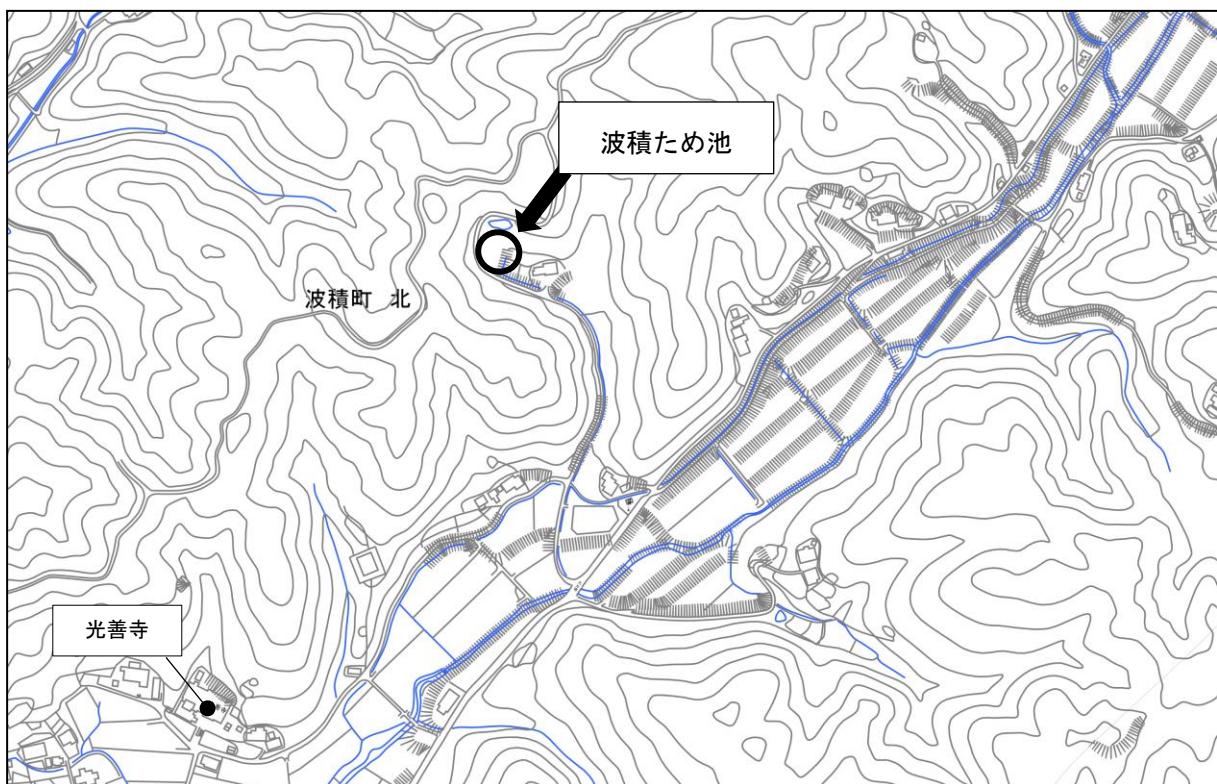
5. 財源

県支出金 6,000 千円

一般財源 4,100 千円

位置図

(1) 波積ため池廃止工事



(2) 那賀東部広域農道神主橋耐震計画策定事業



地場産業振興センター運営事業について (江津市地場産業振興センター改修事業)

1. 事業の目的

江津市地場産業振興センターについて、老朽化により支障を来す恐れがある非常用自家発電設備及び自動火災報知設備の更新を行い、防災機能の維持を図る。

2. 事業の内容

- (1) 非常用自家発電設備の更新
- (2) 自動火災報知設備の更新（受信機、煙探知機）

3. 事業の効果と目標

非常用自家発電設備及び自動火災報知設備の更新を行うことで、非常時における施設利用者の安全が確保できる。

4. 事業費

66,746 千円

(内訳) 工事請負費	63,600 千円
・ 非常用自家発電設備更新工事	61,600 千円
・ 自動火災報知設備更新工事	2,000 千円
工事監理業務委託料	3,146 千円

5. 予算額

66,746 千円

(財源) 市債	64,700 千円
一般財源	2,046 千円

橋梁長寿命化事業について

1. 事業の目的

市道橋について5年に1度、近接目視による点検を実施するため、江津市道路橋点検計画により橋梁点検を実施している。

その定期点検の結果に基づき、事前対策による安全な通行の確保、及び橋梁の長寿命化のために補修を実施する。

2. 事業の内容

健全度Ⅲ判定の橋梁の健全性維持及び長寿命化を図るための補修工事を行う。また5年に1度の橋梁点検を実施する。

- (1) 新江川橋橋梁補修工事（国土交通省へ委託、添接部のボルト更新工事を実施）
- (2) 大浜橋橋梁補修工事（橋梁下部の補修工事を実施）
- (3) エビス橋橋梁補修工事（橋梁上部の補修工事を実施）
- (4) 水尻橋補修設計業務（橋梁上部および下部の補修設計を実施）
- (5) 橋梁定期点検業務（24橋の定期点検を実施）

3. 事業の効果と目標

健全度Ⅲ判定の橋梁補修を行い、健全度Ⅰに改善する事により、橋梁の健全性の維持、長寿命化を行い、安全な通行の確保及び架け替え等に係る事業費の抑制を図る。

4. 事業費及び予算額

① 新江川橋橋梁補修工事	160,000 千円	（工事委託負担金）
② 大浜橋橋梁補修工事	68,000 千円	
③ エビス橋橋梁補修工事	3,000 千円	
④ 水尻橋補修設計業務	10,000 千円	
⑤ 橋梁定期点検業務	24,000 千円	
⑥ 事務費	4,000 千円	
合計	269,000 千円	

【財源】

国 費 157,410 千円（道路局所管事業補助金）

市 債 101,800 千円（過疎債）

一般財源 9,790 千円

都市公園改修整備事業・公園施設長寿命化事業について (国スポ関連事業)

1. 事業の目的

江津市中央公園の多目的広場と市民プールは、令和12年開催予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会において、ラグビーフットボールと水球の会場に予定されている。

大会の安全な開催、円滑な運営のため現在の多目的広場の芝生化と市民プールの施設整備をする。

2. 事業の内容

(1) 都市公園改修整備事業

江津中央公園多目的広場測量設計業務

江津中央公園多目的広場器具庫増設設計業務

江津中央公園休養広場測量設計業務

江津中央公園市民プールハウス改修設計業務

江津中央公園市民プール槽外老朽箇所修繕設計業務

(2) 公園施設長寿命化事業

江津中央公園市民プールサイド床面改修設計業務

江津中央公園市民プール濾過設備改修実施設計業務

3. 事業の効果と目標

多目的広場の芝生化と市民プールの施設を整備することで、大会競技の安全な実施と円滑な運営を行う。

4. 事業費及び予算額

(1) 都市公園改修整備事業 26,080千円

(2) 公園施設長寿命化事業 16,600千円

【財源】

(1) 都市公園改修整備事業

国 費 5,720 千円 (社会資本整備総合交付金)

県 費 1,920 千円

市 債 18,400 千円 (過疎債)

一般財源 40 千円

合 計 26,080 千円

(2) 公園施設長寿命化事業

国 費 8,300 千円 (社会資本整備総合交付金)

市 債 8,300 千円 (過疎債)

合 計 16,600 千円

防災減災対策費について (防災マップ更新)

1. 事業の目的

現在の江津市防災マップについては、令和2年度の更新から5年経過しているが、更新時から浸水・土砂災害等の被害想定区域や避難所等の変更が生じているため、最新の状況に更新する。

また、これまでの冊子版に加え、マップ onしまねへのデータ掲載により、市民の災害リスク把握等の利便性を向上させる。

2. 事業の内容

- (1) 防災マップのデータ作製・マップ onしまねへの掲載
- (2) 防災マップの印刷 (A4版 13,000 冊)

3. 事業の効果と目標

防災マップの冊子版全戸配布、マップ onしまねへの掲載により、できるだけ多くの市民に災害リスクの把握や、避難所・避難経路の確認等、災害に対する備えを行ってもらう。

4. 事業費及び予算額

24,937 千円

【内訳】

- ・ 防災マップ作製業務委託料 19,217 千円
- ・ 印刷製本費 5,720 千円

【財源】

一般財源 (特別交付税措置あり)

仮称西部統合小学校建設事業について

1. 事業の目的

「第2次学校整備再編基本計画」に基づき、津宮小学校及び川波小学校の統合を行い、令和10年度の開校を目指している。この建設事業を着実に進める目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 校舎及び屋内運動場の建設並びに工事監理
- (2) 上下水道工事
- (3) ZEB化支援業務委託
- (4) 校歌作詞作曲等

3. 事業の効果と目標

- (1) 令和8年度より校舎及び屋内運動場の建設に着手する。また工事監理を行い、対象工事等ごとにスケジュールどおりの進捗を図る。
- (2) 小学校及び児童クラブまでの上下水道工事を実施する。
- (3) ZEB補助事業に関する書類作成支援（交付申請書、中間報告、完了報告）及びEMS（エネルギー・マネジメントシステム）の構築支援業務を委託し、事務の効率化を図る。
- (4) 新校歌を作成して開校に備える。

4. 事業費及び予算額

・校舎及び屋内運動場の建設費	2,038,160千円
・工事監理委託費	32,019千円
・上下水道工事費	15,000千円
・ZEB化支援業務委託費	5,819千円
・校歌作詞作曲等謝礼金	1,200千円
・その他事務費等（人件費含む）	23,421千円
合 計	2,115,619千円

【財源内訳】

国庫支出金	289,632 千円
市債	1,822,400 千円 (過疎債・緊防債)
一般財源	3,587 千円

放課後児童クラブ事業について

(新築工事設計関係)

1. 事業の目的

児童の健全な育成を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。西部統合小学校建設により解体された津宮放課後児童クラブを新たに学校敷地内に建設する。

2. 事業の内容

統合後の利用児童の推計による規模の児童クラブと駐車場等外溝の設計業務を委託する。併せて ZEB 導入・太陽光発電設置のための支援業務を委託する。

(1) 実施設計業務委託

建物約 400 m² 定員 80 名 (40 名 × 2 室)

収容 90 名 + 職員 10 名

敷地約 1,800 m² 駐車場・外溝等

(2) ZEB 化支援業務委託

ZEB のプランニング、助言・提案業務、補助事業に関する書類作成支援等

3. 事業の効果と目標

児童たちに放課後の安心安全な居場所が提供され、保護者の仕事と子育ての両立が図られる。ZEB を導入することで二酸化炭素削減が図られる。

4. 事業費及び予算額

(1) 新築工事実施設計手数料 531 千円

(第三者照査 196 千円、省エネ適応申請 297 千円、建築確認申請 38 千円)

(2) 新築工事実施設計委託料 9,402 千円

(3) ZEB 化支援業務委託 4,510 千円

計 14,443 千円

【財源】一般財源 14,443 千円

物価高騰対策費について (児童福祉総務費・学校給食費)

1. 事業の目的

物価高騰により調味料を含むあらゆる食材が高騰しており、保育所副食費、学校給食費とも値上がりをせざるを得ない状況であるが、副食費及び給食費の一部を補助することにより、子育て世帯の負担を軽減する。

2. 事業の内容

(1) 児童福祉総務費

保育施設に対し、園児1人当たり月額1,400円を補助。

(2) 学校給食費

中学校給食費の改定額(100円/食)を補助して保護者負担額を据え置く。

3. 事業の効果と目標

(1) 児童福祉総務費

市内保育施設に対し給食の実施に必要な経費を助成することで、物価高騰の影響の軽減と運営の安定を図る。

(2) 学校給食費

給食費の改定分を補助することにより給食費を据え置き、子育て世帯の負担の軽減を図る。

4. 事業費及び予算額 19,644千円

(1) 児童福祉総務費 9,924千円

(2) 学 校 給 食 費 9,720千円

【財源内訳】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10,000千円

一般財源 9,644千円

令 和 7 年 度

3月補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

3月補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		19,654,831	△ 38,845	19,615,986	18,489,373	1,126,613	6.1
特別会計	国民健康保険事業	3,033,620	△ 7,500	3,026,120	3,084,528	△ 58,408	△ 1.9
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,627	△ 80	△ 4.9
	後期高齢者医療事業	874,098	244	874,342	871,350	2,992	0.3
	小計	3,909,265	△ 7,256	3,902,009	3,957,505	△ 55,496	△ 1.4
合計		23,564,096	△ 46,101	23,517,995	22,446,878	1,071,117	4.8

令和7年度 一般会計補正予算(第9号)総括表

3月補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 稅	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,445,560	225,412	6,670,972	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	96,122	△ 125	95,997	
13. 使用料及び手数料	206,023	900	206,923	
14. 国庫支出金	2,884,843	163,135	3,047,978	
15. 県支出金	1,278,977	△ 66,715	1,212,262	
16. 財産収入	35,821	△ 4,587	31,234	
17. 寄 付 金	621,319	2,200	623,519	
18. 繰 入 金	1,170,236	△ 422,649	747,587	
19. 繰 越 金	630,740		630,740	
20. 諸 収 入	768,349	38,684	807,033	
21. 市 債	1,901,200	24,900	1,926,100	
歳 入 合 計	19,654,831	△ 38,845	19,615,986	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	140,669		140,669	
2. 総 務 費	3,490,686	△ 97,166	3,393,520	
3. 民 生 費	5,977,713	△ 129,683	5,848,030	
4. 衛 生 費	1,765,305	△ 53,888	1,711,417	
5. 労 働 費	49,487	△ 6,511	42,976	
6. 農林水産業費	728,682	△ 51,339	677,343	
7. 商 工 費	364,574	400,672	765,246	
8. 土 木 費	2,393,419	△ 95,634	2,297,785	
9. 消 防 費	727,729		727,729	
10. 教 育 費	1,904,433	1,138	1,905,571	
11. 災害復旧費	84,650	△ 6,434	78,216	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,654,831	△ 38,845	19,615,986	

令和7年度 3月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの		
10 地方交付税	6,445,560	225,412	6,670,972	普通交付税 225,412		
12 分担金及び負担金	96,122	△ 125	95,997	農地有効利用支援事業分担金 △ 125		
13 使用料及び手数料	206,023	900	206,923	墓地使用料 900		
14 国庫支出金	2,884,843	163,135	3,047,978	特別障害者手当等給付費負担金	△ 2,845	子どものための教育・保育給付交付金 16,104
				児童扶養手当給付費負担金	△ 1,397	児童手当交付金 △ 3,266
				公園等災害復旧事業費負担金(現年)	△ 1,334	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 250,700
				地域公共交通確保維持改善事業費補助金	△ 362	マイナンバーカード交付事務費補助金 198
				社会保障・税番号制度システム整備費補助金	285	新しい地方経済・生活環境創生交付金 780
				子ども・子育て支援交付金	△ 534	最高裁判決等を踏ました保護費等の追加給付事務体制整備等補助金 664
				道路局所管補助金	△ 1,741	社会資本整備総合交付金 △ 72,153
15 県支出金	1,278,977	△ 66,715	1,212,262	地籍調査事業負担金	△ 13,833	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △ 2,098
				子どものための教育・保育給付費負担金等	2,146	児童手当交付金 35
				電源立地地域対策交付金	176	生活交通確保対策交付金 1,324
				わくわく島根生活実現支援事業費補助金	△ 3,900	在宅福祉事業費補助金 △ 266
				医療介護総合確保促進基金市町村支援事業費補助金	59	子ども・子育て支援交付金 △ 534
				しまねすくすく子育て支援事業交付金	△ 598	しまね結婚・子育て市町村交付金 975
				保育対策総合支援事業費補助金	△ 11,537	担い手経営発展支援事業費補助金 △ 6,000
				ハウス等整備事業費補助金	△ 5,000	農地有効利用支援事業 1,516
				担い手育成・確保等対策事業費補助金	△ 3,750	指定管理鳥獣対策事業交付金 1,810
				合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金	△ 8,292	沿岸自営漁業自立支援事業費補助金 △ 3,200
				地域商業等支援事業費補助金	△ 2,050	中山間地域等専門系事務職場誘致促進事業 △ 1,000
				スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金	△ 7,566	校内教育支援センター支援員配置事業補助金 △ 656
				公立学校情報機器整備事業費補助金	△ 5,774	島根県小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策)交付金 6,133
				子育て協働プロジェクト事業県費補助金	△ 2,158	国統計調査委託費 △ 3,028
				スクールソーシャルワーカー活用事業委託金	351	
16 財産収入	35,821	△ 4,587	31,234	立木壳払収入	△ 4,587	
17 寄付金	621,319	2,200	623,519	一般寄付金	100	まち・ひと・しごと創生寄付金 1,100
				社会福祉事業	1,000	

令和7年度 3月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの		
18 繰入金	1,170,236	△ 422,649	747,587	財政調整基金繰入金	△ 6,224	減債基金繰入金 △ 412,854
				地域振興基金繰入金	△ 600	元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金繰入金 △ 2,971
20 諸収入	768,349	38,684	807,033	小規模企業育成資金	△ 10,000	雇用保険料納付金等 260
				一般コミュニティ事業助成金	△ 6,600	デジタル基盤改革支援補助金 18,102
				新予防給付ケアプラン作成料	△ 1,423	浜田地区広域行政組合介護保険事業精算金 21,096
				後期高齢者医療広域連合委託金	1,064	実践技術者育成資金貸付金返還金収入 1,200
				UIターンしまね産業体験事業助成金	△ 3,600	土地改良施設緊急整備援助事業収入 288
				解約等清算金	500	公営企業負担金 17,797
21 市債	1,901,200	24,900	1,926,100	上水道事業	43,100	農道整備事業 △ 12,600
				災害関連緊急治山事業	4,000	林業専用道開設事業 △ 3,000
				地場産業振興センター改修事業	△ 29,800	道路補修事業 10,000
				市道敬川試験場線側溝改良事業	△ 26,100	橋梁長寿命化事業 △ 1,300
				通学路整備事業	43,400	道路ストック総点検事業 △ 2,000
				落石対策事業	△ 26,400	有福温泉街なみ整備事業 △ 9,000
				石見海浜公園整備事業(県営)	△ 10,500	防災施設整備事業 2,600
				消火栓整備事業	△ 2,600	大規模改修事業 3,900
				学校建設事業	50,000	大規模改修事業 △ 5,700
現年発生公共土木施設等災害復旧事業					△ 3,100	
合計		△ 38,845				

令和7年度 3月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
企画費	100	100	200				100	
まち・ひと・しごと創生基金積立金	まち・ひと・しごと創生基金積立金							
企画費	60,204	△ 7,942	52,262	△ 3,971			△ 2,971	△ 1,000
地域再生計画推進事業	シティープロモーション業務委託料							
企画費	32,834	△ 5,000	27,834				1,000	△ 6,000
ゼロカーボンシティ推進事業	活性化企業人負担金							
地域振興費	16,493	△ 5,200	11,293		△ 3,900			△ 1,300
定住促進総合対策事業	地方創生移住支援補助金							
情報システム費	57,830	△ 8,467	49,363					△ 8,467
情報化推進費	ガバメントクラウド利用料							
情報システム費	94,257	△ 6,954	87,303	25				△ 6,979
DX推進事業	謝礼金 △800千円、普通旅費 △2,000千円、業務委託料 △1,500千円、建物借上料 △154千円、利用料 △1,500千円、庁用備品購入費 △1,000千円							
情報システム費	262,798	△ 20,000	242,798				16,920	△ 36,920
自治体情報システム標準化・共通化事業	標準化データセンター・ガバメントクラウド利用料							
地籍調査事業費	46,563	△ 18,444	28,119		△ 13,833			△ 4,611
地籍調査事業	報酬 △163千円、謝礼金 △450千円、旅費 △117千円、消耗品費 △586千円、手数料 △336千円、傷害保険料 △214千円、業務委託料 △16,578千円							
諸費	10,300	△ 6,600	3,700				△ 6,600	
江津市コミュニティ助成事業	江津市コミュニティ助成事業補助金							
民生費								
社会福祉総務費	299,310	△ 7,500	291,810				△ 1,761	△ 5,739
国民健康保険事業特別会計繰出金	国民健康保険事業特別会計繰出金							
社会福祉総務費	136,758	△ 58,472	78,286	△ 59,129				657
定額減税調整給付金給付事業	定額減税調整給付金 △49,560千円、事務費 △8,912千円							
老人福祉費	613,954	△ 41,877	572,077				2,943	△ 44,820
浜田地区広域行政組合負担金	浜田地区広域行政組合負担金							
老人医療費	21,338	△ 5,461	15,877					△ 5,461
後期高齢者医療事業	広域連合負担金							

令和7年度 3月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
老人医療費	487,322	△ 6,588	480,734		△ 2,098			△ 4,490
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	後期高齢者医療事業特別会計繰出金							
児童福祉総務費	35,541	△ 13,967	21,574		△ 11,537			△ 2,430
保育対策総合支援事業	保育体制強化事業補助金 △5,500千円、保育補助者雇用強化事業補助金 △8,467千円							
児童福祉総務費	26,820	△ 5,811	21,009		△ 598		△ 5,213	
障がい児保育事業(私立分)	民間保育所障がい児保育補助金							
児童措置費	647,960	24,455	672,415	16,104	2,146			6,205
私立保育所委託費	民間関連事業業務委託料							
生活保護総務費		664	664	664				
生活保護費等追加支給事業	システム修正業務委託料 330千円、事務費 334千円							
衛生費								
予防費	133,391	△ 35,757	97,634					△ 35,757
予防接種事業	予防接種事業委託料(健康医療対策課分 △26,257千円、子育て支援課分 △9,500千円)							
清掃総務費	588,840	△ 33,709	555,131					△ 33,709
浜田地区広域行政組合負担金	浜田地区広域行政組合負担金							
塵芥処理費	78,326	△ 9,000	69,326					△ 9,000
塵芥処理費	衛生関連事業業務委託料							
不燃物処理費	146,134	△ 5,600	140,534					△ 5,600
不燃物処理場費	修繕料							
上水道施設費		43,185	43,185			43,100		85
水道事業会計出資金	水道事業会計出資金							
労働費								
労働諸費	18,336	△ 6,511	11,825					△ 6,511
産業人材確保対策事業	就労促進家賃補助金 △5,311千円、奨学金貸付金 △1,200千円							
農林水産業費								
農業振興費	51,434	△ 23,930	27,504		△ 12,984		△ 3,600	△ 7,346
人・農地ビジョン推進事業	農業施設新設改良工事費 △1,000千円、ごうつ農業研修生育成事業補助金 △3,600千円 担い手育成対策事業補助金 △19,330千円							
農地費	19,657	△ 11,427	8,230			△ 12,600		1,173
農地費	農村地域防災減災事業負担金							

令和7年度 3月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
財産造成費	14,261	△ 14,261			△ 8,292		△ 4,587	△ 1,382
市行分収造林事業	木材運搬手数料 △1,782千円、境界測量委託料 △11,637千円、市行分収造林事業分収金 △842千円							
治山費	14,834	4,000	18,834			4,000		
治山事業	治山施設新設改良工事費							
水産業振興費	11,444	△ 6,400	5,044		△ 3,200			△ 3,200
水産振興対策事業	江津市沿岸自営漁業促進事業補助金							
商工費								
商工振興費	30,000	△ 10,000	20,000				△ 10,000	
小規模企業育成事業	島根県小規模企業育成資金貸付金							
商工振興費	109,926	△ 20,700	89,226			△ 29,800		9,100
地場産業振興センター運営事業	地場産業振興センター更新工事監理業務委託料 △1,500千円 エレベーター新設改良工事費 △17,000千円、施設設備改修工事費 △2,200千円							
商工振興費	60,000	441,192	501,192	306,451				134,741
物価高騰対策費	印刷製本費 3,000千円、通信運搬費 7,400千円、地域応援券事業業務委託料 430,000千円、器具購入費 792千円							
土木費								
公共道路事業費	54,500	△ 52,000	2,500	△ 28,340		△ 26,100		2,440
市道敬川試験場線側溝改良事業	道路新設改良工事費 △50,000千円、水道管移設補償費 △2,000千円							
公共道路事業費	429,600	35,442	465,042	△ 7,954		43,400		△ 4
通学路整備事業	赤羽根団地8号線道路改良工事費							
公共道路事業費	80,800	△ 58,238	22,562	△ 31,834		△ 26,400		△ 4
落石対策事業	落石対策工事費							
市街地整備事業費	33,571	△ 16,420	17,151	△ 5,380		△ 9,000		△ 2,040
有福温泉地区街なみ環境整備事業	実施設計業務委託料 △9,100千円、測量業務委託料 △2,998千円、用地取得費 △2,722千円、住宅修景補助金 △2,000千円、物件移転補償費 400千円							
教育費								
事務局費	159,686	△ 11,057	148,629		△ 5,774			△ 5,283
事務局費(ICT環境整備)	器具購入費(児童生徒用パソコン更新及びソフト導入)							
学校管理費	198,906	△ 15,338	183,568	△ 19,141		3,900		△ 97
小学校教育施設整備事業	実施設計委託料 △100千円、營繕工事費 △16,238千円、新設改良工事費 △1,000千円							
学校管理費	253,456	50,000	303,456			50,000		
仮称西部統合小学校建設事業	敷地造成工事費							

令和7年度 3月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
生涯学習施設管理費	3,436	3,435	6,871					3,435
水の国管理費	施設等新設改良工事費							
学校給食費	190,545	△ 5,000	185,545					△ 5,000
学校給食費	光熱水費 △3,000千円、建物付属設備新設改良工事費 △2,000千円							

災害復旧費

現年発生公共土木施設災害復旧費	22,150	△ 6,434	15,716	△ 1,334		△ 3,100		△ 2,000
現年発生公共土木施設災害復旧事業	修繕料(嘉戸団地、蘿沢公園2号湖畔園路) △3,300千円、測量業務委託料(蘿沢公園) △1,104千円、災害復旧工事費(蘿沢公園) △2,000千円							

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							

国民健康保険事業特別会計

	3,033,620	△ 7,500	3,026,120					△ 7,500
国民健康保険事業特別会計	【歳入】職員給与費等繰入金 △7,500千円 【歳出】システム保守委託料 △9,012千円、ガバメントクラウド利用料 1,512千円							

後期高齢者医療事業特別会計

	874,098	244	874,342	1,034			3,000	△ 3,790
後期高齢者医療事業特別会計	【歳入】保険料 5,798千円、一般会計繰入金 △6,588千円、システム改修費補助金 1,034千円 【歳出】システム修正業務委託料 △2,756千円、後期高齢者医療広域連合納付金 3,000千円							

令和7年度 3月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳												
	市債分類番号	説明名称	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等復旧・単独	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策	8.水道事業債(一般会計出資債)	
			現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)		
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	7	96,500		96,500										96,500		
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100		5,100											5,100	
	生活交通バス整備事業	7	11,000		11,000											11,000	
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400											85,400	
児童福祉債	保育所等整備事業	7	7,000		7,000											7,000	
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700											10,700	
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500											346,500	
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900											15,900	
農業債	農道整備事業	7	13,000	△ 12,600	400											400	
	農地耕作条件改善事業	4	500	(13,700)	500				500	(13,700)							
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500									6,500			
	ライスセンター再編整備事業	7	(300,800)		(300,800)										(300,800)		
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800	4,000	18,800					18,800		18,800					
	林業専用道開設事業	6	35,000	△ 3,000	32,000	(10,100)								32,000	(10,100)		
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200	△ 29,800	61,400											61,400	
	観光費	7	(2,800)		(2,800)										(2,800)		
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5															
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	26,100	△ 26,100													
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000					8,000		8,000					
	橋梁長寿命化事業	6・7	24,300	△ 1,300	23,000	(4,600)								6,100	16,900	(4,600)	
	通学路整備事業	7	181,400	43,400	224,800	(7,200)									224,800	(7,200)	
	道路ストック総点検事業	1	2,000	△ 2,000													
	落石対策事業	1	34,900	△ 26,400	8,500	8,500											
	道路維持補修事業	5	(55,000)	(21,500)	10,000	65,000	(21,500)			65,000		65,000				(21,500)	
河川債	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	(4,000)		(4,000)										(4,000)		
	河川浚渫事業	5	10,000		10,000					10,000		10,000					
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	90,100	(1,200)	90,100	(1,200)									90,100	(1,200)	
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700										18,700		
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200	△ 9,000	10,200										10,200		
	石見海浜公園整備事業	7	14,000	△ 10,500	3,500										3,500		
	防災集団移転促進事業	4	79,500	(97,800)	79,500	(97,800)			79,500	(97,800)							
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300										7,300		
	まち交公園整備事業	7	5,400		5,400										5,400		

令和7年度 3月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳												
	市債分類番号	説明名称	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等復旧・単独	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独(5~3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策	8.水道事業債(一般会計出資債)	
						現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)				
都市公園管理事業	7	都市公園管理事業	(10,700)		(10,700)									(10,700)			
消防債	5	防災施設整備事業	24,700	2,600	27,300					27,300	27,300						
															53,700		
上水道債	8	上水道事業		43,100	43,100											43,100	
																157,700	
																287,300(171,500)	
小学校債	7	大規模改修事業	153,800	3,900	157,700												
中学校債	7	大規模改修事業	21,900	△ 5,700	16,200											16,200	
教育債	7	学校給食費	15,300		15,300											15,300	
社会教育債	7	コミニティセンター管理事業	2,600		2,600											2,600	
																7,700	
臨時財政対策債	13	臨時財政対策債															
農林水産施設災害復旧費	3	現年発生農業用施設災害復旧事業	1,900 (1,000)		1,900 (1,000)	1,900 (1,000)											
公共土木施設等災害復旧費	3	現年発生林道災害復旧事業	6,500 (300)		6,500 (300)	6,500 (300)											
市債・現年分合計			1,901,200	24,900	1,926,100	8,500	48,500	2,700	80,000	141,400	39,600	91,800	10,000	54,800	1,547,100	43,100	
市債・繰越分合計()書き			(733,500)		(733,500)		(15,300)	(3,300)	(111,500)	(69,000)		(69,000)		(10,100)	(524,300)		
市債・現年分 繰越分 合計			2,634,700	24,900	2,659,600	8,500	63,800	6,000	191,500	210,400	39,600	160,800	10,000	64,900	2,071,400	43,100	

1. 収益的収入及び支出(税込)

単位:千円

区分		既決予定額	補正予定額	計	備考
収益的収入	営業収益	529,342	0	529,342	
	給水収益	527,429	0	527,429	
	その他営業収益	1,913	0	1,913	
	営業外収益	281,291	0	281,291	
	受取利息	27	0	27	
	分担金	6,600	0	6,600	
	他会計補助金	94,609	0	94,609	
	長期前受金戻入	163,295	0	163,295	
	退職給付引当金戻入益	7,280	0	7,280	
	賞与等引当金戻入益	4,103	0	4,103	
収益的支出	貸倒引当金戻入益	75	0	75	
	雑収益	5,302	0	5,302	
	特別利益	0	0	0	
	収入合計	810,633	0	810,633	
	営業費用	725,498	4,400	729,898	
	職員給与費	54,548	0	54,548	
	受水費	213,074	4,400	217,474	超過料金
	修繕費	36,913	0	36,913	
	委託料	64,007	0	64,007	
	減価償却費	281,504	0	281,504	
損益計算(税抜)	その他営業費用	75,452	0	75,452	
	営業外費用	46,523	5,000	51,523	
	支払利息	41,491	0	41,491	
	その他営業外費用	5,032	5,000	10,032	消費税及び地方消費税
	特別損失	1	0	1	
	予備費	2,500	0	2,500	
	支出合計	774,522	9,400	783,922	
	収益的收支差引	36,111	△ 9,400	26,711	
	経常損益	26,298	△ 4,000	22,298	予定損益計算書より
	当年度純損益	26,297	△ 4,000	22,297	

2. 資本の収入及び支出（税込）

単位:千円

区分		既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的収入	国庫補助金	14,000	△ 5,360	8,640	
	他会計補助金	73,667	0	73,667	
	他会計負担金	6,160	0	6,160	
	工事負担金	77,850	0	77,850	
	企業債	183,400	△ 48,200	135,200	上水道事業債 △38,500 辺地対策事業債 △2,200 過疎対策事業債 △7,500
	他会計出資金	0	43,185	43,185	水道管路耐震化事業一般会計出資金
収入合計		355,077	△ 10,375	344,702	
資本的支出	建設改良費	343,309	△ 30,000	313,309	
	原水及び浄水施設整備費	0	0	0	
	送配水施設整備費	308,219	△ 30,000	278,219	設備更新工事
	営業設備費	355	0	355	
	資本勘定職員給与費	34,735	0	34,735	
	災害復旧事業費	100	0	100	
	企業債償還金	237,067	0	237,067	
	予備費	1,500	0	1,500	
支出合計		581,976	△ 30,000	551,976	
資本的収支差引		△ 226,899	19,625	△ 207,274	
補てん財源使用額	当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	19,148	△ 2,240	16,908	
	過年度分損益勘定留保資金	207,751	△ 17,385	190,366	
	当年度分損益勘定留保資金				
	繰越利益剰余金				

令和7年度 江津市下水道事業会計補正予算(第3号)概要書

全員協議会 資料No.25-3
R8.2.17 下水道課

1. 収益の収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区分・科目		既決予定額	補正予定額	計	備考
収入	営業収益	159,719	0	159,719	
	営業外収益	730,506	△ 6,235	724,271	
	負担金及び分担金	500	4,012	4,512	公共下水道受益者負担金 3,512 公共下水道区域外加入協力金 500
	他会計補助金	174,821	△ 12,927	161,894	地方債元利償還金補助分 △896 運営費補助分 △12,031
	雑収益	3,070	2,680	5,750	個別排水処理施設支障移転補償費分
	特別利益	8	0	8	
収入合計		890,233	△ 6,235	883,998	
支出	営業費用	817,974	△ 11,750	806,224	
	修繕費	67,348	△ 3,000	64,348	機械及び装置維持補修分
	委託料	194,260	△ 8,750	185,510	管路台帳システム更新等業務分 △6,500 施設維持管理業務分 △2,250
	営業外費用	69,785	△ 813	68,972	
	支払利息	69,735	△ 813	68,922	
	特別損失	0	0	0	
支出合計		889,059	△ 12,563	876,496	
収益の收支差引 (税込)		1,174	6,328	7,502	
経常利益 (△損失) (税抜)		15,321	5,146	20,467	
純利益 (△損失) (税抜)		15,329	5,146	20,475	

2. 資本的収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区分・科目		既決予定額	補正予定額	計	備考
収入	国庫補助金	156,150	13,060	169,210	社会資本整備総合交付金 15,000 防災・安全交付金 △1,940
	工事負担金	58,541	△ 30,000	28,541	管渠等支障移転負担金分
	他会計補助金	230,179	12,817	242,996	
	企業債	310,600	△ 28,900	281,700	下水道債 △16,000 資本費平準化債 △12,900
	他会計負担金	13,667	0	13,667	
	収入合計	769,137	△ 33,023	736,114	
支出	建設改良費	482,320	△ 38,126	444,194	
	公共下水道施設整備費	423,033	△ 5,526	417,507	計画策定業務 △5,380 事務費 △146
	集落排水施設整備費	38,500	△ 32,600	5,900	支障移転設計業務 △30,000 制御盤移設工事 △ 2,600
	企業債償還金	331,006	△ 83	330,923	
	予備費	500	0	500	
	支出合計	813,826	△ 38,209	775,617	
資本的収支差引		△ 44,689	5,186	△ 39,503	
補填財源使用額	当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	42,008	△ 3,463	38,545	
	当年度分及び過年度分 損益勘定留保資金	2,681	△ 1,723	958	
	繰越利益剩余金	-	-	-	

物価高騰対策費について (ごうつ地域応援券事業)

1. 事業の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が市民生活に大きな影響を与える中、ごうつ地域応援券（以下「応援券」という。）を市民全員へ配布し、食料品等の価格高騰による市民への影響を緩和する。

2. 事業の内容

- (1) 配布額 1,000 円券 × 20 枚 = 20,000 円分／人
- (2) 応援券は世帯人数分を世帯ごとに送付する。
- (3) 応援券が使える店舗等（登録事業者）は、商工団体を通じて募集する。
- (4) 応援券はすべての登録事業者の店舗等で使える「共通券」と地元事業者の店舗等のみで使える「地域券」を設定する。
- (5) 応援券の利用開始時期は 6 月から 7 月を予定。

3. 事業の効果と目標

市民の家計負担軽減

4. 事業費

449,192 千円

換金資金 420,000 千円、事務費 10,400 千円（印刷費、送料）、
委託費 18,000 千円（換金事務等）、備品購入費 792 千円（用紙計数機）

5. 予算額（補正額）

441,192 千円

（財源） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 306,451 千円
一般財源 134,741 千円

通学路整備事業について (市道赤羽根団地8号線道路改良工事)

1. 事業の目的

平成24年度より各小中学校の通学路において学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会が連携して合同点検を実施し、必要な対策内容について協議している。

その合同点検の結果に基づき、要対策となった箇所について通学児童の安心・安全な道路環境整備を実施する。

2. 事業の内容

仮称西部統合小学校建設事業に関連し、市道赤羽根団地8号線の道路改良を実施する。これにより歩行空間を確保した道路を新設する。

3. 事業の効果と目標

通学路に歩道を整備することにより、通学児童の交通安全を確保する。

4. 事業費及び予算額

・市道赤羽根団地8号線道路改良工事 35,442千円

【財源】

国 費 21,052千円（社会資本整備総合交付金）

市 債 14,300千円（過疎債）

一般財源 90千円

仮称西部統合小学校建設事業について (令和7年度仮称西部統合小学校敷地造成工事)

1. 事業の目的

「第2次学校整備再編基本計画」に基づき、津宮小学校及び川波小学校の統合を行い、令和10年度の開校を目指している。この建設事業を着実に進めることを目的とする。

2. 事業の内容

仮称西部統合小学校敷地造成工事（駐車場整備の追加及び交通誘導員の配置等）

3. 事業の効果と目標

造成工事の数量変更及び学校現場からの要望により、駐車場の整備を前倒して行い、駐車場不足の解消や児童の避難場所の確保を行う。また、交通誘導員の配置増により、安全対策を行う。

4. 事業費及び予算額

仮称西部統合小学校敷地造成工事 50,000千円

【財源内訳】

市 債 50,000千円（過疎債）